

令和 8 (2026) 年度

栃木県の 医薬・生活衛生行政

令和 8 (2026) 年 6 月

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

目 次

第1 令和7(2025)年度事業実績

＜生活衛生関係＞

1 生活衛生関係営業

(1) 生活衛生関係営業施設の状況	1
(2) 理容師・美容師及びクリーニング師の試験	4
(3) 生活衛生関係営業指導事業実施状況	6
(4) 生活衛生同業組合等の状況	7
(5) 公衆浴場入浴料金の状況	8
(6) 特定建築物数及び監視状況等	9
(7) 墓地等の状況	11
(8) 遊泳用プールの監視状況	12
(9) ねずみ・衛生害虫等相談受付状況	13
(10) 住宅宿泊事業法の届出状況	14

2 動物愛護・管理及び狂犬病予防

(1) 動物の適正な飼養及び保管	15
(2) 放浪犬・野犬対策	18
(3) 飼えなくなった犬猫の引取り	19
(4) 動物取扱業者指導	20
(5) 特定動物に関する指導	20
(6) 愛玩動物看護師養成所	21
(7) 動物の死体収容	22

3 食品衛生

(1) 食品営業施設の状況	23
(2) 監視指導等の状況	27
(3) 食品等の収去検査の状況	37
(4) 食中毒の発生状況	42
(5) 調理師免許	48
(6) 製菓衛生師免許	48
(7) 栃木県食品技術功労者表彰状況	49
(8) ふぐ営業施設の状況	49
(9) 食品衛生検査業務管理	50

4 食品の安全

(1) 栃木県食品安全推進本部会議の開催	53
(2) とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	53
(3) 食品の安全性に関する意見交換会等の開催	54
(4) 食品の安全性に関する理解促進	54
(5) とちぎHACCPの普及推進	55
(6) 食品表示適正化の推進	56
(7) 食品等の自主回収情報の公表	56

5 食肉衛生

(1) と畜場施設の概要	58
(2) と畜検査の状況	59
(3) 食鳥処理場及び届出食肉販売業の概要	61
(4) 輸出対応業務の概要	61

<薬務関係>

1 薬事指導事業

(1) 概況	62
(2) 栃木県地方薬事審議会の開催	62
(3) 薬局・医薬品販売業者及び医薬品等製造業者の状況	63
(4) 薬局・医薬品等製造業等の許可申請状況	65
(5) 薬事監視の状況	69
(6) 無承認無許可医薬品等の違反発見状況及び買上調査	71
(7) 医薬品等一斉監視指導	71
(8) 登録販売者試験及び登録販売者の状況	72
(9) 医薬品等の生産額の推移（県内製造所の額）	73
(10) 災害用医薬品等の備蓄対策等	74
(11) 医薬分業の推進	75
(12) 在宅医療に係る医薬品供給・応需体制整備対策	77
(13) 薬と健康の週間	77
(14) 薬局機能情報の提供	78
(15) 各種研修会の開催状況	78
(16) 家庭用品の安全対策	79
(17) 後発医薬品安心使用促進事業	79
(18) 薬剤師の状況	80
(19) 電子処方箋の活用・普及の促進事業	81
(20) 保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援事業費補助金	81

2	毒物劇物登録等事業	
(1)	概況	82
(2)	毒物劇物営業者等の登録状況	82
(3)	毒物劇物営業者等の申請状況	83
(4)	毒物劇物営業者等の監視状況	84
(5)	毒物劇物取扱者試験の実施状況	84
3	血液対策事業	
(1)	概況	85
(2)	血液需給と献血率	85
(3)	献血の状況	85
(4)	献血会登録状況	89
(5)	栃木県献血推進協議会の開催	89
(6)	栃木県合同輸血療法委員会の開催	89
(7)	献血功労者表彰式の開催	90
4	骨髄バンク事業	
(1)	概況	91
(2)	ドナー登録者数の推移	91
(3)	県主催による骨髄バンクドナー登録啓発活動の実施	92
(4)	骨髄バンク助成事業の状況	92
(5)	骨髄バンク事業推進連絡協議会の開催	92
(6)	参考 県内骨髄等移植・採取認定病院	92
5	麻薬・大麻・けし・覚醒剤取締事業	
(1)	概況	93
(2)	薬物乱用防止対策	95
(3)	薬物依存症対策	96
(4)	麻薬等取締指導	98
(5)	国有ワクチン・抗毒素の供給状況	106
6	温泉対策事業	
(1)	概況	107
(2)	源泉の状況	107
(3)	利用の状況	111
(4)	環境審議会温泉部会の開催と掘削等の許可	112
(5)	各種調査等の実施	113
(6)	温泉の採取許可関係	115
(7)	温泉の利用許可関係	116
(8)	普及啓発事業	117

(9) その他	117
---------------	-----

第2 参考資料

1 主な条例・規則等	118
2 医薬・生活衛生課関係団体	120
3 附属機関等構成員名簿	123

第1 令和7(2025)年度事業実績

＜生活衛生関係＞

1 生活衛生関係営業

(1) 生活衛生関係営業施設の状況	1
(2) 理容師・美容師及びクリーニング師の試験	4
(3) 生活衛生関係営業指導事業実施状況	6
(4) 生活衛生同業組合等の状況	7
(5) 公衆浴場入浴料金の状況	8
(6) 特定建築物数及び監視状況等	9
(7) 墓地等の状況	11
(8) 遊泳用プールの監視状況	12
(9) ねずみ・衛生害虫等相談受付状況	13
(10) 住宅宿泊事業法の届出状況	14

1 生活衛生関係営業

(1) 生活衛生関係営業施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生関係営業は、公衆衛生の見地から県民の日常生活に極めて密着した業であり、各営業者の健全な経営と、衛生水準の改善向上を図る。

県では、関係法令に基づいて、各営業の許可等に係る業務を行うとともに、公衆衛生の見地から必要な監視及び指導を実施している。

ア 生活衛生関係営業施設

生活衛生関係営業施設は、次のとおり令和8(2026)年3月31日現在8,391施設で、令和7(2025)年3月31日(8,312施設)に比し、79施設の増となっている。

生活衛生関係営業施設の年次推移

区分 年度	理容所 施設数	美容所 施設数	クリーニング所 施設数	興行場 施設数	旅館 施設数	公衆浴場 施設数	計 施設数
H12(2000)	2,040	2,832	1,822	62	2,118	467	9,341
H13(2001)	2,041	2,870	1,821	57	2,104	472	9,365
H14(2002)	2,030	2,919	1,778	57	2,081	469	9,334
H15(2003)	2,041	2,958	1,749	59	2,051	482	9,340
H16(2004)	2,037	2,992	1,743	60	1,997	478	9,307
H17(2005)	2,047	3,013	1,668	60	1,948	493	9,229
H18(2006)	1,998	2,969	1,604	64	1,917	506	9,058
H19(2007)	1,985	2,971	1,508	65	1,832	496	8,857
H20(2008)	1,950	2,935	1,346	63	1,739	481	8,514
H21(2009)	1,938	2,932	1,303	65	1,718	484	8,440
H22(2010)	1,903	2,914	1,246	65	1,665	479	8,272
H23(2011)	1,898	2,937	1,208	64	1,643	478	8,228
H24(2012)	1,870	2,941	1,208	64	1,598	466	8,147
H25(2013)	1,834	2,933	1,145	62	1,583	460	8,017
H26(2014)	1,808	2,944	1,094	57	1,619	452	7,974
H27(2015)	1,767	2,943	1,034	60	1,658	446	7,908
H28(2016)	1,741	2,984	983	63	1,650	435	7,856
H29(2017)	1,721	3,029	954	63	1,669	433	7,869
H30(2018)	1,712	3,069	918	64	1,708	429	7,900
R1(2019)	1,705	3,098	890	65	1,746	424	7,928
R2(2020)	1,693	3,128	846	65	1,804	417	7,953
R3(2021)	1,689	3,179	803	61	1,829	410	7,971
R4(2022)	1,675	3,237	759	62	1,945	413	8,091
R5(2023)	1,667	3,292	739	59	2,034	412	8,203
R6(2024)	1,628	3,322	713	60	2,182	407	8,312
R7(2025)	1,595	3,337	697	59	2,293	410	8,391

※表は、宇都宮市が平成8(1996)年4月1日から中核市に移行したことにより平成8(1996)年以降は宇都宮市分の施設数を除いての掲載である。

生活衛生関係営業施設数の許可（確認）及び廃止件数

保健所 区 分		県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	計
理 容 所	施 設 数	192	143	470	509	281	1,595
	新 規 件 数	0	2	3	2	1	8
	廃 止 件 数	4	10	4	6	17	41
	増 減	-4	-8	-1	-4	-16	-33
美 容 所	施 設 数	436	246	1002	941	712	3,337
	新 規 件 数	12	5	31	23	14	85
	廃 止 件 数	4	9	13	17	27	70
	増 減	8	-4	18	6	-13	15
ク リ ー ニ ン グ 所	施 設 数	92	56	211	208	130	697
	新 規 件 数	1	0	1	2	1	5
	廃 止 件 数	2	3	5	7	4	21
	増 減	-1	-3	-4	-5	-3	-16
興 行 場	施 設 数	14	8	11	18	8	59
	新 規 件 数	0	0	0	0	0	0
	廃 止 件 数	0	0	0	1	0	1
	増 減	0	0	0	-1	0	-1
旅 館	施 設 数	538	66	97	1,505	87	2,293
	新 規 件 数	48	3	6	95	1	153
	廃 止 件 数	7	3	1	29	2	42
	増 減	41	0	5	66	-1	111
公 衆 浴 場	施 設 数	89	22	65	189	45	410
	新 規 件 数	3	0	1	6	2	12
	廃 止 件 数	0	0	1	5	3	9
	増 減	3	0	0	1	-1	3
計	施 設 数	1,361	541	1,856	3,370	1,263	8,391
	新 規 件 数	64	10	42	128	19	263
	廃 止 件 数	17	25	24	65	53	184
	増 減	47	-15	18	63	-34	79

（注）

- 1 施設数は、令和 7（2025）年 3 月 31 日現在である。
- 2 新規件数は、令和 6（2024）年度中に営業許可及び使用確認した件数である。
- 3 廃止件数は、令和 6（2024）年度中に廃止及び取消した件数である。

生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況（令和８（2026）年３月31日現在）

保健所 区 分			県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	計
理容所	施 設 数		192	143	471	509	281	1,596
	監 視 件 数		24	30	32	6	64	156
美容所	施 設 数		436	246	1002	941	712	3,337
	監 視 件 数		47	40	84	30	145	346
クリーニング所	施 設 数	一 般	48	23	82	86	59	298
		取 次 店	43	32	109	113	65	362
		計	91	55	191	199	124	660
	無 店 舗 取 次 店		1	1	20	9	6	37
	監 視 件 数		11	10	20	4	22	67
興行場	施 設 数	映 画 館	1	0	2	1	2	6
		ス ポ ー ツ 施 設	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	13	8	9	17	6	53
		計	14	8	11	18	8	59
	監 視 件 数		1	1	2	0	1	5
旅館	施 設 数	ホ テ ル ・ 旅 館	378	45	88	693	80	1,284
		簡 易 宿 所	160	21	9	812	7	1,009
		下 宿	0	0	0	0	0	0
		計	538	66	97	1,505	87	2,293
	監 視 件 数		103	10	18	149	22	302
公衆浴場	施 設 数	一 般	1	0	2	1	1	5
		個 室 付 き 浴 場	1	0	1	0	1	3
		そ の 他	87	22	62	188	43	402
		計	89	22	65	189	45	410
	監 視 件 数		15	4	27	28	24	98

理容師・美容師及びクリーニング師就業状況（令和８（2026）年３月31日現在）

区 分	県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	計
理 容 師	313	237	852	774	493	2,669
美 容 師	714	442	1,938	1,638	1,289	6,021
ク リ ー ニ ン グ 師	66	31	108	123	110	438

理容師・美容師出張営業届出及び廃止件数

保健所	理 容			美 容		
	届出数	新規件数	廃止件数	届出数	新規件数	廃止件数
県 西	14	1	0	33	3	0
県 東	7	0	0	27	2	0
県 南	16	0	0	52	5	0
県 北	16	0	0	39	5	0
安 足	5	1	0	24	4	0
計	58	2	0	175	19	0

(注) 1. 届出数は、令和 8 (2026) 年3月31日現在である。

2. 新規件数及び廃止件数は、令和 7 (2025) 年4月1日から令和 8 (2026) 年3月31日までに届出があった件数である。

(2) 理容師・美容師及びクリーニング師の試験

ア 理容師及び美容師試験

平成10(1998)年4月の理容師法・美容師法の改正により、従来、知事が実施していた学科試験・実地試験が、厚生労働大臣の実施する筆記試験・実技試験に変更になり、実地習練は廃止になった。

これに伴い、原則として中学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む）で、厚生労働大臣の指定した理・美容師養成施設において一定期間（昼間課程2年、夜間課程2年、通信課程3年）以上、理・美容師になるために必要な知識及び技能を習得し、筆記試験及び実技試験に合格した者が、厚生労働大臣に申請後、免許を受けることになった。

理容師養成施設及び美容師養成施設（開校中）の状況

(令和 8 (2026) 年3月31日現在)

施 設 の 名 称	所 在 地	課 程
栃 木 県 美 容 専 門 学 校	宇都宮市宿郷2丁目10-11 (電話 028-651-5210)	昼間
		通信
栃 木 美 容 専 門 学 院	栃木市惣社町2484 (電話 0282-27-9611)	昼間
足 利 デ ザ イ ン ビ ュ ー テ イ 専 門 学 校	足利市田中町914 (電話 0284-72-2981)	昼間
		通信
国 際 テ ク ニ カ ル 美 容 専 門 学 校 美 容 学 科	小山市城東1-106-21 (電話 0285-21-3991)	昼間
国 際 テ ク ニ カ ル 理 容 美 容 専 門 学 校	宇都宮市大通り4-1-19 (電話 028-622-3091)	昼間
		通信

イ クリーニング師試験

クリーニング師となるためには、中学校を卒業した者（これと同等以上の学力があると認められた者を含む。）で、知事が実施するクリーニング師試験に合格し、免許を受けなければならない。

令和 7 (2025) 年度のクリーニング師試験の実施状況は、次のとおり。

令和 7 (2025) 年11月16日(日) (学科・実地試験とも)

クリーニング師試験実施状況

区 分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和 2 年度 (2020年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)
出 願 者	24	29	32	30	32	19	27	28
受 験 者	23	27	32	28	25	18	24	26
合 格 者	18	18	21	16	16	13	16	15
合 格 率	78. 3%	66. 7%	65. 6%	57. 1%	64. 0%	72. 2%	66. 7%	57. 7%

(3) 生活衛生関係営業指導事業実施状況

県民の日常生活に極めて関係の深い生活衛生関係営業に対し、健全な経営と公衆衛生水準の向上を図るため、次の事業を実施した。

ア 公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターに対する事業委託

生活衛生関係営業に対する指導の充実・強化を図るため、次の3事業を委託した。

(ア) 広報事業

生衛業者に対し、法令、制度等の制定及び改正、組合事業、経営上の知識の普及啓発を図るため、広報紙「生活衛生とちぎ」を発行した。

(令和7(2025)年5月、8月、11月、令和8(2026)年1月 計4回各5,000部発行)

(イ) 日本政策金融公庫融資に係る推薦事務の取扱い (なお、平成13(2001)年1月4日からは推薦事務全てを委託している。)

日本政策金融公庫の借入申込額が300万円を超えるものについて、推薦書を交付した。

(46件 607,840千円)

イ 生活衛生営業経営特別相談員の養成

生衛業の近代化、合理化を促進し、公衆衛生の向上に資するため、当該営業に関する相談、指導を行う経営特別相談員の養成講習会を例年開催しているが、令和7年度は対象者がいなかった。

参考：(令和7(2025)年3月11日開催、理容組合1名、食肉組合1名の計2名)

ウ 公衆浴場に対する助成

(ア) 公衆浴場設備整備費補助 (昭和53(1978)年度から実施)

公衆浴場の設備の改善に要する費用負担の軽減を図り、公衆浴場の確保及び公衆衛生水準の確保に資するため、費用の1/3について補助を実施した。

(4件 364,000円)

(イ) 公衆浴場振興計画補助 (平成7(1995)年度から実施)

公衆浴場の確保と経営の安定に資するため、県公衆浴場振興計画に基づき実施する事業に対して、定額補助を実施した。

(栃木県公衆浴場業生活衛生同業組合 200,000円)

エ (公財) 栃木県生活衛生営業指導センターに対する補助

(ア) 生活衛生関係営業対策事業費補助

(公財) 栃木県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生関係営業対策事業について補助を実施した。

30,840千円 [国1/2、県1/2]

(事業の目的)

生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的とする。

(イ) 生活衛生営業振興事業費補助

(公財) 栃木県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生営業振興事業について補助を実施した。

4,000千円 [県単]

(事業の目的)

生活衛生営業14業種における消費者サービスの向上、雇用管理の改善及び営業者・従業員の資質の向上等を図り、地域における生活衛生業界の衛生水準の向上と振興に資することを目的とする。

(4) 生活衛生同業組合等の状況

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、営業者は、営業施設の衛生措置の基準を遵守し、経営の健全化と業務の振興を推進するため、業種ごとに生活衛生同業組合、また、生活衛生同業組合の地区内の一部の地域を対象に、生活衛生同業小組合を組織することができることになっている。

生活衛生同業組合は、14業種、生活衛生同業小組合は、1地域について設立されており、さらに各生活衛生同業組合の連合体として栃木県生活衛生同業組合協議会が組織され協議会が中心となり昭和57(1982)年3月12日に財団法人栃木県生活衛生営業指導センターを設立し同年4月1日に知事が指定した。

県は、法律の目的を達成するため、公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターを中心として、生活衛生同業組合の自主的な活動を助成するとともに経営の健全化、衛生水準の維持向上のための各種の事業を実施し、また未組織の業種についてはその組織化に努めた。

なお、平成13(2001)年1月6日から、法律の名称が「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」へ、「環境衛生営業指導センター」の名称が「生活衛生営業指導センター」へ、「環境衛生同業組合」の名称が「生活衛生同業組合」へとそれぞれ名称変更されている。

生活衛生同業組合一覧表

(組合員数は令和7(2025)年12月31日現在)

	業 種	名 称	所 在 地	電 話 F A X	代表者	設立許可 年 月 日	組 合 員 数
1	主としてすしを扱う 飲 食 店 営 業	栃 木 県 寿 司 商 生活衛生同業組合	〒320-0053 宇都宮市戸祭町3027-1	627-3900 627-6001	藤咲 幸生	昭35(1960) 6. 8	37
2	主としてめんを扱う 飲 食 店 営 業	栃 木 県 め ん 類 業 生活衛生同業組合	〒320-0066 宇都宮市駒生1-2-17	680-5346 680-5347	高久 光男	昭34(1959) 10. 20	80
3	主として中華料理を 扱 う 飲 食 店 営 業	栃 木 県 中 華 料 理 生活衛生同業組合	〒320-0837 宇都宮市弥生2-1-4	637-4507 637-9772	亀井 實	昭41(1966) 3. 19	101
4	風俗営業たる飲食店 営業であって、料理 店、待合その他これ らに類するもの	栃 木 県 料 理 業 生活衛生同業組合	〒320-0051 宇都宮市上戸祭町63-1 かが田内	621-5182 621-5182	加賀田修一	昭36(1961) 4. 5	20
5	食 肉 販 売 業	栃 木 県 食 肉 生活衛生同業組合	〒321-0111 宇都宮市川田町211-3	656-4092 656-6824	鈴木 宏幸	昭33(1958) 9. 24	125
6	理 容 業	栃 木 県 理 容 生活衛生同業組合	〒320-0027 宇都宮市塙田4-4-10	622-3517 625-7593	山本 賢司	昭32(1957) 12. 28	641
7	美 容 業	栃 木 県 美 容 業 生活衛生同業組合	〒321-0945 宇都宮市宿郷2-10-11	651-5225 635-3090	渡辺 稔	昭33(1958) 1. 13	368
8	興 行 場 営 業	栃 木 県 興 行 生活衛生同業組合	〒320-0802 宇都宮市江野町7-13 プラザヒカリ内	634-3769 634-1414	柳 健	昭33(1958) 1. 10	11
9	ホテル及び旅館営業	栃木県旅館ホテル 生活衛生同業組合	〒320-0812 宇都宮市一番町3-17 福田ビジネスビル 1 F	636-7246 636-7465	福田 治雄	昭33(1958) 9. 27	285
10	浴 場 業	栃木県公衆浴場業 生活衛生同業組合	〒320-0072 宇都宮市若草1-9-5 宝湯内	624-8049 624-8049	稲垣 佐一	昭33(1958) 3. 31	3
11	ク リ ー ニ ン グ 業	栃 木 県 ク リ ー ニ ン グ 業 生活衛生同業組合	〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館 4 F	622-7527 622-7509	長尾 清敏	昭32(1957) 12. 28	59
12	社 交 飲 食 業	栃木県社交飲食業 生活衛生同業組合	〒323-0826 小山市雨ヶ谷741-1 (株)小山中央観光バス 事務所内	0285- 31-1313 0285- 27-0848	中島 一男	昭53(1978) 9. 19	120
13	飲 食 業	栃 木 県 飲 食 業 生活衛生同業組合	〒320-0053 宇都宮市戸祭町2183-1 栃木県電機商業組合事 務所 2 F	625-5003 625-7776	渡辺 三夫	昭53(1978) 11. 20	530
14	食 鳥 肉 販 売 業	栃木県食鳥肉販売業 生活衛生同業組合	〒320-0033 宇都宮市本町6-10 (有)金田昇商店内	622-2053 643-7750	金田 曄	昭57(1982) 3. 5	13
計	14組合						2, 393

名 称	所 在 地	電 話	代表者	設 立 年月日	組合数
栃木県生活衛生同業組合協議会	〒320-0027 宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル4F	625-2660	柳 健	昭36(1961) 6.20	14

名 称	所 在 地	電 話	代表者	設立許可 年 月 日	基 本 財 産
公 益 財 団 法 人 栃木県生活衛生営業指導センター	〒320-0027 宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル4F	625-2660	柳 健	昭57(1982) 3.5	500万円

(5) 公衆浴場入浴料金の状況

公衆浴場入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する省令」に基づき知事が決定することとなっており、次の料金は令和5(2023)年2月3日の栃木県告示第40号により、同年2月15日から適用されたものである。

公衆浴場入浴料金

区 分		
大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上12歳未満)	小 人 (6歳未満)
460円	200円	100円

(6) 特定建築物数及び監視状況等

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45(1970)年10月施行)により特定建築物の所有者等は、そのビルの空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫の防除について、適正に維持管理することが義務づけられている。

県では、政令等に定める維持管理基準により管理されているか監視指導を実施している。

また、ビルの衛生的環境の確保には建築物の清掃等を行う事業者の資質の向上が重要であることから、登録制度に基づき立入検査や指導を実施した。

事業の登録状況（令和7（2025）年度）

健康福祉セクター	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物空気 調和用ダクト 清掃業	建築物 飲料水 検査業	建築物 飲料水 槽清掃業	建築物 排水 清掃業	建築物 害虫防 除業	建築物 環境総 管理業	合 計
県 西	7	1	0	2	11	0	1	1	23
県 東	2	0	0	1	5	0	1	0	9
県 南	5	0	0	0	16	2	5	3	31
県 北	3	1	0	1	12	3	0	0	20
安 足	5	2	0	1	13	4	2	4	31
宇都宮市	16	8	1	5	46	5	18	19	118
営業所数計	38	12	1	10	103	14	27	27	232

登録事業者数の年度推移

年 度	建築物 清掃業	建築物 空気環境 測定業	建築物空気 調和用ダクト 清掃業	建築物 飲料水 検査業	建築物 飲料水 槽清掃業	建築物 排水 清掃業	建築物 害虫防 除業	建築物 環境総 管理業	合 計
平成23(2011)年度	39	12	1	13	114	11	22	16	228
平成24(2012)年度	38	12	1	12	108	12	23	15	221
平成25(2013)年度	37	12	1	12	116	13	23	16	230
平成26(2014)年度	36	12	1	12	113	13	22	16	225
平成27(2015)年度	38	12	1	11	116	12	21	15	226
平成28(2016)年度	40	14	1	11	114	11	25	16	232
平成29(2017)年度	36	13	1	11	109	11	27	17	225
平成30(2018)年度	40	13	1	10	110	13	27	17	231
令和元(2019)年度	40	13	1	10	107	13	27	17	228
令和2(2020)年度	38	13	1	10	109	13	28	18	230
令和3(2021)年度	40	13	1	10	106	13	28	18	229
令和4(2022)年度	37	13	1	10	105	13	26	21	226
令和5(2023)年度	37	13	1	10	103	15	25	23	227
令和6(2024)年度	36	12	1	9	108	14	27	26	233
令和7(2025)年度	38	12	1	10	103	14	27	27	232

特定建築物届出数及び立入検査状況(令和7(2025)年度)

健康福祉 センター	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
県西	1	3	16	9	3	72	2	106
県東	3	0	12	8	0	4	4	31
県南	3	1	47	31	8	7	11	108
県北	4	1	67	20	3	52	4	151
安足	4	6	33	8	6	5	3	65
合計	15	11	175	76	20	140	24	461
立入検査数	1	1	6	8	4	14	2	36

特定建築物届出数の年度推移

年 度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
平成23(2011)年度	15	13	140	52	16	131	22	389
平成24(2012)年度	14	12	148	53	16	132	22	397
平成25(2013)年度	14	12	153	54	17	133	23	406
平成26(2014)年度	14	12	154	53	17	131	23	404
平成27(2015)年度	15	12	150	57	17	131	26	408
平成28(2016)年度	15	10	166	60	17	132	22	422
平成29(2017)年度	16	9	165	65	17	128	23	423
平成30(2018)年度	16	10	168	68	18	136	24	440
令和元(2019)年度	16	12	168	68	18	137	24	443
令和2(2020)年度	17	9	173	69	18	137	24	447
令和3(2021)年度	15	9	170	72	18	135	22	441
令和4(2022)年度	15	9	175	74	18	137	22	450
令和5(2023)年度	15	10	175	75	17	137	23	452
令和6(2024)年度	15	10	174	75	18	139	24	455
令和7(2025)年度	15	11	175	76	20	140	24	461

(7) 墓地等の状況

「墓地、埋葬等に関する法律」及び「墓地、埋葬に関する法律施行規則」に基づく墓地等の新設経営許可事務は、平成12(2000)年度から市町村に権限を委譲した。

墓地等施設数、事務取扱件数

地 域	墓 地 等 施 設 数			許 認 可 事 務 取 扱 件 数						
	墓地	火葬場	納骨堂	墓 地 埋 葬 法				施 行 細 則		
				経営許可	変更廃止許可	立入報告	改善命令等	工事完了届	新設等届	変更届
県 西	3,231	2	9	0	1	0	0	0	0	1
県 東	2,599	1	5	0	0	0	0	0	0	0
県 南	2,536	2	15	3	2	0	0	0	0	0
県 北	5,967	4	22	0	1	0	0	0	0	0
安 足	2,266	3	10	2	0	0	0	1	0	0
計	16,599	12	61	5	4	0	0	1	0	1

(注) 施設数は、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在である。

墓地等、埋葬及び火葬の死体胎数

年 度 別	墓 地 等 施 設 数			埋 葬 及 び 火 葬 の 死 体 ・ 死 胎 数								
	墓地	火葬場	納骨堂	死 体			死 胎			総 数		
				埋 葬	火 葬	総 数	埋 葬	火 葬	総 数	埋 葬	火 葬	総 数
S 50 (1975)	14,703	21	26	5,090	7,089	12,179	827	559	1,386	5,917	7,648	13,565
55 (1980)	16,410	14	26	3,466	8,676	12,142	585	459	1,044	4,051	9,135	13,186
60 (1985)	17,526	13	30	2,631	10,288	12,919	429	587	1,016	3,060	10,875	13,935
H2 (1990)	18,515	13	25	1,444	12,571	14,015	382	641	1,023	1,726	13,220	14,946
7 (1995)	16,630	13	33	743	13,568	14,311	146	503	649	889	14,071	14,960
12 (2000)	15,934	12	31	191	12,487	12,678	118	338	456	309	12,825	13,134
13 (2001)	16,388	12	31	160	12,106	12,266	81	319	400	341	12,425	12,766
14 (2002)	16,392	12	29	101	12,816	12,917	99	291	390	200	13,107	13,307
15 (2003)	16,398	12	30	100	13,702	13,802	77	306	383	177	14,008	14,185
16 (2004)	16,518	12	31	53	14,175	14,228	57	310	367	110	14,485	14,595
17 (2005)	16,521	12	34	50	14,861	14,911	42	268	310	92	15,129	15,221
18 (2006)	16,197	12	34	24	12,843	12,867	36	267	303	60	13,110	13,170
19 (2007)	16,198	12	34	18	14,056	14,074	27	237	264	45	14,293	14,338
20 (2008)	16,201	12	34	2	13,589	13,591	22	259	281	24	13,848	13,872
21 (2009)	16,203	12	34	7	15,520	15,527	19	263	282	26	15,783	15,809
22 (2010)	16,208	12	35	3	15,632	15,635	10	248	258	13	15,880	15,893
23 (2011)	16,104	12	34	6	16,838	16,844	9	263	272	15	17,101	17,116
24 (2012)	16,106	12	38	2	15,896	15,898	8	235	243	10	16,131	16,141
25 (2013)	16,130	12	43	5	15,690	15,695	4	213	217	9	15,903	15,912
26 (2014)	16,128	12	45	1	15,493	15,494	0	232	232	1	15,725	15,726
27 (2015)	16,652	12	45	2	16,082	16,084	3	257	260	5	16,339	16,344
28 (2016)	16,653	12	48	5	17,194	17,199	3	212	215	8	17,406	17,414
29 (2017)	16,655	12	47	2	17,388	17,390	4	230	234	6	17,618	17,624
30 (2018)	16,656	12	51	3	17,456	17,459	0	181	181	3	17,637	17,640
R 元 (2019)	16,656	12	52	7	17,298	17,305	2	199	201	9	17,497	17,506
2 (2020)	16,657	12	55	8	16,779	16,787	1	201	202	9	16,980	16,989
3 (2021)	16,654	12	57	6	17,763	17,769	1	159	160	7	17,922	17,929
4 (2022)	16,739	12	59	2	19,238	19,240	3	149	152	5	19,387	19,392
5 (2023)	16,627	12	60	1	20,528	20,529	3	143	146	4	20,671	20,675
6 (2024)	16,615	12	61	1	20,102	20,103	1	127	128	2	20,229	20,231
7 (2025)	16,599	12	61	4	19,309	19,313	2	133	135	6	19,442	19,448

資料：衛生行政報告例

(注 1) 平成8(1996)年度より宇都宮市分を除く

(注 2) 施設数は、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在である。

(8) 遊泳用プールの監視状況

遊泳用プールの監視等については、平成12(2000)年度に市町村への事務委任を廃止し、広域健康福祉センターが「栃木県遊泳用プール衛生指導要綱」に基づいて監視指導を実施している。

健康福祉センター		県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	合 計
施 設 数		17	8	16	28	12	81
プールの 原水による 内訳	水 道 水	10	4	9	15	7	45
	井 戸 水	7	4	6	9	5	31
	温 泉 水	0	0	0	1	0	1
	海 水	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	1	3	0	4
管理責任者 設 置 施 設 数		17	8	16	28	12	81
衛生管理責任者 設 置 施 設 数		17	8	16	28	12	81
立 入 検 査 数		2	3	1	2	5	13

(注)

1. 施設数は、令和8(2026)年3月31日現在である。

(9) ねずみ・衛生害虫等相談受付状況(令和7(2025)年度)

(単位:件)

相 談 害 虫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ハ チ 類	2	9	20	57	64	46	14	2			2	1	217
ス ズ メ バ チ	2	17	31	73	91	109	40	11	2	1	1		378
ダ ニ 類			1	1			1						3
マ ダ ニ													0
ノ ミ 類	1												1
カ 類		2											2
ヤ ス デ 類			1										1
シ ロ ア リ 類		5	1						1				7
ユ ス リ カ 類													0
カ メ ム シ 類						1	1						2
ネ ズ ミ 類	3	2	3		3	3	5	6	7	10	2	2	46
ゴ キ ブ リ 類		1				1							2
ア リ 類		1	4										5
チョウバエ類													0
ト コ ジ ラ ミ			1				1						2
ハ エ 類			1										1
ム カ デ 類			1					1					2
キクイムシ類													0
ア ラ イ グ マ	3	1	3					1			1	3	12
ハ ク ビ シ ン	3	3	2	2	3	1	1	4	1	2	4	3	29
イ タ チ													0
コ ウ モ リ	3	8	10	11	17	14	3	1	3	4	1		75
ハ ト	5		4	4	2	7	2	2	1	2	1	1	31
カ ラ ス		3				1					2		6
そ の 他	14	23	17	9	12	14	12	7	3	6	7	4	128
合 計	36	75	100	157	192	197	80	35	18	25	21	14	950

※ 「その他」具体例:毛虫 17件 相談内容不明 34件

※ 「衛生害虫防除等相談室」に寄せられた相談をもとに集計

『衛生害虫防除等相談室』(栃木県ペストコントロール協会内)
TEL&FAX 028-626-0606

(10) 住宅宿泊事業法の届出状況

住宅宿泊事業とは、旅館業法の許可を受けた営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、一定の条件を満たし、人の居住の用に供されている住宅で、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものをいう。県内の「住宅宿泊事業法(平成30年6月15日施行)」に基づく届出状況は、次のとおりである。

年度		保 健 所					宇都宮市	合 計
		県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	※	
H30		※ 36	※ 28	※ 5	※ 25	※ 12	3	109
R1		41	38	16	73	23	3	194
R2		40	38	16	113	24	3	234
R3		42	37	17	142	24	4	266
R4		47	38	19	170	27	4	305
R5		49	37	22	217	29	5	359
R6		56	38	27	259	31	7	418
R7	新規	21	1	4	46	3	7	82
	廃止	2	1	2	11	9	0	25
	合計	75	38	29	294	25	14	475

※本庁対応

(注)

1. 新規届出件数は、令和7(2025)年度中に届出をした件数である。
2. 事業廃止件数は、令和7(2025)年度中に廃止及び取消した件数である。
3. 届出住宅数は、令和8(2026)年3月31日現在である。

2 動物愛護・管理及び狂犬病予防

(1) 動物の適正な飼養及び保管	15
(2) 放浪犬・野犬対策	18
(3) 飼えなくなった犬等の引取り	19
(4) 動物取扱業者指導	20
(5) 特定動物に関する指導	20
(6) 愛玩動物看護師養成所	21
(7) 動物の死体収容	22

2 動物愛護・管理及び狂犬病予防

飼育動物に関し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例に基づいて、狂犬病のまん延防止、動物愛護の普及啓発、動物の適正飼養等の指導を行っている。

動物の愛護及び管理に関する法律等は飼育動物全般を業務対象であり、平成6(1994)年に設置した「動物愛護指導センター」を拠点とし、各種講習会や動物愛護フェスティバルの実施等により、動物愛護の意識の高揚や知識の普及、動物の正しい飼い方の指導などを推進している。

(1) 動物の適正な飼養及び保管

動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養・管理することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命等に危害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない、この実効を高めるための各種業務を行った。

ア 広報活動

市町及び公益社団法人栃木県獣医師会（以下、「県獣医師会」という。）の協力も得ながら、動物の適正な飼養・管理について、広報紙、ホームページ、X（旧Twitter）で広報を行うとともに、その啓発に努めた。

イ 動物愛護の啓発

動物愛護指導センターは、県民を対象に動物愛護に関する各種啓発事業を実施し、令和7(2025)年度は、6,626名が来館した。事業としては「動物愛護ふれあいサマースクール」などの児童を対象とした事業や模範的な飼い主の育成のための子犬譲渡事業を実施している。また、令和7(2025)年度から新たに「動物ふれあいスクール」を毎月開催し、197名が参加した。

命あるものである動物の愛護と適正な飼養について、県民の関心と理解を深め、動物愛護精神の高揚を図ることを目的として、動物愛護週間の期間（9月20日～26日）に合わせ、9月23日にとちぎ動物愛護フェスティバルを県獣医師会、宇都宮市等の協力を得て開催した。

ウ 犬の登録及び狂犬病予防注射等の普及啓発

狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射は、市町が実施した。

10月を「犬の正しい飼い方強化月間」とし、県、市町、県獣医師会等関係団体が連携し、未登録犬、未注射犬の一掃及び犬による危害防止のための地域ぐるみの運動を実施した。

エ 猫の適正飼養の普及啓発

2月を「猫の正しい飼い方推進月間」とし、県、市町、県獣医師会等関係団体が連携し、繁殖制限措置や屋内飼養等について啓発を実施し、猫の適正飼養の浸透を図った。

オ 特定動物の適正飼養管理の指導

動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定める特定動物について、特定動物飼養許可及び飼養施設の改善指導等を実施した。

カ 動物管理指導員による指導

動物の適正飼養管理の徹底を図るため、県獣医師会への委託事業として、動物管理指導員による指導を実施した。

令和7(2025)年度指導員数：20名 動物相談対応人数：延11人 相談指導件数：710件

キ 栃木県動物愛護推進協議会の開催及び動物愛護推進員の委嘱

動物の愛護と適正な飼養に関する一層の普及啓発を図ること等を目的として設置した協議会（構成員：動物愛護関係団体、市町、学識経験者等9団体）を開催した（1回）。

また、動物愛護推進員(29名)との意見交換の場である連絡会等を実施した。

犬の登録頭数等の推移（年度）

年度	登録頭数	狂犬病予防 注射頭数	捕獲数	返還数	飼えなくなった 犬の引取数	咬傷 受診 犬数
S 50 (1975)	45,395	71,597	9,330	280	5,131	164
60 (1985)	52,235	51,377	7,633	96	7,731	132
H 7 (1995)	75,798	74,533	7,700	122	3,316	53
17 (2005)	98,069	68,057	2,674	110	1,471	26
22 (2010)	95,863	67,639	1,486	167	271	19
23 (2011)	94,752	68,004	1,370	182	241	5
24 (2012)	93,744	63,580	1,205	185	184	10
25 (2013)	92,290	62,158	1,301	209	121	10
26 (2014)	90,394	60,637	1,183	184	35	7
27 (2015)	88,130	59,038	1,050	223	16	3
28 (2016)	85,983	58,127	1,152	224	6	8
29 (2017)	83,954	56,509	1,021	220	17	5
30 (2018)	80,906	54,788	821	194	10	1
R 元 (2019)	79,603	53,172	710	180	15	3
2 (2020)	78,151	49,343	659	171	32	3
3 (2021)	76,097	49,805	653	173	14	1
4 (2022)	74,853	49,661	683	155	2	3
5 (2023)	72,494	48,951	513	120	1	2
6 (2024)	72,321	49,360	489	116	8	3
7 (2025)	72,086	49,051	547	99	6	1

（注）予防注射は、昭和60(1985)年度から年1回となる。

登録は、平成7(1995)年度から生涯1回となる。

飼えなくなった犬の引取頭数は平成11(1999)年度から、その他は平成8(1996)年度より宇都宮市分を除く。

宇都宮市も含めた栃木県内の犬の登録頭数等の推移（年度）

区分	登録頭数	狂犬病予防 注射頭数	捕獲数	返還数	飼えなくなった 犬の引取数
23 (2011)	119,242	87,325	1,609	270	307
24 (2012)	118,438	82,600	1,392	276	236
25 (2013)	116,689	80,685	1,491	311	151
26 (2014)	114,850	78,790	1,347	274	79
27 (2015)	112,685	76,806	1,199	314	36
28 (2016)	110,654	75,622	1,284	306	32
29 (2017)	110,660	73,900	1,150	309	39
30 (2018)	105,618	71,916	945	277	42
R 元 (2019)	104,280	69,905	793	240	104
2 (2020)	103,294	65,799	713	210	98
3 (2021)	101,253	66,500	727	231	15
4 (2022)	99,809	66,070	717	180	6
5 (2023)	97,564	64,906	564	164	6
6 (2024)	98,574	65,769	530	151	10
7 (2025)	93,303	65,456	590	130	8

犬の登録・狂犬病予防注射実施状況（令和 7（2025）年度）

地域	市町名	犬の登録		狂犬病予防注射		
		頭数	世帯割	集合注射	集合注射以外	計
県西	鹿沼市	4,432	8.4	964	2,745	3,709
	日光市	3,952	8.2	624	1,908	2,532
県東	真岡市	3,982	8.0	1,322	1,629	2,951
	益子町	1,020	7.8	321	391	712
	茂木町	627	6.8	252	174	426
	市貝町	593	7.2	151	200	351
	芳賀町	769	7.3	232	335	567
県南	栃木市	8,370	7.6	1,264	3,700	4,964
	小山市	8,650	8.6	1,212	4,741	5,953
	下野市	2,594	9.6	503	1,155	1,658
	上三川町	1,646	7.4	266	606	872
	壬生町	2,081	8.0	300	1,353	1,653
	野木町	1,125	9.2	259	490	749
県北	大田原市	3,412	9.0	467	1,928	2,395
	矢板市	2,022	6.0	143	904	1,047
	那須塩原市	5,733	8.8	708	3,650	4,358
	さくら市	2,377	7.3	142	1,390	1,532
	那須烏山市	1,132	7.9	255	479	734
	塩谷町	546	6.6	124	231	355
	高根沢町	1,113	11.4	163	795	958
	那須町	2,201	4.3	354	1,043	1,397
	那珂川町	682	8.0	175	212	387
安足	足利市	7,742	8.1	1,548	3,537	5,085
	佐野市	5,285	9.5	1,513	2,193	3,706
合 計		72,086	8.2	13,262	35,789	49,051

【参考】

区分	犬の登録		狂犬病予防注射		
	頭数	世帯割	集合注射	集合注射以外	計
宇都宮市	21,217	11.5	3,053	13,352	16,405
栃木県計	93,303	8.9	16,315	49,141	65,456

※世帯割は令和 8（2026）年 4 月 1 日現在で算出（栃木県毎月人口推計月報より）

(2) 放浪犬・野犬対策

県では、正しい犬の飼い方の啓発等を行う一方、未登録犬、未注射犬、鑑札又は注射済票を着けていない犬、あるいは、けい留されていない犬については、法令に基づき咬傷事故等の危害防止のため捕獲・抑留を行っている。

動物保護管理に関する資料(犬)

年度	犬の捕獲数						返還等			措置 命令 件数	引 取 り 犬 数	咬傷事故等			犬に関する苦情										収 容 依 頼 数 犬
	捕 獲 車 に よ る	捕 獲 箱 に よ る	そ の 他 引 継	計	薬物		抑 留 犬 返 還 数	譲 渡	計			事 故 届 等	咬 傷 犬 数	予 防 員 検 診 数	鳴 き 声	脱 糞	田 畑 あ ら し	家 畜 ・ 家 禽	咬 傷	放 し 犬 飼 い ・ 犬	そ の 他	計			
					実 施 回 数	捕 獲 数																			
17 (2005)	1,747	696	231	2,674			110	122	232	18	1,471	74	113	26	114	43	22	8	154	3,366	103	3,810	105		
18 (2006)	1,673	624	273	2,570			111	112	223	3	1,026	76	109	24	152	47	37	10	138	3,898	192	4,474	190		
19 (2007)	1,488	450	106	2,044			117	154	271	1	891	76	125	15	66	43	35	19	146	3,862	81	4,252	170		
20 (2008)	1,350	433	136	1,919			174	181	355	1	633	72	127	20	87	29	28	17	160	3,506	80	3,907	199		
21 (2009)	1,120	253	113	1,486	1	3	147	181	328	4	406	88	159	20	101	25	12	11	169	3,063	55	3,436	167		
22 (2010)	1,123	272	85	1,480	7	6	167	215	382	3	271	75	114	19	96	29	4	1	131	3,104	69	3,434	133		
23 (2011)	1,087	213	70	1,370	10	13	182	227	409	0	241	65	85	5	103	20	3	0	93	3,023	41	3,283	82		
24 (2012)	931	218	56	1,205	14	11	185	318	503	0	184	73	107	10	135	30	3	0	110	3,005	122	3,405	64		
25 (2013)	1,032	185	83	1,300	1	1	209	761	970	0	121	60	99	10	159	37	10	0	100	2,903	126	3,335	142		
26 (2014)	898	229	56	1,183	0	0	184	656	840	0	35	41	62	7	128	55	3	1	66	3,282	236	3,771	72		
27 (2015)	807	216	27	1,050	0	0	223	500	723	3	16	62	83	3	134	36	13	6	83	3,306	171	3,749	57		
28 (2016)	890	218	44	1,152	0	0	224	576	800	0	6	64	94	4	111	40	5	8	94	3,630	164	4,052	83		
29 (2017)	847	150	24	1021	0	0	220	566	786	0	17	49	72	2	90	33	4	1	72	4,026	220	4,446	38		
30 (2018)	659	149	13	821	0	0	194	415	609	0	10	52	62	1	100	25	0	0	17	3,403	144	3,689	29		
R元 (2019)	607	97	6	710	0	0	180	394	574	0	15	48	65	3	67	26	3	1	12	3,409	99	3,617	22		
2 (2020)	581	72	6	659	0	0	171	487	658	0	32	55	79	3	66	16	3	2	15	2,917	77	3,096	21		
3 (2021)	555	89	9	653	0	0	173	455	628	0	14	34	64	1	55	14	2	0	4	3,229	72	3,376	20		
4 (2022)	559	120	4	683	0	0	155	440	595	0	2	54	68	3	63	12	0	0	0	3,390	62	3,527	11		
5 (2023)	411	97	5	513	0	0	120	377	497	0	1	39	50	2	56	6	1	0	11	3,440	69	3,583	12		
6 (2024)	392	94	3	489	0	0	116	261	377	0	8	38	53	3	67	10	0	0	8	3,440	60	3,585	13		
7 (2025)	434	109	4	547	0	0	99	333	432	0	6	59	72	1	50	15	1	0	0	3,995	67	4,128	11		

動物保護管理に関する資料(猫)

年度	返 還 等			引取り		猫 に 関 す る 苦 情									収 容 依 頼 数	負 傷 猫
	返 還 ・ 放 獣	譲 渡	計	猫	拾 得 猫	工 無 責任 な	外 猫 ・ 多 頭 飼 育	を 糞 尿 ・ 臭 い ・ 糞	傷 車 ・ け 家 屋 れ 等 を	鳴 き 声	幼 齢	そ の 他	計			
H28 (2016)	17	181	198	0	318	88	57	136	25	8	74	64	452	182		
29 (2017)	16	87	103	2	226	73	32	115	26	3	66	58	373	157		
30 (2018)	7	82	89	16	179	40	37	78	0	8	43	35	241	119		
R元 (2019)	6	92	98	25	180	113	97	135	53	13	75	38	524	102		
2 (2020)	6	99	105	14	196	113	57	131	42	10	44	38	435	144		
3 (2021)	5	78	83	2	211	94	47	95	32	11	48	35	362	125		
4 (2022)	2	105	107	15	160	110	48	114	46	18	34	23	393	115		
5 (2023)	4	43	47	3	118	98	37	114	25	8	24	23	329	75		
6 (2024)	7	67	74	39	131	107	55	129	43	11	34	34	413	72		
7 (2025)	2	57	59	5	122	112	47	110	38	3	24	21	355	43		

(3) 飼えなくなった犬猫の引取り等

飼えなくなった犬、猫の引取りは、動物愛護指導センターが市町の協力等により実施した。

動物に関する相談

相 談 内 容		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
犬	登 録 ・ 注 射	36	19	15	24	23
	引 取 り	209	136	157	176	98
	失 踪 犬 捜 索 依 頼	637	495	528	444	300
	迷 い 犬 照 会	365	355	361	337	253
	正 し い 飼 い 方	81	94	81	60	54
	死 体 収 容 依 頼	9	4	3	1	4
	飼 主 (譲渡) 希 望	549	617	537	537	454
	飼 主 の 幹 旋	21	44	41	72	38
	そ の 他	162	143	160	159	168
	計	2,069	1,907	1,883	1,810	1,392
猫	放 浪 猫・捨 て 猫	2,283	1,755	1,839	1,406	1,149
	引 取 り	478	596	781	550	560
	失 踪 猫 捜 索 依 頼	690	550	465	435	415
	迷 い 猫 照 会	134	129	143	147	148
	正 し い 飼 い 方	45	42	46	48	68
	死 体 収 容 依 頼	41	19	11	19	15
	飼 主 (譲渡) 希 望	180	180	107	141	123
	飼 主 の 幹 旋	176	164	255	300	327
	そ の 他	84	136	135	182	209
	計	4,111	3,571	3,782	3,228	3,014
犬・猫以外の相談		141	117	116	103	104
合 計		6,321	5,595	5,781	5,141	4,510

失踪犬・猫捜索依頼結果

内 訳	犬 (件数)	猫 (件数)
迷い犬・猫照会と一致	9	1
もどった、見つかった	120	160
そ の 他	101	199

(4) 動物取扱業者指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正となり、平成18(2006)年6月からペットショップなどの動物取扱業が届出制から登録制となった。この登録申請に伴って立入検査を行い、動物の適正管理を指導している。

なお、令和7(2025)年度の動物取扱責任者研修は、法に基づく手続についてや監視指導結果の還元、飼養施設の衛生管理に関する内容で実施し、325名が受講した(受講対象者381名)。

第一種動物取扱業者登録状況(令和8(2026)年4月1日現在)

市町名	事業所数	業 種 内 訳							業種別 内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養	
宇都宮市	210	85	137	2	15	15	0	1	255
足利市	85	56	37	1	4	3	0	1	102
栃木市	48	21	28	2	4	5	1	0	61
佐野市	67	41	36	2	5	4	0	0	88
鹿沼市	42	18	24	0	2	4	0	0	48
日光市	57	21	36	0	3	13	0	1	74
小山市	80	43	46	2	4	9	0	0	104
真岡市	32	18	16	1	2	4	0	0	41
大田原市	23	16	12	0	2	3	0	0	33
矢板市	21	12	8	0	3	4	0	0	27
那須塩原市	71	33	35	1	3	9	0	1	82
さくら市	16	9	9	1	1	0	0	0	20
那須烏山市	9	5	5	0	0	0	0	0	10
下野市	15	10	8	1	2	0	0	0	21
上三川町	15	8	8	1	2	3	0	1	23
益子町	8	3	5	0	0	0	0	0	8
茂木町	2	1	1	0	0	0	0	0	2
市貝町	1	1	0	0	0	0	0	0	1
芳賀町	3	1	2	0	0	0	0	0	3
壬生町	23	13	12	1	1	3	0	0	30
野木町	6	3	4	0	1	1	0	0	9
塩谷町	6	6	0	0	1	0	0	0	7
高根沢町	11	5	6	0	0	1	0	1	13
那須町	60	29	32	7	4	19	0	1	92
那珂川町	2	2	0	0	0	0	0	0	2
合 計	913	460	507	22	59	100	1	7	1,156
立入件数	265	128	145	9	19	28	0	1	330

※業種については平成24(2012)年6月より「譲受飼養業」「競りあっせん業」が追加された

(5) 特定動物に関する指導

特定動物の飼養・保管許可については、許可申請に伴う立入検査のほか、特定動物に係る逸走や咬傷事故等が発生した際には注意喚起と併せ監視指導を行っている。

特定動物の飼養状況並びに監視状況(令和7(2025)年4月1日現在)

綱		哺乳綱													鳥綱		爬虫綱										合 計			
目		霊長目		食肉目			長鼻目	奇蹄目	偶蹄目		ひくいどり目	たか目	かめ目	とかげ目					わに目											
科		ア テ リ ダ エ 科	お な が ざ る 科	て な が ざ る 科	ひ と 科	い ぬ 科	く ま 科	ハ イ エ ナ 科	ね こ 科	ぞ う 科	さ い 科	か ば 科	き り ん 科	う し 科	ひ く い ど り 科	コ ン ド ル 科	た か 科	か み つ き が め 科	ど く と か げ 科	に し き へ び 科	ボ ア 科	な み へ び 科	コ ブ ラ 科	く さ り へ び 科	ア リ ゲ ー タ ー 科	ク ロ コ ダ イル 科		ガ ビ アル 科		
法令による 許可	愛がん用		2															10	2	4	6								24	
	展示用	14	168	4	6	6	2	2	34	5	3	2	10	14		1	10			2						1			284	
	販売、 繁殖用																												0	
	研究用		1																			1	1						3	
	生業の 維持																							1					1	
	その他		7				2																							9
	頭数計	14	178	4	6	6	4	2	34	5	3	2	10	14	0	1	10	10	2	6	6	1	0	2	1	0	0	0	321	

(6) 愛玩動物看護師養成所

愛玩動物看護師法が令和元(2019)年6月28日に公布され、令和4(2022)年5月1日に施行された。
これに伴い、愛玩動物看護師法施行令、愛玩動物看護師法施行規則、愛玩動物看護師養成所指定規則等が制定された。

県では、「栃木県動物愛護看護師養成所指導要領」に基づき、法第31条第2号及び法附則第2条第1号ハ及びニに該当する愛玩動物看護師養成所の指定を行った。

愛玩動物看護師養成所の状況

(令和8(2026)年3月31日現在)

法第31条第2号の養成所

養成所の名称	所在地	課程
国際ペット総合専門学校	宇都宮市二荒町6-6	動物看護師学科 (3年制)

法附則第2条第1号ハ及びニの養成所

養成所の名称	所在地	課程
国際ペット総合専門学校	宇都宮市二荒町6-6	動物看護師学科 (2年制)
国際ペット総合専門学校	宇都宮市二荒町6-6	ペットスペシャリスト 学科(3年制)

(7) 動物の死体収容

道路、公園等公共の場所における動物の死体収容については、昭和55(1980)年度から市町村への委任事務として実施してきたが、平成12(2000)年4月1日からは特例条例に基づく市町村への委譲事務として実施している。

動物死体収容数(令和7(2025)年度 市町別)

市 町 名	犬	猫	そ の 他※	計
足 利 市	45	378	1	424
栃 木 市	9	308	0	317
佐 野 市	2	342	19	363
鹿 沼 市	54	306	731	1,091
日 光 市	3	172	23	198
小 山 市	3	373	0	376
真 岡 市	2	209	0	211
大 田 原 市	3	145	0	148
矢 板 市	1	47	0	48
那 須 塩 原 市	7	215	27	249
さ く ら 市	0	73	0	73
那 須 烏 山 市	3	91	0	94
下 野 市	7	172	0	179
上 三 川 町	11	126	0	137
益 子 町	1	124	0	125
茂 木 町	0	22	0	22
市 貝 町	1	54	79	134
芳 賀 町	1	83	0	84
壬 生 町	0	29	0	29
野 木 町	0	100	0	100
塩 谷 町	0	48	1	49
高 根 沢 町	2	54	20	76
那 須 町	2	43	108	153
那 珂 川 町	3	58	0	61
計	160	3,572	1,009	4,741
前 年 度	126	3,654	145	3,925

※ウサギ、ハト、小鳥等

【参考】

区 分	犬	猫	そ の 他	計
宇 都 宮 市	8	1,147	1,818	2,973
栃 木 県 合 計	168	4,719	2,827	7,714

3 食 品 衛 生

(1) 食品営業施設の状況	23
(2) 監視指導等の状況	27
(3) 食品等の収去検査の状況	37
(4) 食中毒の発生状況	42
(5) 調理師免許	48
(6) 製菓衛生師免許	48
(7) 栃木県食品技術功労者表彰状況	49
(8) ふぐ営業施設の状況	49
(9) 食品衛生検査業務管理	50

3 食 品 衛 生

食品、添加物、器具及び容器包装の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、「食品衛生法」第 24 条及び「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」(4 期計画)に基づき、「令和 7 (2025) 年度栃木県食品衛生監視指導計画」を策定し、各種業務を推進することにより、食品の安全性と信頼性の確保を図った。

主な業務として、各保健所ごとに設置している食品衛生監視機動班及び県医薬・生活衛生課に設置している食品衛生専門監視指導班による食品関係営業施設の監視指導業務、食品等の収去検査業務、食品衛生責任者及び食品衛生指導員の指導育成業務などがあり、これらの業務を通して、HACCP に沿った衛生管理の定着促進を図り、食品の安全性を確保するとともに、自主衛生管理体制の充実強化を推進した。なお、食品関係営業施設に対する監視指導や食品検査等については、計画的に実施を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の放射性物質汚染に対応するため、県内で製造される食品及び流通する食品の放射性物質検査を実施した。

※ 本項における食品営業許可等の業種については、令和 3 (2021) 年 5 月 31 日以前のものは、「旧食品衛生法」に基づく業種として分けて記載している。

(1) 食品営業施設の状況

ア 食品衛生法第55条に基づく許可を要する食品関係営業施設(令和8(2026)年3月末日現在)

令和7(2025)年3月末における食品衛生法第55条に基づく許可を要する食品営業施設は14,871件となっている。

業 種		健康福祉センター	県西	県東	県南	県北	安足	計
飲食店営業			1,671	1,106	3,082	3,082	2,161	11,102
内訳	一般食堂・レストラン等		963	508	1,715	1,864	1,208	6,258
	仕出し・弁当		70	27	171	113	99	480
	旅館		204	14	29	230	28	505
	その他		434	557	1,167	875	826	3,859
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業			5	3	29	13	22	72
食肉販売業			46	28	91	87	52	304
魚介類販売業			51	33	95	91	64	334
魚介類競り売り営業			1			1	1	3
集乳業						1		1
乳処理業			1	1	3	6	1	12
特別牛乳搾取処理業								0
食肉処理業			2	5	6	12	6	31
食品の放射線照射業								0
菓子製造業			213	151	300	419	259	1,342
アイスクリーム類製造業			5	1	10	26	7	49
乳製品製造業			4	5	5	22	2	38
清涼飲料水製造業			11	4	9	34	8	66
食肉製品製造業			4	2	3	13		22
水産製品製造業			4			7	1	12
氷雪製造業				1				1
液卵製造業			1	1	2	1	1	6
食用油脂製造業			1	2	3	4	5	15
みそ又はしょうゆ製造業			17	5	11	35	14	82
酒類製造業			9	3	5	13	2	32
豆腐製造業			10	6	10	7	2	35
納豆製造業				2		4	2	8
麺類製造業			33	13	36	44	38	164
そうざい製造業			147	77	183	218	99	724
複合型そうざい製造業					1		2	3
冷凍食品製造業			3	2	4	9	5	23
複合型冷凍食品製造業				1				1
漬物製造業			33	20	34	97	25	209
密封包装食品製造業			13	13	22	31	25	104
食品の小分け業			7	8	10	15	9	49
添加物(法第13条第1項の規定により定められたものに限る)製造業			4	3	5	6	9	27
計			2,296	1,496	3,959	4,298	2,822	14,871

イ 食品衛生法第57条に基づく届出を要する食品関係営業施設(令和8(2026)年3月末日現在)

令和8(2026)年3月末における食品衛生法第57条に基づく届出を要する食品営業施設は8,903件となっている。

業 種		健康福祉センター	県西	県東	県南	県北	安足	計
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		33	34	97	84	49	297
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		43	53	127	163	63	449
	乳類販売業		188	115	419	331	386	1,439
	氷雪販売業		2	3	5	5	2	17
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		14	18	307	127	212	678
販売業	弁 当 販 売 業		4	4	16	20	13	57
	野 菜 果 物 販 売 業		39	19	103	79	45	285
	米 穀 類 販 売 業		19	15	55	40	13	142
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業		4	4	12	8	10	38
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア		75	80	267	219	131	772
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー		58	37	178	132	99	504
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		146	93	250	201	115	805
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業		185	113	401	316	221	1,236
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		1		6	6	1	14
	いわゆる健康食品の製造・加工業		2	6	5	9	3	25
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		19	25	56	66	31	197
	農産保存食料品製造・加工業		70	58	220	283	28	659
	調味料製造・加工業		14	15	23	46	16	114
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業			1		1		2
	精 穀 ・ 製 粉 業		30	9	24	20	8	91
	製 茶 業		2	4	6	14	8	34
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業			1	8	1		10
	卵 選 別 包 装 業		3	6	3	3		15
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業		80	82	45	139	46	392
	行 商		4	9	25	5	16	59
上記以外のもの	集 団 給 食 施 設		62	39	112	96	98	407
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)		13	14	31	16	39	113
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		1	1		4		6
	そ の 他		3	2	11	21	9	46
	計		1,114	860	2,812	2,455	1,662	8,903

ウ 旧食品衛生法第52条に基づく許可を要する食品関係営業施設(令和8(2026)年3月末日現在)

令和8(2026)年3月末における旧食品衛生法第52条に基づく許可を要する食品営業施設は 5,586件となっている。

健康福祉センター 業 種		県西	県東	県南	県北	安足	計
飲	食 店 営 業	624	271	982	1,106	614	3,597
	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	373	183	646	645	412	2,259
内	仕 出 し ・ 弁 当	54	44	108	128	42	376
訳	旅 館	92	11	18	125	25	271
	そ の 他	105	33	210	208	135	691
喫	茶 店 営 業	50	77	137	213	56	533
菓	子 (パ ン を 含 む) 製 造 業	69	36	108	166	75	454
あ	ん 類 製 造 業				2	2	4
ア	イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	10	5	11	26	8	60
乳	処 理 業				5		5
特	別 牛 乳 搾 取 処 理 業						0
乳	製 品 製 造 業		1	2	10	1	14
集	乳 業				1		1
乳	類 販 売 業						
食	肉 処 理 業		4	10	4	6	24
食	肉 販 売 業	48	11	71	116	36	282
食	肉 製 品 製 造 業	2		2	3	1	8
魚	介 類 販 売 業	36	17	68	96	28	245
魚	介 類 せ り 売 営 業				2		2
魚	肉 ね り 製 品 製 造 業			1		1	2
食	品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	4	1	2	3	4	14
食	品 の 放 射 線 照 射 業						0
清	涼 飲 料 水 製 造 業	2	1	3	11		17
乳	酸 菌 飲 料 製 造 業				2		2
氷	雪 製 造 業						0
氷	雪 販 売 業						
食	用 油 脂 製 造 業		1				1
マ	ー カ ' リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン ク ' 製 造 業						0
み	そ 製 造 業	8	3	8	11	7	37
醬	油 製 造 業	1					1
ソ	ー ス 類 製 造 業	2	1	2	7	1	13
酒	類 製 造 業		2	11	9	4	26
豆	腐 製 造 業	3	5	3	3	3	17
納	豆 製 造 業						0
め	ん 類 製 造 業	10	3	18	14	19	64
そ	う ざ い 製 造 業	25	10	20	41	13	109
缶	詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 及 び 下 記 以 外)	4	2	6	18	7	37
添	加 物 (旧 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の に 限 る) 製 造 業	1	3	8	2	3	17
計		899	454	1,473	1,871	889	5,586

(2) 監視指導等の状況

ア 食品関係営業施設の監視指導状況

食品衛生監視員の数は、(ア)のとおり専任33名、兼任73名、合計106名である。

食品等による事故発生の予防は、施設の監視指導と相まって食品等事業者による自主管理によるところが大きい。今後とも、食品衛生監視機動班のより効率的な活動等により、効果的な監視指導を実施することが必要である。

(ア) 食品衛生監視員数(令和8(2026)年3月末日現在)

所 属	食品衛生監視員数	内 訳	
		専任者	兼任者
医薬・生活衛生課	10	4	6
県西健康福祉センター	12	6	6
県東健康福祉センター	6	3	3
県南健康福祉センター	14	7	7
県北健康福祉センター	20	8	12
安足健康福祉センター	11	5	6
食肉衛生検査所	33	0	33
計	106	33	73

(イ) 栃木県食品衛生監視指導計画に基づく監視結果(令和8(2026)年3月末日現在)

年度	健康福祉センター対応分			食肉衛生検査所対応分		
	監視計画件数	結果 (件数)	達成率	監視計画件数	結果 (件数)	達成率
令和2(2020)	13,408	10,424	77.7%	257	246	95.7%
〃 3(2021)	7,500	5,159	68.8%	268	263	98.1%
〃 4(2022)	6,600	4,852	73.5%	268	274	102.2%
〃 5(2023)	6,000	5,915	98.6%	267	267	100.0%
〃 6(2024)	6,160	6,474	105.1%	283	283	100.0%
〃 7(2025)	6,260	6,185	98.8%	279	280	100.4%

(ウ) 食品衛生法第55条に基づく許可を要する食品関係営業施設の業種別監視状況(令和7(2025)年度)

健康福祉センター 業 種	県西	県東	県南	県北	安足	計	処分件数							告 発 件 数
							計	営業 許可 取消 命令	営業 禁止 命令	営業 停止 命令	改善 命令	廃棄 命令	その他	
飲 食 店 営 業	535	380	941	875	526	3,257	5		5					
内 一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	276	161	522	521	271	1,751	3		3					
訳 仕 出 し ・ 弁 当	52	12	77	52	42	235	1		1					
旅 館	83	8	7	49	9	156	1		1					
そ の 他	124	199	335	253	204	1,115	0							
調理機能を有する自動販売機 により食品を調理し、調理され た食品を販売する営業	3		10	1	5	19	0							
食 肉 販 売 業	31	14	39	47	14	145	0							
魚 介 類 販 売 業	28	13	54	34	22	151	0							
魚 介 類 競 り 売 り 営 業					1	1	0							
集 乳 業				4		4	0							
乳 処 理 業	3		5	8	6	22	0							
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業						0	0							
食 肉 処 理 業		5	2	4	3	14	0							
食 品 の 放 射 線 照 射 業						0	0							
菓 子 製 造 業	84	53	124	152	99	512	0							
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	6	6	8	21	7	48	0							
乳 製 品 製 造 業	5	3	8	21	6	43	0							
清 涼 飲 料 水 製 造 業	6	3	8	22	5	44	0							
食 肉 製 品 製 造 業	1	2	4	12		19	0							
水 産 製 品 製 造 業				8		8	0							
氷 雪 製 造 業		1				1	0							
液 卵 製 造 業	3	1	2	1	2	9	0							
食 用 油 脂 製 造 業	1	1	1	2	2	7	0							
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	11	4	1	10	3	29	0							
酒 類 製 造 業	5	2	4	5	1	17	0							
豆 腐 製 造 業	5	3	7	4	3	22	0							
納 豆 製 造 業		1			2	3	0							
麺 類 類 製 造 業	22	9	15	18	24	88	0							
そ う ざ い 製 造 業	53	35	64	100	39	291	1		1					
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業			2		2	4	0							
冷 凍 食 品 製 造 業	3	1	6	7	1	18	1					1		
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業		2				2	0							
漬 物 製 造 業	8	8	12	20	5	53	0							
密 封 包 装 食 品 製 造 業	6	3	13	15	8	45	0							
食 品 の 小 分 け 業	2	5	1	5	2	15	0							
添加物(法第13条第1項の規定により規格 が定められたものに限る)製造業	2	3	1		2	8	0							
計	823	558	1,332	1,396	790	4,899	7	0	6	0	0	1	0	0

(エ) 食品衛生法第57条に基づく届出を要する食品関係営業施設の監視状況(令和7(2025)年度)

健康福祉センター 業 種	県西	県東	県南	県北	安足	計	処分件数及び内容						告発件数
							計	禁止命令	停止命令	改善命令	廃棄命令	その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	14	11	5	5	35	0						
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	5	21	15	21	69	0						
	乳類販売業	8	23	44	32	113	0						
	冰雪販売業	1		1		2	0						
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)			15	1	4	20	0					
販売業	弁当販売業	3		3	2	8	0						
	野菜果物販売業	16	7	35	12	12	82	0					
	米穀類販売業	3	3	9	1		16	0					
	通信販売・訪問販売による販売業	1	4		1	6	0						
	コンビニエンスストア	24	27	33	48	23	155	0					
	百貨店・総合スーパー	25	6	38	26	25	120	0					
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	5		18	3	7	33	0					
	その他の食料・飲料販売業	35	21	97	43	9	205	0					
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1		1		1	3	0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業		4	1			5	0					
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)		4	7	4	1	16	0					
	農産保存食料品製造・加工業	7	10	34	17	1	69	0					
	調味料製造・加工業	5	3	5	10	4	27	0					
	糖類製造・加工業				1		1	0					
	精穀・製粉業	2	3		1	2	8	0					
	製茶業		3				3	0					
	海藻製造・加工業			2			2	0					
	卵選別包装業	2		1			3	0					
上記以外のもの	その他の食料品製造・加工業	8	16	4	10	4	42	0					
	行商		3				3	0					
	集団給食施設	6	3	4	8		21	0	3				
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)						0						
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみられないもの						0						
	その他	1	2	6	3		12	0					
計		153	178	384	250	114	1079	0	3	0	0	0	0

(オ) 旧食品衛生法第52条に基づく許可を要する食品関係営業施設の業種別監視状況(令和7(2025)年度)

健康福祉センター 業 種	県西	県東	県南	県北	安足	計	処分件数							告発件数
							計	営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	廃棄命令	その他	
飲食店営業	128	60	147	317	86	738	2		2					
内 一般食堂・レストラン等	44	35	97	148	46	370	1		1					
仕出し・弁当	30	17	25	46	18	136	0							
旅 館	21		2	63	2	88	1		1					
訳 の 他	33	8	23	60	20	144	0							
喫茶店営業	4	2	17	11	4	38	0							
菓子(パンを含む)製造業	17	8	24	75	15	139	0							
あん類製造業				1	6	7	0							
アイスクリーム類製造業	2	4	6	11	4	27	0							
乳 処 理 業			1	5		6	0							
特別牛乳搾取処理業						0	0							
乳製品製造業		2	1	7	1	11	0							
集 乳 業				5		5	0							
乳 類 販 売 業	(1)エに計上													
食 肉 処 理 業		4	6	1	3	14	0							
食 肉 販 売 業	23	3	14	46	11	97	0							
食 肉 製 品 製 造 業	1	2	5	5		13	0							
魚 介 類 販 売 業	19	3	15	38	14	89	0							
魚 介 類 せ り 売 営 業					2	2	0							
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業			2			2	0							
食品の冷凍又は冷蔵業	1		2		3	6	0							
食品の放射線照射業						0	0							
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1		1	16	1	19	0							
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				3		3	0							
氷 雪 製 造 業						0	0							
氷 雪 販 売 業	(1)エに計上													
食 用 油 脂 製 造 業							0							
マーガリン又はショートニング製造業							0							
み そ 製 造 業			3	4	1	8	0							
醬 油 製 造 業							0							
ソ ー ス 類 製 造 業		1	1	4	2	8	0							
酒 類 製 造 業				7	1	8	0							
豆 腐 製 造 業	2		1	1	2	6	0							
納 豆 製 造 業				1		1	0							
め ん 類 製 造 業	2	7	4	6	10	29	0							
そ う ざ い 製 造 業	9	6	9	14	10	48	0							
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1		3	9		13	0							
添加物(旧法第11条第1項 の規定により規格が定め られたものに限る)製造業		2	3		1	6	0							
計	210	104	265	587	177	1,343	2	0	2	0	0	0	0	0

イ 食品衛生法第55条に基づく許可を要する食品関係営業施設の業種別許可及び廃業の状況
(令和7(2025)年度)

業 種		区 分	営業施設数 (令和7年度末現在)	営業許可施設数 (新 規)	廃業施設数
飲 食 店 営 業			9,011	2,399	324
内 訳	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等		4,773		
	仕 出 し ・ 弁 当		402		
	旅 館		407		
	そ の 他		3,429		
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業			69	9	6
食 肉 販 売 業			249	58	4
魚 介 類 販 売 業			262	77	6
魚 介 類 競 り 売 り 営 業			3	0	0
集 乳 業			1	0	0
乳 処 理 業			10	2	0
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業			0	0	0
食 肉 処 理 業			25	6	0
食 品 の 放 射 線 照 射 業			0	0	0
菓 子 製 造 業			1,104	262	27
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業			42	8	1
乳 製 品 製 造 業			30	7	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業			44	22	0
食 肉 製 品 製 造 業			17	5	0
水 産 製 品 製 造 業			13	0	1
氷 雪 製 造 業			0	1	0
液 卵 製 造 業			6	0	0
食 用 油 脂 製 造 業			14	1	0
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業			68	14	1
酒 類 製 造 業			25	7	0
豆 腐 製 造 業			27	9	1
納 豆 製 造 業			7	1	0
麺 類 製 造 業			124	42	2
そ う ざ い 製 造 業			604	131	13
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業			3	0	0
冷 凍 食 品 製 造 業			22	1	0
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業			1	0	0
漬 物 製 造 業			203	6	0
密 封 包 装 食 品 製 造 業			82	22	0
食 品 の 小 分 け 業			46	4	1
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製 造 業			23	3	0
計			12,135	3,097	387

ウ 旧食品衛生法第52条に基づく許可を要する食品関係営業施設の業種別許可及び廃業の状況
(令和7(2025)年度)

業 種		営業施設数 (令和7年度末現在)	営業許可施設数	廃業施設数
			更 新※1	
飲 食 店 営 業		3,597		2,116
内 訳	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	2,259		1,143
	仕 出 し ・ 弁 当	376		224
	旅 館	271		119
	そ の 他	691		630
喫 茶 店 営 業		533		287
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		454		411
あ ん 類 製 造 業		4		1
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		60		34
乳 処 理 業		5		1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		0		0
乳 製 品 製 造 業		14		8
乳 類 販 売 業※2				
集 乳 業		1		0
食 肉 処 理 業		24		7
食 肉 販 売 業		282		175
食 肉 製 品 製 造 業		8		4
魚 介 類 販 売 業		245		182
魚 介 類 せ り 売 営 業		2		3
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		2		0
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		14		8
食 品 の 放 射 線 照 射 業		0		0
清 涼 飲 料 水 製 造 業		17		24
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		2		2
氷 雪 製 造 業		0		1
氷 雪 販 売 業※2				
食 用 油 脂 製 造 業		1		1
マーガリン又はショートニング製造業		0		0
み そ 製 造 業		37		23
醬 油 製 造 業		1		5
ソ ー ス 類 製 造 業		13		9
酒 類 製 造 業		26		6
豆 腐 製 造 業		17		9
納 豆 製 造 業		0		2
め ん 類 製 造 業		64		48
そ う ざ い 製 造 業		109		61
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 及 び 下 記 以 外)		37		24
添加物(旧法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		17		3
計		5,586	0	3,455

※1 令和4(2022)年度にあった許可期限満了等に伴う新規営業許可件数を掲載した。

※2 乳類販売業及び冰雪販売業については、令和3(2021)年6月以降は食品衛生法第57条に基づく届出を要する施設となった。

エ 食品衛生関係苦情件数の年度推移

区 分 \ 年 度		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
不良食品に関する こと	腐敗、変敗に関すること	30	43	38	34	20	30	17	19	21	19	25	26	49
	異物混入に関すること	61	126	203	237	172	97	47	59	51	33	44	42	42
	表示に関すること	17	26	14	21	17	13	5	9	12	13	17	10	31
	容器包装に関すること	0	1	2	3	2	1	1	3	3	1	1	1	3
	有症苦情	94	80	94	85	92	105	65	40	47	61	44	70	56
	その他	34	39	41	35	41	30	21	24	10	16	14	15	14
	小 計	236	315	392	415	344	276	156	154	144	143	145	164	195
す施 る設 こに と関	施設の衛生状態に関すること	18	33	19	30	38	22	32	29	28	21	24	24	36
	ねずみ、昆虫等に関すること	6	4	5	4	8	6	7	2	6	13	8	6	10
	小 計	24	37	24	34	46	28	39	31	34	34	32	30	46
施設からの排水に関すること		2	2	3	2	4	5	2	1	1	1	9	3	1
その他		56	68	86	85	35	31	57	70	41	43	13	31	24
合 計		318	422	505	536	429	340	254	256	220	221	199	228	312

オ 食品衛生専門監視指導班の活動状況

食品衛生専門監視指導班は、食品関係営業施設のうち大規模な又は広域流通食品の製造施設の監視指導を行うことを目的として、県医薬・生活衛生課内に設置している。

監視対象施設については、各健康福祉センターが選定し、3～5件の監視を令和3(2021)年度からは、HACCPに基づく衛生管理を導入している施設を対象に加え監視指導を実施している。

(ア) 食品衛生法第55条に基づく許可を要する食品関係営業施設の業種別監視状況

業種区分	機動班名	業 種 数						監 視 件 数					
		県西	県東	県南	県北	安足	合計	県西	県東	県南	県北	安足	合計
食品衛生法許可													
飲食店営業						0							0
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業						0							0
食肉販売業				1		1				1			1
魚介類販売業						0							0
魚介類競り売り営業						0							0
集乳業						0							0
乳処理業						0							0
特別牛乳搾取処理業						0							0
食肉処理業						0							0
食品の放射線照射業						0							0
菓子製造業				1	2	3				1	2	3	
アイスクリーム類製造業				1		1				1		1	
乳製品製造業				1	1	2				1	1	2	
清涼飲料水製造業	1				2	3	1					2	3
食肉製品製造業				2		2				2		2	
水産製品製造業						0							0
氷雪製造業						0							0
液卵製造業						0							0
食用油脂製造業					2	2						2	2
みそ又はしょうゆ製造業					1	1						1	1
酒類製造業			1			1			1				1
豆腐製造業						0							0
納豆製造業						0							0
麺類製造業				1		1				1			1
そうざい製造業	2	1	1	2		6	2	1	1	2			6
複合型そうざい製造業					1	1						1	1
冷凍食品製造業				1		1				1			1
複合型冷凍食品製造業		1				1		1					1
漬物製造業					1	1						1	1
密封包装食品製造業				1	2	3				1	2	3	
食品の小分け業						0							0
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業					1	1						1	1
合 計	3	2	2	11	13	31	3	2	2	11	13	31	
施 設 数							3	2	2	6	4	17	
稼 動 日 数							3	2	2	6	4	17	

(イ) 旧食品衛生法第52条及び旧栃木県食品衛生条例に基づく許可を要する食品関係営業施設の業種別監視状況

業種区分	機動班名	業 種 数					監 視 件 数						
		県西	県東	県南	県北	安足	合計	県西	県東	県南	県北	安足	合計
食品衛生法許可													
飲食店営業					1	1					1	1	
菓子製造業	1				1	2	1				1	2	
あん類製造業						0						0	
乳処理業						0						0	
乳製品製造業		1				1		1				1	
魚介類販売業						0						0	
魚肉ねり製品製造業						0						0	
食品の冷凍又は冷蔵業						0						0	
缶詰又は瓶詰食品製造業			1	2		3			1	2		3	
アイスクリーム類製造業						0						0	
乳類販売業						0						0	
食肉処理業						0						0	
食肉販売業						0						0	
食肉製品製造業						0						0	
乳酸菌飲料製造業						0						0	
食用油脂製造業						0						0	
醤油製造業						0						0	
ソース類製造業			1	1		2			1	1		2	
酒類製造業						0						0	
豆腐製造業						0						0	
めん類製造業						0						0	
そうざい製造業	1		2		2	5	1		2		2	5	
添加物(規格あり)製造業		1				1		1				1	
清涼飲料水製造業						0						0	
合 計		2	2	4	3	4	15	2	2	4	3	4	15
施 設 数								2	1	2	1	4	10
稼 動 日 数								2	1	2	1	4	10

カ 食品衛生監視機動班の活動状況

食品関係営業施設等の監視指導及び食品等の検査を効率的に実施するため、各保健所ごとに食品衛生監視機動班を設置している。

(ア) 食品衛生監視機動班の活動状況

項目 \ 機動班名	第1班 (県西)	第2班 (県東)	第3班 (県南)	第4班 (県北)	第5班 (安足)	合計
稼動日数(合計)	253	202	272	611	228	1,566
施設監視	185	165	203	385	174	1,112
食品等の収去	31	27	40	61	35	194
食中毒等の調査	24	1	3	30	4	62
衛生教育	10	8	21	7	6	52
その他	3	1	5	128	9	146
監視件数(合計)	1,186	840	1,981	2,233	1,081	7,321
営業許可	1,033	662	1,597	1,983	967	6,242
営業届出	153	178	384	250	114	1,079
食品等の収去検体数	118	69	221	637	168	1,213

(イ) 食品衛生監視機動班の違反発見状況

機動班名 違反内容		第1班 (県西)	第2班 (県東)	第3班 (県南)	第4班 (県北)	第5班 (安足)	合計
食品衛生法	第6条	2	1	3	7	2	15
	第9条						0
	第10条						0
	第13条				1		1
	第16条						0
	第18条						0
	第19条						0
	第20条						0
	第25条						0
	第51条						0
	第52条						0
	第55条				3	2	5
	その他						0
食品表示法					15		15
計		2	1	3	26	4	36
指示書交付件数		0	0	4	7	2	13

(3) 食品等の収去検査の状況

ア 収去検査の実施状況

「食品衛生法」第28条に基づき、食品等の収去検査を実施した。令和7(2025)年度の食品等(牛乳及び加工乳を除く)規格基準等検査の検体数は395検体で、規格基準違反が2件であった。また、牛乳及び加工乳の収去検体数は421検体で、違反はなかった。

(ア) 食品等(乳を除く)の収去検査の年次推移

年 度	収 去 検体数	不良 検体数 (実数)	不良理由(延数)							違反率 (%)
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	残留動物 用医薬品	その他	
26(2014)	2,456	40	14	0	0	0	0	0	28	1.6
27(2015)	2,509	41	9	0	0	0	0	0	38	1.6
28(2016)	2,345	61	23	0	3	0	0	0	44	2.6
29(2017)	2,364	71	24	0	3	0	0	0	49	3.0
30(2018)	2,358	55	18	0	1	0	0	0	39	2.3
元(2019)	2,308	42	26	0	1	0	0	0	25	1.8
2(2020)	1,717	24	10	0	0	0	0	0	20	1.4
3(2021)	1,258	5	3	0	0	0	0	0	3	0.4
4(2022)	657	4	1	0	3	0	0	0	0	0.4
5(2023)	711	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6(2024)	517	1	0	0	2	0	0	0	0	0.4
7(2025)	395	2	0	0	0	0	0	0	3	0.5

(イ) 食品等(乳を除く)の収去検査

区 分	収 去 検体数	不 良 検体数 (実数)	不良理由(延数)						
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	残留動物 用医薬品	その他
魚介類	11	0							
冷凍食品 (無加熱摂取冷凍食品)	4	0							
冷凍食品(冷凍前加熱 ・加熱後摂取冷凍食品)	5	0							
冷凍食品(冷凍前未加熱 ・加熱後摂取冷凍食品)	14	1							1
冷凍食品 (生食用冷凍鮮魚介類)	0	0							
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)	1	0							
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	51	0							
乳製品	38	0							
乳類加工品(アイスクリーム類 を除きマーガリンを含む)	0	0							
アイスクリーム類・氷菓	53	1	0						1
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	36	0							
野菜類・果物及びその加工 品(かん詰・びん詰を除く)	92	0							
菓子類	19	0							
清涼飲料水	43	0							
酒精飲料	16	0							
氷雪	0	0							
水	0	0							
かん詰・びん詰	4	0							
その他の食品	8	0							
添加物及びその製剤	0	0							
器具及び容器包装	0	0							
おもちゃ	0	0							
計	395	2	0	0	0	0	0	0	2

(ウ) 乳の収去検査

区 分	収 去 検体数	不良 検体数 (実数)	不良理由(延数)							
			無脂肪乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	残留農薬 基準	残留動物 用医薬品
生乳	408	0								
牛乳	13	0								
低脂肪牛乳										
加工乳 (乳脂肪分3%以上)										
加工乳 (乳脂肪分3%未満)										
その他										
計	421	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(エ) 遺伝子組換え食品の検査

検 体 の 種 類	検査の種類	検体数	結 果
大豆	定量	10	適正な表示であった。
とうもろこし又はパパイヤ	定性	10	安全性未審査の遺伝子組換え食品は検出しなかった。

(オ) 食物アレルギー検査

特定原材料の種類	検 査 食 品	検体数	検出件数
卵	菓子等	10	0
乳	菓子等	10	0

(カ) 食中毒発生防止検査

検 査 食 品	検体数	要注意検体数※
弁当、そうざい、洋生菓子等	414	9

※弁当、そうざい等の衛生規範の廃止に伴い、衛生規範に準じて本県が定めた指導基準の要注意(細菌数超過等)に該当した検体数

イ かんぴょうの検査(添加物使用基準)

本県特産のかんぴょうの生産量は、令和4(2022)年産で164t(生産振興課調べ)であるが、合成保存料として使用される二酸化硫黄(SO₂)の基準違反を防止するため、収去検査を実施している。

(ア) 本県産かんぴょうの県外での違反件数

年 度	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
違 反 件 数	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 汚染物質の検査

食肉、野菜、果物や加工食品等の残留農薬、抗生物質や重金属等の検査を実施した。
(ア) 牛肉、豚肉等の抗生物質検査(77検体)

検体名 検査項目	国 産			輸 入	国 産			
	国産牛肉	国産豚肉	国産鶏肉	輸入鶏肉※	鶏卵	鮎	ニジマス	はちみつ
	19検体	26検体	3検体	5検体	10検体	4検体	5検体	5検体
抗 生 物 質	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
オキシテトラサイクリン系抗生物質(※:総テトラサイクリン)	—	—	—	ND	—	ND	ND	—

(イ) 牛肉、豚肉等の合成抗菌剤検査(81検体)

検体名 検査項目	国 産						輸 入	
	国産牛肉	国産豚肉	国産鶏肉	鶏卵	鮎	ニジマス	輸入豚肉	輸入鶏肉
	19検体	26検体	3検体	10検体	4検体	5検体	9検体	5検体
エトパペート	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
オキシリニック酸	—	—	—	ND	ND	—	ND	ND
オルメトプリム	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファキノキサリン	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファクロルピリダジン	—	—	—	—	—	—	ND	—
スルファジアジン	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファジミジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スルファジメトキシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スルファチアゾール	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファドキシ	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファニトラン	—	—	—	ND	—	—	ND	ND
スルファピリジン	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファメキサゾール	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファメキシピリダジン	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
スルファメラジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スルファモノメトキシ	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
チアンフェニコール	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND
トリメトプリム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ピリメタミン	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND

(ウ) 牛肉、豚肉等の内部寄生虫用剤検査(33検体)

検体名 検査項目	国 産			輸 入	
	鶏卵	鮎	ニジマス	輸入豚肉	輸入鶏肉
	10検体	4検体	5検体	9検体	5検体
アルベンダゾール	ND	ND	ND	ND	ND
チアベンダゾール	—	—	—	—	—
フルベンダゾール	ND	ND	—	—	ND
レバミゾール	ND	—	ND	ND	ND

(エ) 牛肉、豚肉等のホルモン剤(33検体)

検体名 検査項目	国 産			輸 入	
	鶏卵	鮎	ニジマス	輸入豚肉	輸入鶏肉
	10検体	4検体	5検体	9検体	5検体
ゼラノール	ND	ND	ND	ND	ND
酢酸トレンボロン	—	—	—	—	—
酢酸メレンゲステロール	—	—	—	—	—

< 全国統一モニタリング検査(180検体) >

「畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施要領」(令和7(2025)年6月2日付け通知)に基づき、本県産の畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査を実施した(上記ア～エの検体数(国産に限る)再掲)。

区 分	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵	鮎	ニジマス	はちみつ	計
抗生物質(OTC含む)	19	26	3	10	4	5	5	72
合成抗菌剤	19	26	3	10	4	5	—	67
残留農薬	2	1	—	—	—	—	—	3
内部寄生虫剤	—	—	—	10	4	5	—	19
ホルモン剤	—	—	—	10	4	5	—	19
計	40	53	6	40	16	20	5	180

(オ) 残留農薬検査(果物・野菜・加工食品・食肉)(71検体)

検体名	検体数	基準超過	検査項目
トマト	7	0	BHCほか290項目
きゅうり	7	0	BHCほか300項目
輸入柑橘類	5	0	BHCほか259項目
なす	6	0	BHCほか248項目
ぶどう	5	0	BHCほか304項目
なし	7	0	BHCほか299項目
ねぎ	5	0	BHCほか280項目
国産牛肉	2	0	BHCほか5項目
国産豚肉	1	0	BHCほか5項目
輸入鶏肉	5	0	BHCほか5項目
にら	6	0	BHCほか265項目
いちご	①7 ②8	0	①BHCほか279項目 ②BHCほか296項目

(カ) 輸入ナッツの発がん性物質検査(アフラトキシン) (2検体)

品 名	産 地	検体数	総アフラトキシン
輸入ナッツ	中国	1	ND
	アメリカ	1	ND

(キ) 放射性物質検査

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による食品の安全性に対する不安の払拭を図るため、県内で生産及び製造される食品や流通する食品について、放射性物質検査を24検体実施した。

全ての検体が、食品中の放射性物質の基準値以下だった。

検体名	検体数	基準超過	検査項目
牛肉	6	0	放射性セシウム
豚肉	6	0	
鶏肉	3	0	
羊肉	0	0	
山羊肉	0	0	
馬肉	0	0	
羊肝臓	0	0	
鶏卵	0	0	
はちみつ	0	0	
野菜類	0	0	
海水魚	0	0	
牛乳	7	0	
粉ミルク	2	0	
めん類	0	0	
食肉製品	0	0	
漬物	0	0	
ゆば	0	0	
魚肉練り製品	0	0	
天然氷	0	0	
計	24	0	

(4) 食中毒の発生状況

令和 7 (2025) 年の全国の食中毒発生状況は、発生件数1,172件、患者数24,727名、死者数 2 名であった。

本県（宇都宮市を除く）においては、発生件数が11件と前年と同数となり、患者数は1,033名で911名増加した。

病因物質別にみると、ノロウイルス 8 件（患者数895名）、ウエルシュ菌 1 件（患者数96名）、カンピロバクター 1 件（患者数 1 名）の食中毒が発生した。

過去10年間の発生状況は、合計92件（年平均9.2件）、患者数2,955名で 1 件当たりの患者数は32.1名と全国平均（14.5名）より多い状況にある。

全国的には令和 6 (2024) 年まではアニサキスによる食中毒の発生件数が最も多かったが、令和 7 (2025) 年はノロウイルスによる食中毒の発生件数が最も多かった。

本県においても 8 件の食中毒が発生したことから、飲食店や販売店に対し監視指導を強化するとともに、県民に対し県民だよりなどの広報誌をはじめ、ホームページや SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）を活用し、正しい知識の普及及び注意喚起を行った。

平成26(2014)年からノロウイルスが多発傾向となる11月～3月を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め集中的な注意喚起に取り組んだ。

更に、ノロウイルス食中毒の多発が予想された令和 7 (2025) 年12月26日付けで「栃木県ノロウイルス食中毒特別警戒情報」の発信を行い、関係機関・団体等と連携しながら啓発活動に取り組んだ。

ア 食中毒発生状況の年次推移

年次	発生件数	患者数	死亡者数	り患率 (人口10万対)	全国り患率 (人口10万対)
昭和 57 (1982)	16	775	0	42.6	29.0
〃 58 (1983)	13	1,011	1	54.9	31.0
〃 59 (1984)	22	365	0	19.7	27.5
〃 60 (1985)	13	1,357	0	72.9	36.4
〃 61 (1986)	17	1,338	0	71.3	29.2
〃 62 (1987)	10	209	0	11.1	20.7
〃 63 (1988)	10	641	0	33.7	33.7
平成 元 (1989)	16	992	2	51.5	29.6
〃 2 (1990)	20	1,001	1	52.7	30.4
〃 3 (1991)	11	377	0	19.4	32.0
〃 4 (1992)	15	1,504	0	77.1	23.9
〃 5 (1993)	15	566	0	28.9	20.6
〃 6 (1994)	13	375	0	19.0	28.6
〃 7 (1995)	12	974	0	49.2	21.2
〃 8 (1996)	11(15)	266(319)	0	15.6	36.8
〃 9 (1997)	7(9)	604(648)	0	32.4	31.7
〃 10 (1998)	25(32)	453(1,250)	2	62.3	36.5
〃 11 (1999)	26(29)	430(511)	0	25.4	27.8
〃 12 (2000)	15(20)	400(470)	0	23.4	34.2
〃 13 (2001)	11(14)	482(576)	0(1)	28.7	20.3
〃 14 (2002)	25(31)	419(585)	0(9)	29.1	21.7
〃 15 (2003)	20(22)	867(916)	1	45.5	23.0
〃 16 (2004)	14(17)	579(645)	1	32.0	22.2
〃 17 (2005)	11(15)	287(443)	0	22.0	21.2
〃 18 (2006)	23(24)	731(779)	0	38.7	30.5
〃 19 (2007)	7(13)	260(411)	0	20.4	26.2
〃 20 (2008)	15(24)	191(408)	0	20.3	19
〃 21 (2009)	11(14)	240(254)	0	12.6	15.9
〃 22 (2010)	18(28)	958(1,071)	0	53.6	20.4
〃 23 (2011)	9(12)	148(177)	0	8.9	16.9
〃 24 (2012)	6(12)	693(854)	0	42.9	20.9
〃 25 (2013)	3(7)	263(492)	0	24.8	16.3
〃 26 (2014)	4(6)	113(179)	0	9.0	15.2
〃 27 (2015)	6(11)	114(188)	0	9.5	17.7
〃 28 (2016)	15(19)	754(795)	0	40.4	16.0
〃 29 -2017	10(13)	413(728)	0	37.3	13.0
〃 30 (2018)	5(9)	243(486)	0	12.4	13.7
令和 元 (2019)	6(7)	117(118)	0	6.0	10.3
〃 2 (2020)	7(10)	15(22)	1	0.8	11.5
〃 3 (2021)	8(9)	139(143)	0	7.5	8.8
〃 4 (2022)	11(11)	28(28)	0	1.5	5.5
〃 5 (2023)	7(11)	94(178)	0	5.0	9.5
〃 6 (2024)	11(14)	122(152)	0	6.5	11.5
〃 7 (2025)	11(15)	1,033(1,241)	0	55.6	20.1

※()内は、宇都宮市分を含む数

イ 令和 7 (2025) 年食中毒発生状況

番号	発生月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	血清型別等	原因施設	摂取場所	備考
1	R7.1.8	不明	1	1	0	不明	カンピロバクター		不明	—	県東
2	R7.1.24	鹿沼市	14	10	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルス		飲食店	飲食店	県西
3	R7.2.7	日光市	46	41	0	飲食店が提供した食事	不明		飲食店	飲食店	県西
4	R7.2.12	大田原市	110	96	0	飲食店が提供した食事	ウエルシュ菌		製造所	事業場	県北
5	R7.4.5	那須烏山市	43	30	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルスGⅡ		飲食店	事業場	県北
6	R7.4.13	栃木市	1550	407	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルスGⅡ		飲食店	事業場	県南
7	R7.4.19	那須塩原市	32	17	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルスGⅡ		飲食店	飲食店	県北
8	R7.4.27	日光市	181	116	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルスGⅡ		飲食店	飲食店	県西
9	R7.8.11	塩谷町	33	18	0	施設が調理、提供した食事	ノロウイルスGⅡ		集団給食施設	介護施設	県北
10	R7.12.28	真岡市	48	20	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルスGⅡ		飲食店	飲食店	県東
11	R7.12.29	日光市	400	277	0	飲食店が提供した食事	ノロウイルスGⅡ		飲食店	飲食店	県西
県計			2458	1033	0						

ウ 令和6(2024)年及び令和7(2025)年の食中毒発生状況

(ア) 原因食品別発生状況

原因食品	件数		患者数	
	R6年 (2024)	R7年 (2025)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
魚介類	3	0	3	0
魚介類加工品	0	0	0	0
肉類及びその加工品	0	0	0	0
卵類及びその加工品	0	0	0	0
乳類及びその加工品	0	0	0	0
穀類及びその加工品	0	0	0	0
野菜及びその加工品 ※きのこ類	0	0	0	0
菓子類	0	0	0	0
野菜及びその加工品	0	0	0	0
複合調理品	0	0	0	0
その他	8	10	119	1032
不明	0	1	0	1
計	11	11	122	1033

(ウ) 原因施設別発生状況

原因施設	件数		患者数	
	R6年 (2024)	R7年 (2025)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
家庭	0	0	0	0
事業場	1	1	25	18
学校	0	0	0	0
病院	0	0	0	0
旅館	0	0	0	0
飲食店	7	8	94	918
販売店	3	0	3	0
製造所	0	1	0	96
仕出屋	0	0	0	0
採取場所	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
不明	0	1	0	1
計	11	11	122	1033

(イ) 月別発生状況

発生月	件数		患者数	
	R6年 (2024)	R7年 (2025)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
1	0	2	0	11
2	2	2	41	137
3	2	0	47	0
4	1	4	3	570
5	1	0	1	0
6	0	0	0	0
7	3	0	14	0
8	0	1	0	18
9	1	0	1	0
10	0	0	0	0
11	0	0	0	0
12	1	2	15	297
計	11	11	122	1033

(エ) 病因物質別発生状況

病因物質		件数		患者数	
		R6年 (2024)	R7年 (2025)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
病因物質の判明したもの		11	10	122	992
内訳	サルモネラ属菌	0	0	0	0
	ブドウ球菌	0	0	0	0
	腸炎ビブリオ	0	0	0	0
	病原大腸菌	0	0	0	0
	ウェルシュ菌	0	1	0	96
	セレウス菌	0	0	0	0
	カンピロバクター	3	1	16	1
	ノロウイルス	5	8	103	895
	その他のウイルス	0	0	0	0
	アニサキス	3	0	3	0
	自然毒(植物性)	0	0	0	0
	自然毒(動物性)	0	0	0	0
その他		0	0	0	0
病因物質の不明なもの		0	1	0	41
計		11	11	122	1033

エ 過去10年間(平成28(2016)年～令和7(2025)年)の食中毒発生状況

(ア) 原因食品別発生状況

原因食品	件数	患者数	死亡者数
魚介類	13	13	0
魚介類加工品	0	0	0
肉類及びその加工品	1	6	0
卵類及びその加工品	0	0	0
乳類及びその加工品	0	0	0
穀類及びその加工品	0	0	0
野菜及びその加工品 ※きのこ類	5	21	1
菓子類	0	0	0
野菜及びその加工品	0	0	0
複合調理品	2	135	0
その他	57	2,768	1
不明	13	15	0
計	91	2,958	2

(イ) 月別発生状況

発生月	件数	患者数	死亡者数
1	8	94	1
2	13	398	0
3	13	505	0
4	9	734	0
5	6	77	0
6	7	157	0
7	7	18	0
8	5	117	1
9	6	17	0
10	2	5	0
11	6	159	0
12	9	677	0
計	91	2,958	2

(ウ) 原因施設別発生状況

原 因 施 設	件 数	患 者 数	死 亡 者 数
家 庭	9	19	1
事 業 場	2	43	0
学 校	1	182	0
病 院	1	268	0
旅 館	6	247	0
飲 食 店	47	1,873	1
販 売 店	5	5	0
製 造 所	1	96	0
仕 出 屋	4	171	0
採 取 場 所	0	0	0
そ の 他	3	40	0
不 明	12	14	0
計	91	2,958	2

(エ) 病因物質別発生状況

病 因 物 質		件 数	患 者 数	死 亡 者 数
病因物質の判明したもの		88	2,914	2
内 訳	サルモネラ属菌	2	153	0
	ブドウ球菌	1	5	0
	腸炎ビブリオ	0	0	0
	病原大腸菌	0	0	0
	ウエルシュ菌	4	226	0
	セレウス菌	0	0	0
	カンピロバクター	11	65	0
	ノロウイルス	42	2,394	0
	その他のウイルス	1	28	1
	アニサキス	22	22	0
	自然毒（植物性）	5	21	1
	自然毒（動物性）	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
病因物質の不明なもの		3	44	0
計		91	2,958	2

(5) 調理師免許

「調理師法」に基づき、調理師試験の実施、免許の交付等の事務を行った。

年 度	調理師試験の実施状況				調理師免許事務	
	出願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率	交付者数(人) (※再交付等を含む)	累 計(人)
R2(2020)	505	488	326	66.8%	803	73,901
R3(2021)	476	456	327	71.7%	788	74,689
R4(2022)	468	446	275	61.7%	773	75,462
R5(2023)	451	436	224	51.4%	702	76,164
R6(2024)	422	402	259	64.4%	734	76,898
R7(2025)	374	361	224	62.0%	633	77,531

【参考】県内の指定調理師養成施設

令和8(2026)年4月1日現在

名 称	所 在 地	設 立 者	課 程	入学定員(名)	修業期間
宇都宮短期大学附属高等学校 調理科	宇都宮市睦町1-35 (TEL 028-634-4161)	学校法人 須賀学園	高等学校	100	3年
アイ・エフ・シー調理製菓大学 校	宇都宮市平出町3580-3 (TEL 028-662-7166)	学校法人 三友学園	専門課程 (調理師科)	20	1年
			専門課程 (調理技術マネジメント 科)	15	2年
国際TBC調理・パティシエ専 門学校	小山市三峯1-10-21 (TEL 0285-28-0525)	学校法人 ティビィンシイ学 院	専門課程 (調理師学科)	40	1年
			専門課程 (シェフ(調理経営)学科)	40	2年
			高等課程 (調理科)	30	3年
佐野清澄高等学校 生活デザイン科食物調理コース	佐野市堀米町840 (TEL 0283-23-0841)	学校法人 佐山学園	高等学校	40	3年
栃木県立矢板高等学校 栄養食物科	矢板市片俣618-2 (TEL 0287-43-1231)	栃木県	高等学校	40	3年
国際テクニカル調理製菓専門 学校	宇都宮市大通り4-1-19 (TEL 028-622-3090)	学校法人 ティビィンシイ学 院	専門課程 (調理師学科)	40	1年
			専門課程 (調理経営学科)	80	2年

(6) 製菓衛生師免許

「製菓衛生師法」に基づき、製菓衛生師試験の実施、免許の交付等の事務を行った。

年 度	製菓衛生師試験の実施状況				製菓衛生師免許事務	
	出願者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率	交付者数(人) (※再交付等を含む)	累 計(人)
R2(2020)	159	158	111	70.3%	64	3,402
R3(2021)	188	185	118	63.8%	108	3,510
R4(2022)	194	183	121	66.1%	107	3,617
R5(2023)	193	190	102	53.7%	96	3,713
R6(2023)	190	186	136	73.1%	97	3,810
R7(2025)	185	183	114	62.3%	118	3,928

【参考】県内の指定製菓衛生師養成施設

令和8(2026)年4月1日現在

名 称	所 在 地	設 立 者	課 程	入学定員(名)	修業期間
アイ・エフ・シー調理製菓大学 校 製菓衛生師科	宇都宮市平出町3580-3 (TEL 028-613-6630)	学校法人 三友学園	専門課程	60	1年
足利製菓専門学校	足利市田中町914 (TEL 0284-72-2981)	学校法人 白百合学園	専門課程 (パティシエ科)	35	2年
国際テクニカル調理製菓専門 学校	宇都宮市大通り4-1-19 (TEL 028-622-3090)	学校法人 ティビィンシイ学 院	専門課程 (製菓衛生師養成学科)	20	1年
			通信課程 (製菓衛生師学科)	60	1年
国際TBC調理・パティシエ専 門学校	小山市三峯1-10-21 (TEL 0285-28-0525)	学校法人 ティビィンシイ学 院	専門課程 パティシエ(製菓衛生師) 学科	40	2年
			通信課程 (製菓衛生師学科)	240	1年

(7) 栃木県食品技術功労者表彰状況

多年にわたり、食品の調理、加工及び製造の伝承技術を尊重し、研さん努力するとともに、その卓越した技術を後世に伝えている技術者を対象に、昭和49年度から毎年表彰を実施している。

団 体 名	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2023)	R7 (2025)	表彰者総数
栃木県寿司商生活衛生同業組合	1			1		32
栃木県めん類業生活衛生同業組合				1		35
栃木県料理業生活衛生同業組合	1		1			9
栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合						17
栃木県中華料理生活衛生同業組合						22
栃木県食肉生活衛生同業組合		1				18
栃木県社交飲食業生活衛生同業組合						1
栃木県飲食業生活衛生同業組合						11
栃木県菓子工業組合			1			24
栃木県調理師連合会				1		29
栃木県酒造協同組合		1				11
栃木県米菓商工業協同組合						5
栃木県味噌工業協同組合						1
一般社団法人栃木県食品産業協会						1
製菓資格者会栃木県支部						5
栃木県豆腐商工組合						5
計	2	2	2	3	0	226

(8) ふぐ処理営業施設の届出状況

栃木県ふぐ処理等指導要綱に基づく届出状況は、次のとおりである。

健康福祉 センター	届 出 済 施 設 数		
	飲食店 営業	魚介類 販売業	計
県 西	17	1	18
県 東	4		4
県 南	21		21
県 北	19		19
安 足	11		11
計	72	1	73

(9) 食品衛生検査業務管理

食品等に関する衛生検査業務は、「食品衛生法」第25条（食品等の検査）第1項、第26条（製品検査命令）第2項から第3項及び第28条第1項（収去検査）に基づき、同法第29条（食品衛生検査施設）の規定により設置されている検査施設で実施している。

近年、食品の安全性に関する諸問題は、多様化・複雑化し、試験・検査の重要性とともに、信頼性の確保を重視した試験・検査の実施が求められている。

県では、平成9(1997)年4月から「栃木県における食品衛生検査施設の検査等業務管理要綱」及び「栃木県における食品衛生検査施設に係る検査等の基本業務管理要領」に基づき、7検査部門の8検査区分が行う試験・検査業務を管理するとともに、医薬・生活衛生課内に信頼性確保部門責任者を配置し、試験・検査の信頼性確保に努めている。

具体的には、各検査区分が行う種々の試験・検査の実施手順や検査機器の保守点検、試験品の取扱い、試薬等に関する管理手順・手続等を規定した各標準作業書を整備し、標準作業書に沿った種々の記録を残すことにより試験・検査結果の精度管理を実施している。

また、それら一連の管理状況を確認するために信頼性確保部門責任者による内部点検の実施及び各検査施設が独自に行う内部精度管理を推進するとともに、一般財団法人食品薬品安全センターが実施する食品衛生外部精度管理調査に参加して、試験・検査技術の維持・向上と信頼性の確保を図っている。

ア 食品衛生検査施設

検査業務管理を必要とする主な検査業務には、収去試験・食品汚染物質検査がある。

県では、それらの検査業務に加えて「栃木県食中毒処理要領」に基づく、食中毒に関する検体の採取、保管搬入時の取扱い、試験・検査について「栃木県における食品衛生検査施設に係る検査等の基本業務管理要領」により業務管理を実施した。

<検査部門>

令和8(2026)年3月31日現在

検査機関名	検査部門責任者	検査区分責任者	主な検査内容
県西健康福祉センター	保健所長	健康対策課長	食中毒菌検査
県東健康福祉センター	保健所長	健康対策課長	食中毒菌検査
県南健康福祉センター	保健所長	試験検査課長	食品理化学検査、食品微生物検査、食中毒菌検査
県北健康福祉センター	保健所長	試験検査課長	食品理化学検査、食品微生物検査、食中毒菌検査
安足健康福祉センター	保健所長	健康対策課長	食中毒菌検査
保健環境センター	所長	微生物部長	ウイルス検査、動物試験、食中毒菌検査
		食品薬品部長	食品理化学検査、食品微生物検査、食品汚染物質検査 (重金属・残留農薬・残留動物用医薬品)
食肉衛生検査所	所長	精密検査課長	食品汚染物質検査(残留動物用医薬品) 輸出食肉検査(サルモネラ、STEC)

<信頼性確保部門>

信頼性確保部門責任者：医薬・生活衛生課食品安全推進班長

イ 標準作業書整備状況

各検査施設では、検査に必要な機械器具、試薬、試験品の取扱いを管理するための標準作業書を整備するとともに、検査実施に関する標準作業書を整備して標準作業書に沿った検査を実施した。

＜主な標準作業書数＞

検査機関名	区分	機械器具 保守点検	試薬等 管 理	動物飼育 取 扱	試験品 取扱い	検査実施標準作業書			
						食 品 理化学	食 品 微生物	食 品 汚染物質	食中毒菌 ・その他
県西健康福祉センター		10	1		1				10
県東健康福祉センター		9	1		1				10
県南健康福祉センター		35	1		1	26	21		10
県北健康福祉センター		15	1		1	13	21		10
安足健康福祉センター		10	1		1				10
保健環境 センター	微生物部	14	1	6	1				2
	食品薬品部	40	1		1	27	21	50	1
食 肉 衛 生 検査所	輸出食肉以外	19	1		2			5	
	輸出食肉関係	43	1		1		3		

ウ 内部点検実施状況

各種標準作業書に定められている内容について、各検査施設の施設設備・検査機器等が十分に管理され、検査が適切に実施されているか、検査業務に関する各種記録が残されているか等について内部点検を実施した。（検査区分ごとに1回）

区分	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
実施回数	8回	8回	8回	8回	8回	8回	8回

エ 精度管理実施状況

検査技術水準の確保及び検査の精度を適正に保つため、各検査施設において内部精度管理を実施するとともに、一般財団法人食品薬品安全センター及び国立医薬品食品衛生研究所が実施する食品衛生外部精度管理調査に参加した。

(7) 内部精度管理実施状況

各検査施設において、微生物検査関係については計 431 回、理化学検査関係については計 109 回の内部精度管理を実施した。

検査機関名	微生物検査	理化学検査
	実施回数	実施回数
県西健康福祉センター	7	－
県東健康福祉センター	8	－
県南健康福祉センター	80	27
県北健康福祉センター	59	28
安足健康福祉センター	16	－
保健環境センター	54	43
食肉衛生検査所	207	11
計	431	109

(4) 外部精度管理調査実施状況

微生物学調査は、一般細菌数測定、大腸菌の同定、黄色ブドウ球菌の同定、サルモネラ属菌の同定、大腸菌群の同定について、理化学調査は、食品添加物の定性・定量、遺伝子組換え食品、特定原材料の定量、残留農薬の一斉分析、残留動物用医薬品の定量について、総計 28 項目について外部精度管理調査を実施した。

検査機関名	検査項目
県西健康福祉センター	大腸菌検査、黄色ブドウ球菌検査、サルモネラ属菌検査
県東健康福祉センター	大腸菌検査、黄色ブドウ球菌検査、サルモネラ属菌検査
県南健康福祉センター	食品添加物検査Ⅱ（ソルビン酸） 大腸菌検査、一般細菌数測定検査、黄色ブドウ球菌検査
県北健康福祉センター	食品添加物検査Ⅱ（ソルビン酸） 一般細菌数測定検査、黄色ブドウ球菌検査、サルモネラ属菌検査
安足健康福祉センター	大腸菌検査、黄色ブドウ球菌検査、サルモネラ属菌検査
保健環境センター	食品添加物検査Ⅱ（ソルビン酸）、 残留農薬検査Ⅱ（アトラジン、クロルピリホス、ダイアジノス、チオベンカルブ、フルトラニル、マラチオン）の 6 種農薬中の 3 種）、 残留動物用医薬品検査（スルファジミジン）、 一般細菌数測定検査、黄色ブドウ球菌検査、大腸菌群検査
食肉衛生検査所	残留動物用医薬品検査（スルファジミジン）、 一般細菌数測定検査、腸内細菌科菌群検査、サルモネラ属菌検査、 腸管出血性大腸菌（STEC）

4 食 品 の 安 全

(1) 栃木県食品安全推進本部会議の開催	53
(2) とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	53
(3) 食品の安全性に関する意見交換会等の開催	54
(4) 食品の安全性に関する理解促進	54
(5) とちぎHACCPの普及推進	55
(6) 食品表示適正化の推進	56
(7) 食品等の自主回収情報の公表	56

4 食品の安全

県では、平成 15(2003)年 7 月に施行された「食品安全基本法」の理念に基づき、消費者の視点に立ち、食品の生産から消費に至る一貫した食品安全行政を総合的に推進するため、平成 16(2004)年 3 月に「とちぎ食品安全確保指針」（以下「指針」という。）を策定した。

指針に基づき、平成 16(2004)年 5 月には、食品安全施策を総合的に推進するための庁内の組織として、「栃木県食品安全推進本部」を設置し、平成 17(2005)年 3 月には、3 年間の県の事業・取組をとりまとめた「とちぎ食の安全・安心行動計画（平成 17(2005)～19(2007)年度）」を策定した。

平成 18(2006)年 10 月には、議員提案による「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（以下「条例」という。）が施行されたため、条例に基づき、平成 19(2007)年 2 月、「とちぎ食の安全・安心推進会議」を設置するとともに、平成 20(2008)年 3 月には、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（平成 20(2008)～22(2010)年度）」を策定した。その後、平成 23(2011)～27(2015)年度の 2 期計画、平成 28(2016)～令和 2(2020)年度の 3 期計画、令和 3(2021)～7(2025)年度の 4 期計画を経て、令和 8(2026)～12(2030)年度までの 5 か年を計画期間とした 5 期計画を策定した。

5 期計画では、これまでの施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心に係る情勢の変化や国の施策等を踏まえ、より一層、食の安全・安心・信頼性を確保するため、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 栃木県食品安全推進本部会議の開催

条例に基づき、本県における食品の安全性確保に関する総合的な施策を推進するため、「栃木県食品安全推進本部会議」を開催した。

○ 構成員：庁内各部局長

開催日	議題等
R7(2025). 9. 8	・食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告について

(2) とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例に基づき、基本計画策定に当たっての意見聴取及び食品の安全性に関する重要事項の調査等を行う「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催した。

○ 委員：16 名（学識経験者、食品関連事業者、消費者等）

○ 会場：栃木県公館大会議室

区分	開催日	議題等
第34回	R7(2025). 7. 14	・とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(4期計画)の実績について ・とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画次期計画(5期計画)の素案について

区分	開催日	議題等
第35回	R8(2026).2.9	・とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（5期計画）（案）について ・令和8(2026)年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）について

(3) 食品の安全性に関する意見交換会等の開催

食品の安全性に関する理解促進を図るため、広く県民を対象とした「食の安全に関するリスクコミュニケーション」等を開催し、知識共有、意見交換等の推進を図った。

開催日	名称（開催地）	テーマ等	参加者
R7(2025) 8.25	食品安全地域フォーラム （丸大食品株式会社 関東工場）	「夏休み☆親子で工場見学in丸大食品～安全でおいしいウインナーができるまで～」	28名
R7(2025) 9.30	食品安全セミナー（宇都宮市）	「分かって活用！食品表示～食品期限表示について正しく理解しよう」	40名
R8(2026) 1.15	食品の安全に関するリスクコミュニケーション（宇都宮市）	「食の安全、どう見分ける？～情報との正しい付き合い方～」	83名
R8(2026) 3.11	子育て世代（保護者）を対象としたリスクコミュニケーション（宇都宮市）	「おいしくて安全な加熱調理のポイント」	13名
合 計			176名

(4) 食品の安全性に関する理解促進

ア 食品安全教室等の実施

小学生を対象とした食品安全教室、中学生を対象とした食品安全ゼミナール及び子育てサロンを対象とした食品安全安心出前講座を開催し、食品表示や食中毒の予防方法、手洗いの大切さなど、ライフステージに応じた県民への食品に関する正しい基礎知識、安全性情報の提供を行うとともに、食品の安全性に係る理解促進を図った。

区 分	対象者	回数 （施設数）	受講者数
食品安全教室	小学生	30(21)	877 名
食品安全ゼミナール	中学生	2(2)	112 名
食品関係者養成校対象研修会	高校生 調理師養成施設生	9(6)	348 名
食品安全安心出前講座	保護者 （子育て世代）	5(5)	55 名
県政出前講座	一般県民	1(1)	39 名

イ 講習会、学習支援等の実施

食品関連事業者に対し講習会等を実施し、食品の安全性に関する理解促進を図った。

区 分	回数	受講者		計
		事業者	消費者	
食品衛生責任者実務講習会	65	4,685名	—	4,685名
食品衛生責任者養成講習会 (eラーニング方式)	47 —	1,426名 1,087名	—	2,513名
食品衛生講習会 等	58	2,584名	105名	2,689名
衛生講習会 (大量調理施設)	5	181名	—	181名
合 計	175	9,963名	105名	10,068名

(5) とちぎ^{ハサップ}HACCPの普及推進

栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎ HACCP）を含む HACCP による自主衛生管理を普及推進するため、HACCP アドバイザーの養成など、食品事業者の HACCP 導入・継続を支援するための取組を行った。

ア HACCP アドバイザーフォローアップ研修会の開催

とちぎ HACCP 認証機関等において、食品事業者の HACCP に対する取組みを支援する人材の資質向上を目的として、研修会を開催した。

開催日	内容	受講者
R7(2025).1.27	「次亜塩素酸水：その科学的・社会的基盤と活用」 講師：一般財団法人機能水研究振興財団 理事長 堀田國元 氏	22名

イ 民間活力等を利用した個別支援、モデル事業（委託事業）の実施

とちぎ HACCP 認証機関に業務を委託し、HACCP アドバイザーを活用して食品等事業者への個別支援を実施した。

実施時期	個別支援実施施設数
R7(2025).4.1～R8(2026).3.31	63 施設

ウ とちぎ HACCP 認証の普及促進等

食品関係営業施設におけるとちぎ HACCP の認証の認知度向上を図るため、認証施設情報を県ホームページで公表した。

とちぎHACCP認証施設数 (R8(2026).3.31現在)
209 施設

(6) 食品表示適正化の推進

適切な食品表示を推進するため、細菌性食中毒が多発する傾向がある 8 月及び食品の流通が拡大する 12 月を「栃木県食品表示適正化強化月間」と定め、食品表示に係る関係機関が連携し各種取組を実施した。

ア 合同監視の実施

食品関連事業者等に対し、適正表示の指導徹底を図るため、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4 期計画）」に基づき、8 月及び 12 月の適正化強化月間の実施に合わせて、食品表示に係る関係機関（県：医薬・生活衛生課、各健康福祉センター、市：宇都宮市保健所）が合同で、食品表示の集中的な監視指導を実施した。

区 分	合 計
調査回数	16 回
調査店舗数	48 店舗

イ 食品表示講習会の開催

食品関連事業者等に対し、食品に係る適正表示を目的として、広域健康福祉センター単位で講習会を開催した。

区 分	合 計
回 数	6 回
受講者	369 名

(7) 食品等の自主回収情報の公表

県では、食品等事業者におけるリコール食品等の自主回収を促進させ、健康被害の発生防止、県民の食に対する信頼の確保を図るため、食品等の自主回収報告制度により、食品等事業者から自主回収情報の報告を逐次受けている。

区分	食品等の自主回収の理由		計
	食品衛生法に基づく自主回収	食品表示法に基づく自主回収	
報告件数	4 件	24件	28 件

5 食 肉 衛 生

(1) と畜場施設の概要	58
(2) と畜検査の状況	59
(3) 食鳥処理場及び届出食肉販売業の概要	61
(4) 輸出対応業務の概要	61

5 食肉衛生

安全・安心で衛生的な食肉を消費者へ提供するため、食肉衛生検査所で実施する牛、馬、豚、めん羊・山羊のと畜検査体制や鶏等食鳥処理の衛生等指導体制の充実強化を図っている。

同所においては、食肉処理関係者等に対して対象獣畜の衛生的な解体処理を指導するとともに、と畜場等設置者に対して施設設備の衛生確保や適正な維持管理に努めるよう指導を図っている。

また、食肉中の残留抗菌性物質などの精密検査を実施するとともに、対象獣畜等の疾病を排除するための調査を実施している。

輸出食肉については、とちぎ食肉センターが令和2(2020)年6月以降、アメリカ合衆国をはじめ、シンガポール、欧州連合、タイ、ベトナム、台湾、オーストラリア、カナダ向けの輸出牛肉取扱施設として認定されたことに伴い、食肉衛生検査所は、円滑かつ適正に輸出できるよう、当該施設に対する監視指導、衛生教育等のほか、各種検査、証明書の発行等の業務を実施している。

(1) と畜場施設の概要

と畜場施設一覧

と畜場名		検 番 印 号	所 在 地	事業主体	建築年	と畜場施設		1日処理能力			備 考
						延面積	処理室	大動物	小動物	事故畜	
食肉衛生検査所	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 那須塩原研究拠点 【民営】	10	那須塩原市千本松768 (TEL 0287-36-0111)	国立研究 開発法人 農業・食品 産業技術 総合研究 機構	昭和34年 (1959)	353.00	97.30	5	—		
	宮内庁御料牧場 簡易と畜場 【公営】	15	塩谷郡高根沢町大字上高根沢6020 (TEL 028-675-1111)	宮内庁	平成22年 (2010)	229.86	112.76	—	10		簡易
	とちぎ食肉センター 【民営】	1	芳賀郡芳賀町大字稲毛田1921-7 (TEL 028-616-2781)	株式会社 栃木県畜 産公社	令和2年 (2020)	18,262.29	1,329.38	65	2,000	8	病畜の処理頭数の 換算は大動物1 頭小動物1頭とす る

(検印番号2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 11. 12. 13. 14は廃番)

(2) と畜検査の状況

と畜場別検査頭数

	とちぎ食肉センター		国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 那須塩原研究拠点		宮内庁御料牧場 簡易と畜場		計	
	R6 (2024)	R7 (2025)	R6 (2024)	R7 (2025)	R6 (2024)	R7 (2025)	R6 (2024)	R7 (2025)
牛	12,597	12,328	8	8	0	0	12,605	12,336
とく	167	104	0	0	0	0	167	104
馬	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	416,686	406,859	0	0	0	0	416,686	406,859
めん羊	0	0	0	0	107	82	107	82
山羊	0	0	0	0	0	0	0	0
計	429,450	419,291	8	8	107	82	429,565	419,381

と畜検査頭数の年次推移

年度		と畜場数	畜 種 別 頭 数						備 考
			牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	
昭和 56	(1981)	10	16,999	1,788	153	293,149	193	11	
" 57	(1982)	10	16,188	2,049	164	306,734	205	5	
" 58	(1983)	10	16,209	2,004	203	298,673	207	12	
" 59	(1984)	10	16,644	2,416	308	306,484	209	5	
" 60	(1985)	10	16,789	2,178	420	317,021	206	11	
" 61	(1986)	10	17,773	1,074	427	316,476	194	16	
" 62	(1987)	9	19,516	883	347	319,982	185	7	小山食肉センター廃止(7月)
" 63	(1988)	9	20,045	831	264	306,686	147	8	
平成 元	(1989)	9	19,085	696	294	307,593	114	2	
" 2	(1990)	8	17,456	629	282	297,173	166	10	芳賀地区広域行政事務組合食肉センター廃止(3月)
" 3	(1991)	8	18,049	425	234	300,744	183	5	
" 4	(1992)	8	19,053	370	236	308,035	181	11	
" 5	(1993)	8	17,224	300	406	300,442	199	9	
" 6	(1994)	8	16,795	481	502	298,383	196	2	
" 7	(1995)	8	16,694	364	571	280,529	129	4	
" 8	(1996)	7	9,971	230	138	200,504	222	4	宇都宮市と畜場が宇都宮市食肉衛生検査所所管となる(4/1)
" 9	(1997)	7	8,141	205	8	180,830	171	2	県南食肉衛生検査所新設 県北食肉衛生検査所新設
" 10	(1998)	7	7,683	90	5	183,709	209	3	
" 11	(1999)	7	8,184	56	4	181,742	188	4	
" 12	(2000)	6	8,200	41	9	128,583	107	0	栃木枝肉センター廃止(3月)
" 13	(2001)	6	6,074	22	6	127,164	175	0	
" 14	(2002)	6	7,427	5	6	94,877	130	0	グリオ栄養食品(株)那須工場と畜場廃止(1月)
" 15	(2003)	5	8,530	20	4	48,151	150	0	
" 16	(2004)	5	8,501	13	5	50,091	140	0	
" 17	(2005)	5	7,755	15	4	49,047	102	0	
" 18	(2006)	5	7,900	14	5	49,608	109	0	
" 19	(2007)	5	7,951	18	3	46,545	210	0	
" 20	(2008)	5	8,331	22	1	40,596	130	0	
" 21	(2009)	5	8,163	28	8	34,729	125	0	
" 22	(2010)	5	7,759	20	3	32,362	96	0	
" 23	(2011)	4	6,381	11	3	28,698	150	0	栃木県畜産試験場枝肉調査室廃止(1月)
" 24	(2012)	4	7,213	19	1	27,607	129	0	
" 25	(2013)	4	7,112	18	1	21,242	167	0	
" 26	(2014)	4	7,330	25	0	15,711	137	11	
" 27	(2015)	4	6,468	17	0	9,971	116	10	県南食肉衛生検査所廃止(3月)
" 28	(2016)	4	4,960	15	1	324	150	13	
" 29	(2017)	3	4,907	20	0	284	147	0	
" 30	(2018)	3	5,054	19	1	229	71	0	
令和 元	(2019)	4	5,096	11	0	726	70	0	とちぎ食肉センター新設(3月) 県北食肉衛生検査所廃止(3月) 那須地区食肉センター廃止(3月)
" 2	(2020)	3	9,727	36	0	258,366	108	0	栃木県食肉衛生検査所新設
" 3	(2021)	3	13,435	54	0	260,846	50	0	
" 4	(2022)	3	14,098	114	0	313,213	60	0	
" 5	(2023)	3	13,141	131	0	370,553	50	0	
" 6	(2024)	3	12,605	167	0	416,686	107	0	
" 7	(2025)	3	12,336	104	0	406,859	82	0	

牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査頭数

平成28(2016)年4月1日以降の検査頭数(検査対象:平成28(2016)年4月1日以降は48ヵ月齢以上。令和6(2024)年4月1日以降は、と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛)

と畜場名		とちぎ食肉センター		国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 畜産研究部門		合計	
検査年度		R6 (2024)	R7 (2025)	R6 (2024)	R7 (2025)	R6 (2024)	R7 (2025)
症状を呈する牛	陰性	0	0	0	0	0	0
	陽性	0	0	0	0	0	0
検査対象の牛	陰性	0	0	0	0	0	0
	陽性	0	0	0	0	0	0
その他の牛	陰性	0	0	0	0	0	0
	陽性	0	0	0	0	0	0
合計	陰性	0	0	0	0	0	0
	陽性	0	0	0	0	0	0

伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査頭数

と畜場名	症状を呈するめん羊		その他のめん羊		合計	
	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性
宮内庁御料牧場 簡易と畜場	0	0	0	0	0	0

* TSEスクリーニング検査の対象は、獣畜の月齢に関わらず削瘦、被毛粗剛、脱毛、そう痒症、関節炎、異常行動、運動失調等の臨床症状を呈するもの。

(3) 食鳥処理場及び届出食肉販売業の概要

管 轄 機 関	検査対象施設数	認定小規模施設数	届出食肉販売者数
食肉衛生検査所	0	7	0
計	0	7	0

(4) 輸出対応業務の概要

牛肉輸出認定状況

認定年月日	輸出国等
令和2(2020)年6月17日	アメリカ合衆国
令和2(2020)年7月1日	シンガポール
令和2(2020)年8月26日	EU等
令和2(2020)年9月30日	タイ
令和2(2020)年10月26日	ベトナム
令和4(2022)年6月6日	台湾
令和6(2024)年6月5日	オーストラリア
令和8(2026)年3月26日	カナダ

輸出実績

上段:輸出量kg

管轄施設における輸出実績(輸出量、衛生証明書発行件数)

下段:衛生証明書発行件数

輸出国名	アメリカ合衆国	シンガポール	EU等	タイ	ベトナム	台湾	オーストラリア	合計
R7(2025)年度	50675.9	11100.3	18013.1	4344.7	3534.4	2895.3	550.5	91114.2
	171	62	71	26	11	10	4	355

＜薬 務 関 係＞

1 薬 事 指 導 事 業

(1) 概況	62
(2) 栃木県地方薬事審議会を開催	62
(3) 薬局・医薬品販売業者及び医薬品等製造業者の状況	63
(4) 薬局・医薬品等製造業等の許可申請状況	65
(5) 薬事監視の状況	69
(6) 無承認無許可医薬品等の違反発見状況及び買上調査	71
(7) 医薬品等一斉監視指導	71
(8) 登録販売者試験及び登録販売者の状況	72
(9) 医薬品等の生産額の推移（県内製造所の額）	73
(10) 災害用医薬品等の備蓄対策等	74
(11) 医薬分業の推進	75
(12) 在宅医療に係る医薬品供給・応需体制整備対策	77
(13) 薬と健康の週間	77
(14) 薬局機能情報の提供	78
(15) 各種研修会の開催状況	78
(16) 家庭用品の安全対策	79
(17) 後発医薬品安心使用促進事業	79
(18) 薬剤師の状況	80
(19) 電子処方箋の活用・普及の促進事業	81

(20)	保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援事業費補助金.....	81
------	-------------------------------	----

1 薬事指導事業

(1) 概 況

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）に基づく許認可事務及び施設の監視指導等

良質な医療の確保に必要な医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等の製造業者に対する監視指導や研修会等を通じて、医薬品等の製造管理、品質管理及び安全管理を図るとともに、薬局・医薬品販売業者に対しては、医薬品等の品質確保と消費者への医薬品等の情報提供や相談応需の徹底を図った。

また、県内の薬局及び病院薬剤師確保のための事業、薬局機能情報提供制度（県民への情報提供）の整備、登録販売者試験の実施及び試験合格者等の販売従事登録等を実施した。

その他、無承認無許可医薬品の早期発見に資するため、健康食品の買上げ調査やドラッグストア等に対して監視指導等を実施するとともに、関係団体の協力を得て医薬品の適正使用の普及啓発を行い、医薬品等による県民の健康被害等の発生防止を図った。

イ （一社）栃木県薬剤師会への助成

かかりつけ薬剤師・薬局や健康サポート薬局、認定薬局を推進し、患者本位の医薬分業をめざして、啓発活動や人材育成のための薬剤師研修等に対し助成を行った。

ウ 災害用医薬品等の備蓄

災害時における応急医薬品の確保と円滑な供給を行うため、医薬品や衛生材料等を備蓄した。

また、災害薬事コーディネーターの設置、栃木県災害支援薬剤師活動マニュアルの作成及び災害支援薬剤師養成研修会の開催等を通じて、災害薬事に係る体制整備を図った。

(2) 栃木県地方薬事審議会の開催

① 第94回栃木県地方薬事審議会

開 催 日 ： 令和7(2025)年7月11日（金）

出席委員 ： 12名

協議事項 ・ 次期とちぎ薬物乱用防止推進プラン骨子（案）について

報告事項 ・ 医薬品医療機器等法の改正について

② 第95回栃木県地方薬事審議会

開 催 日 ： 令和7(2025)年11月27日（木）

出席委員 ： 11名

協議事項 ・ 次期とちぎ薬物乱用防止推進プランの素案について

③ 第96回栃木県地方薬事審議会

開 催 日 ： 令和8(2026)年2月5日（木）

出席委員 ： 11名

協議事項 ・ とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）案について
・ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定状況等について

報告事項 ・ 医薬品医療機器等法改正について

その他 ・ 緊急避妊薬（特定要指導医薬品）の販売について

(3) 薬局・医薬品販売業者及び医薬品等製造業者の状況

ア 薬局・医薬品販売業者数

	薬 局	店 舗 販売業	薬種商 販売業	卸売 販売業	特 例 販売業	配置販売業		高度管理医 療機器販売 (貸与)業	管理医療 機器販売 (貸与)業	業者数 計
						業者数	従事者数			
R3 年度 (2021)	946 (266)	430 (117)	1	174	1	129	166	1,355 (516)	9,063 (2,340)	12,099 (3,239)
R4 年度 (2022)	955 (267)	443 (124)	1	174	1	116	156	1,413 (542)	9,208 (2,389)	12,311 (3,322)
R5 年度 (2023)	952 (269)	455 (128)	0	173	1	98	130	1,471 (565)	9,300 (2,414)	12,580 (3,376)
R6 年度 (2024)	957 (270)	455 (129)	0	166	1	94	118	1,525 (575)	9,365 (2,424)	12,681 (3,398)
R7 年度 (2025)	967 (270)	485 (134)	0	162	1	90	116	1,521 (554)	9,482 (2,458)	12,825 (3,416)

() 内は宇都宮市保健所分 (内数)。

イ 医薬品製造業者等数

区 分		R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
医 薬 品	製 造 販 売 業	10	10	10	10	10
	製 造 業	36	37	41	42	43
	薬局製造販売	62	52	43	41	40
	薬 局 製 造	62	52	43	41	40
	小 計	170	151	137	134	133
医 薬 部 外 品	製 造 販 売 業	7	8	8	9	8
	製 造 業	33	36	37	35	35
	小 計	40	44	45	44	43
化 粧 品	製 造 販 売 業	18	20	18	21	24
	製 造 業	42	45	43	43	47
	小 計	60	65	61	64	71
体 外 診 断 用 医 薬 品	製 造 販 売 業	5	5	5	5	5
	製 造 業	7	7	7	9	9
	小 計	12	12	12	14	14
医 療 機 器	製 造 販 売 業	34	33	33	30	31
	製 造 業	81	81	82	80	81
	修 理 業	71	71	73	72	75
	小 計	186	185	188	182	187
合 計		468	457	443	438	448

〔参考〕大臣権限の医薬品等製造業者数（別掲）

区 分	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
医 薬 品 製 造 業	3	3	3	3	3
再 生 医 療 等 製 品 製 造 業	0	0	0	1	1

ウ 市町別薬局・医薬品販売業者数（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

種別 市町名	人 口	薬 局	店 舗 販売業	計	一業者 当たりの 人口	卸 売 販売業	配 置 販売業 (県内)	特 例 販売業
栃木県	1,858,797	967 (58)	485	1,452 (47)	1,280	162	40	1
宇都宮市	509,381	270(14)	134	404(10)	1,261	69	15	0
宇都宮市	509,381	270(14)	134	404(10)	1,261	69	15	0
県西地区	160,190	81(6)	50	131(4)	1,223	9	3	1
鹿沼市	89,159	42(3)	25	67(1)	1,331	6	3	1
日光市	71,031	39(3)	25	64(3)	1,110	3	0	0
県東地区	131,265	59(5)	32	91(5)	1,442	2	1	0
真岡市	75,890	47(4)	19	66(4)	1,150	1	1	0
益子町	20,160	5(1)	8	13(1)	1,551	0	0	0
茂木町	10,305	1(0)	2	3(0)	3,435	0	0	0
市貝町	10,395	3(0)	2	5(0)	2,079	0	0	0
芳賀町	14,465	3(0)	1	4(0)	3,616	1	0	0
県南地区	464,605	273(21)	103	376(18)	1,236	43	8	0
栃木市	147,990	93(8)	32	125(7)	1,184	11	2	0
小山市	165,881	82(3)	39	121(2)	1,371	15	3	0
下野市	58,551	55(6)	13	68(6)	861	5	2	0
上三川町	29,788	12(0)	4	16(0)	1,862	3	0	0
壬生町	38,295	21(2)	9	30(2)	1,277	2	1	0
野木町	24,100	10(2)	6	16(1)	1,506	7	0	0
県北地区	347,461	143(5)	105	248(3)	1,401	20	8	0
大田原市	68,208	37(1)	17	54(0)	1,263	9	1	0
矢板市	28,839	13(0)	12	25(0)	1,154	1	0	0
那須塩原市	112,244	48(2)	40	88(2)	1,276	8	6	0
さくら市	43,650	17(1)	16	33(1)	1,323	1	1	0
那須烏山市	21,907	5(1)	7	12(0)	1,826	0	0	0
塩谷町	8,926	2(0)	1	3(0)	2,975	0	0	0
高根沢町	28,237	10(0)	3	13(0)	2,172	1	0	0
那須町	22,264	5(0)	6	11(0)	2,024	0	0	0
那珂川町	13,186	6(0)	3	9(0)	1,465	0	0	0
安足地区	245,945	142(7)	61	203(7)	1,212	20	5	0
足利市	135,685	82(5)	31	113(5)	1,201	13	5	0
佐野市	110,260	60(2)	30	90(2)	1,225	7	0	0

（ ）内は健康サポート薬局数

(4) 薬局・医薬品等製造業等の許可申請状況（令和7(2025)年度）

	業 種	前年度 繰越件数	本年度 受付件数	計	処理件数			未処 理 件数
					許可	不許可	取下	
1	薬局の開設許可申請		37	37	37			
2	薬局の開設許可更新申請		82	82	82			
3	医薬品販売業許可申請		34	34	34			
4	医薬品販売業許可更新申請		42	42	42			
5	配置従事者身分証明書交付申請		68	68	68			
6	配置従事者身分証明書の書換え交付申請		3	3	3			
7	配置従事者身分証明書の再交付申請		1	1	1			
8	高度管理医療機器等販売(貸与)業許可申請		40	40	40			
9	高度管理医療機器等販売(貸与)業許可更新申請		60	60	60			
10	再生医療等製品販売業許可申請							
11	再生医療等製品販売業許可更新申請		1	1	1			
12	管理医療機器販売(貸与)業届出済証交付申請		8	8	8			
13	管理医療機器販売(貸与)業届出済証書換え交付申請							
14	管理医療機器販売(貸与)業届出済証再交付申請							
15	薬局開設、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売(貸与)業の許可証等の書換え交付申請		58	58	58			
16	薬局開設、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売(貸与)業の許可証等の再交付申請							
17	第1種医薬品製造販売業許可申請							
18	第2種医薬品製造販売業許可申請							
19	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請							
20	医薬部外品製造販売業許可申請							
21	医薬部外品製造販売業(GMP対象外のみ)許可申請							
22	化粧品製造販売業許可申請		4	4	4			
23	第1種医療機器製造販売業許可申請		2	2	2			
24	第2種医療機器製造販売業許可申請		1	1	1			
25	第3種医療機器製造販売業許可申請							
26	体外診断用医薬品製造販売業許可申請							
27	再生医療等製品製造販売業許可申請							
28	第1種医薬品製造販売業許可更新申請							
29	第2種医薬品製造販売業許可更新申請		3	3	3			
30	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請		2	2	2			
31	医薬品部外品製造販売業更新申請							
32	医薬部外品製造販売業(GMP対象外のみ)許可更新申請		2	2	2			
33	化粧品製造販売業許可更新申請		6	6	6			
34	第1種医療機器製造販売業許可更新申請		3	3	3			
35	第2種医療機器製造販売業許可更新申請							
36	第3種医療機器製造販売業許可更新申請		3	3	3			
37	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請							
38	再生医療等製品製造販売業許可更新申請							
39	医薬品製造業許可申請(無菌)							
40	医薬品製造業許可申請(一般)		1	1	1			
41	医薬品製造業許可申請(包装等)		1	1	1			
42	薬局製造販売医薬品製造業許可申請							
43	医薬部外品製造業許可申請(無菌)							
44	医薬部外品製造業許可申請(一般)							
45	医薬部外品製造業許可申請(包装等)		2	2	2			

	業 種	前年度 繰越件数	本年度 受付件数	計	処理件数			未処 理 件数
					許可	不許可	取下	
46	化粧品製造業許可申請（一般）		5	5	5			
47	化粧品製造業許可申請（包装等）		3	3	3			
48	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録申請		8	8	8			
49	医薬品製造業許可更新申請（無菌）		2	2	2			
50	医薬品製造業許可更新申請（一般）		3	3	3			
51	医薬品製造業許可更新申請（包装等）		1	1	1			
52	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請		2	2	2			
53	医薬部外品製造業許可更新申請（無菌）							
54	医薬部外品製造業許可更新申請（一般）		2	2	2			
55	医薬部外品製造業許可更新申請（包装等）		2	2	2			
56	化粧品製造業許可更新申請（一般）		4	4	4			
57	化粧品製造業許可更新申請（包装等）		3	3	3			
58	医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録更新申請		8	8	8			
59	医薬品製造業許可区分変更(追加)申請（無菌）							
60	医薬品製造業許可区分変更(追加)申請（一般）							
61	医薬品製造業許可区分変更(追加)申請（包装等）							
62	医薬部外品製造業許可区分変更(追加)申請（無菌）							
63	医薬部外品製造業許可区分変更(追加)申請（一般）							
64	医薬部外品製造業許可区分変更（追加）申請（包装等）							
65	化粧品製造業許可区分変更(追加)申請（一般）							
66	化粧品製造業許可区分変更(追加)申請（包装等）							
67	医療機器修理業許可申請		9	9	9			
68	医療機器修理業許可更新申請		8	8	8			
69	医療機器修理区分の変更又は追加申請							
70	医療機器の修理業許可証の書換え交付申請		6	6	6			
71	医療機器の修理業許可証の再交付申請							
72	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証の書換え交付申請		1	1	1			
73	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証の再交付申請							
74	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証の書換え交付申請							
75	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証の再交付申請							
76	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証の書換え交付申請		2	2	2			
77	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証の再交付申請							
78	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証の書換え交付申請		1	1	1			
79	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証の再交付申請		1	1	1			
80	医薬品製造販売承認申請（医療用）							
81	医薬品製造販売承認申請（日本薬局方）							
82	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請		1	1	1			
83	医薬品製造販売承認申請（その他）		1	1	1			
84	医薬部外品製造販売承認申請		12	12	12			
85	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請（医療用）							
86	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請（日本薬局方）							

	業 種		前年度 繰越件数	本年度 受付件数	計	処理件数			未処 理 件数
						許可	不許可	取下	
87	医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請（その他）			1	1	1			
88	医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請								
89	医薬品又は輸出用 医薬品適合性調査 申請	承認申請時又は輸出届時	無菌		1	1	1		
90			一般		21	21	21		
91			包装等		5	5	5		
92			特定保管						
93			試験検査施設等						
94	医薬部外品又は輸出用医薬部外品適合性調査申請		無菌						
95			一般						
96			包装等						
97			特定保管						
98			試験検査施設等						
99	医薬品又は輸出用 医薬品適合性調査	定期調査	無菌	基本	11	11	11		
100				品目	69	69	69		
101			一般	基本	24	24	24		
102				品目	86	86	86		
103			包装等	基本	7	7	7		
104				品目	17	17	17		
105			特定保管	基本					
106				品目					
107			試験検査施設等	基本					
108				品目					
109	医薬部外品又は輸出用医薬部外品適合性調査申請	定期調査	無菌	基本					
110				品目					
111			一般	基本					
112				品目					
113			包装等	基本					
114				品目					
115			特定保管	基本					
116				品目					
117			試験検査施設等	基本					
118				品目					
119	登録販売者試験			1110	1110	1110			
120	販売従事登録申請		3	272	275	275			2
121	販売従事登録証書換え交付申請			33	33	33			
122	販売従事登録証再交付申請			11	11	11			
123	登録販売者試験合格証明書交付申請			3	3	3			
124	配置従事者身分証明書交付状況証明書交付申請								
125	地域連携薬局認定申請			14	14	14			
126	専門医療機関連携薬局認定申請			2	2	1		1	
127	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定書書換え交付申請								
128	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定書再交付申請								
129	医薬品製造業登録申請（特定保管）								
130	医薬品製造業登録更新申請（特定保管）								
131	医薬部外品製造業登録申請（特定保管）								

	業 種			前年度 繰越件数	本年度 受付件数	計	処理件数			未 処 理 件 数
							許可	不許可	取下	
132	医薬部外品製造業登録更新申請（特定保管）									
133	化粧品製造業登録申請（特定保管）									
134	化粧品製造業登録更新申請（特定保管）									
135	特定保管製造所登録証の書換え交付申請									
136	特定保管製造所登録証の再交付申請									
137	適合性調査基準確認証の書換え申請									
138	適合性調査基準確認証の再交付申請									
139	医薬品区分適合性 調査申請	無菌	基本							
			品目							
			製販							
		一般	基本							
			品目							
			製販							
		包装等	基本							
			品目							
			製販							
		特定保管	基本							
			品目							
			製販							
140	医薬部外品区分適 合性調査申請	無菌	基本							
			品目							
			製販							
		一般	基本							
			品目							
			製販							
		包装等	基本							
			品目							
			製販							
		特定保管	基本							
			品目							
			製販							
141	医薬品適合性確認 申請	無菌								
		一般								
		包装等								
		特定保管								
142	医薬部外品適合性 確認申請	無菌								
		一般								
		包装等								
		特定保管								
143	地域連携薬局認定更新申請				51	51	51			
144	専門医療機関連携薬局認定更新申請				3	3	3			
計					2275	2275	2273			2

(5) 薬事監視の状況

ア 薬事監視件数及び違反発見状況 (令和7(2025)年度)

				許可・届出 施設数 (年度末現在)	立入検査 施行施設数	違 反 発 見 施設数	処分件数					告発 件数
							許可取消 業務停止	改 善 命令等	検 査 命令等	廃棄等	その他	
医 薬 品	薬局			967(270)	354(94)	19					19	
	製造業	専業	大臣許可分		0							
			知事許可分	43	25							
	薬局			40(12)	11(5)							
	製造 販売業	第 1 種	1	0								
		第 2 種	9	3								
	薬局			40(12)	11(5)							
	店舗販売業			485(134)	116(35)	2					2	
	旧薬種商販売業			0	0							
	卸売販売業			162	16	1					1	
	特例販売業			1	0							
	配置 販売業	販売業		90	0							
		従事者		116	0							
業務上取り扱う施設					0							
医 薬 部 外 品	製造業			35	5							
	製造販売業			8	2							
	販売業				67							
	業務上取り扱う施設				0							
化 粧 品	製造業			47	17							
	製造販売業			24	10						1	
	販売業				64	1					1	
	業務上取り扱う施設				0							
医 療 機 器	製造業			81	10							
	修理業	知事許可分		75	17							
		製造 販売業	第 1 種	11	5							
	第 2 種		10	2								
	第 3 種		10	2								
	販売業	高度管理医療機器	1,076(370)	333(125)	1						1	
		管理医療機器	7,649(2,167)	403(146)								
		一般医療機器		16								
	貸与業	高度管理医療機器	445(184)	158(64)								
		管理医療機器	1,833(291)	261(146)								
		一般医療機器		0								
業務上取り扱う施設				0								
体外診断用 医薬品	製造業			9	1							
	製造販売業			5	0							
再生医療等 製品	販売業			15	4							
指定薬物を取り扱う施設					0							
計				13,287(3,440)	1,913(620)	24					25	

* () 内は宇都宮市保健所分(内数)である。

イ 地域別薬事監視件数（令和 7（2025）年度）

管 轄		医薬・ 生活衛生課	県西	県東	県南	県北	安足	宇都宮市 保健所	合計
業 種	施設数		81	59	272	143	142	270	967
	監視件数		19	30	74	53	84	94	354
店舗販売業	施設数		50	32	103	105	61	134	485
	監視件数		13	5	20	32	11	35	116
卸売販売業	施設数	69	9	2	43	19	20		162
	監視件数	3			7	4	2		16
薬種商販売業	施設数								
	監視件数								
特例販売業	施設数		1						1
	監視件数								
小 計	施設数	69	141	93	418	267	223	404	1,615
	監視件数	3	32	35	101	89	97	129	486
	監視率(%)	4.3	22.7	37.6	24.2	33.3	43.5	31.9	30.1
管理医療機器 販売業	施設数		652	578	2,066	1,292	894	2,167	7,649
	監視件数		31	2	81	46	97	146	403
管理医療機器 貸与業	施設数		189	142	557	356	298	291	1833
	監視件数		28		20	44	23	146	261
高度医療機器 販売業	施設数		97	57	270	142	140	370	1,076
	監視件数		21	22	55	46	64	125	333
高度医療機器 貸与業	施設数		31	26	108	47	49	184	445
	監視件数		5	15	25	24	25	64	158
再生医療等 製品販売業	施設数	7			4	2	2		15
	監視件数	1			3				4
薬局医薬品 製造業	施設数		4	3	10	6	5	12	40
	監視件数		1		2	1	2	5	11
小 計	施設数	7	973	806	3015	1,845	1,388	3,024	11,058
	監視件数		86	39	186	161	211	486	1,170
	監視率(%)	0	8.8	4.8	6.2	8.7	15.2	16.1	10.6
合 計	施設数	76	1,114	899	3,433	2,112	1,611	3,428	12,673
	監視件数	3	118	74	287	250	308	615	1,656
	監視率(%)	3.9	10.6	8.2	8.4	11.8	19.1	17.9	13.1

ウ 医薬品製造業者に対する無通告立入り調査件数

	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
調 査 件 数	4	8	7	5	5

(6) 無承認無許可医薬品等の違反発見状況及び買上調査（令和7(2025)年度措置分）

ア 令和7(2025)年度は、無承認無許可医薬品等の違反は見られなかった。

イ 無承認無許可医薬品の買上調査

業態	区分	立入調査			買上調査		摘 要
		調査 件数	不適数	改善確 認数	検体数	不適数	
薬局、医薬品販売業等		5 件 (0)	0 件 (0)	0 件 (0)	5 件 (0)	0 件 (0)	対象品目： 強壮用食品、痩身用食品 検査機関： 保健環境センター 国立医薬品食品衛生研究 所
アダルトショップ等 (書店、雑貨店を含 む)		5 (5)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	
インターネット		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
計		10 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (5)	0 (0)	

* () は国立医薬品食品衛生研究所で検査した件数（内数）

(7) 医薬品等一斉監視指導

医薬品等の安全確保を図るため、医薬品等製造業並びに薬局・医薬品販売業者・医療機器販売業者に対し、立入検査を行うとともに、製造所において製造している医薬品等の収去検査を実施した。

ア 医薬品等の一斉監視指導

業態	立入検査		収去検査				検査機関
	監視施 設数	不適項目 数	品目 種類数	検体数	検査項目 延数	不適数	
医薬品 製造販売・製造業	12件	0件	19(9) 件	19(9) 件	38(9) 件	0件	保健環境センター 国立医薬品食品衛生研究所
医薬部外品 製造販売・製造業	5	0	5	5	30	0	保健環境センター
化粧品 製造販売・製造業	20	0	0	0	—	—	
薬局・医薬品販売 業	160	149	0	0	—	—	
計	197	149	24(9)	24(9)	68(9)	0	

* () は国立医薬品食品衛生研究所で検査した件数（内数）

イ 医療機器・再生医療等製品の一斉監視指導

業態	立入検査		収去検査				検査機関
	監視施設数	不適項目数	品目種類数	検体数	検査項目延数	不適数	
医療機器製造販売・製造業	10 件	0 件	1 件	1 件	1 件	0 件	保健環境センター
体外診断用医薬品 製造販売・製造業	0	0	—	—	—	—	
医療機器修理業	12	0	—	—	—	—	
高度管理医療機器等販売業	108	22	—	—	—	—	
管理医療機器販売業	135	0	—	—	—	—	
再生医療等製品販売業	0	0	—	—	—	—	
計	260	22	1	1	1	0	

ウ 医薬品等の検査状況

品目	検査機関	国立医薬品食品衛生研究所・国立感染症研究所			保健環境センター		
		収去品目内訳	検体数	不適件数	収去品目内訳	検体数	不適件数
医 薬 品	国の指定品目		2件	0件	県内で製造される大臣及び 県承認医薬品	4件	0件
	後発医薬品品質確保対策 指定品目		7	0	後発医薬品品質確保対策 指定品目	6	0
医薬部外品	—	—	—	—	生理処理用品	5	0
化 粧 品	—	—	—	—	—	—	—
医 療 機 器	—	—	—	—	歯科用インプラント手術器 具	1	
健 康 食 品	強壮用健康食品		5	0	痩身用健康食品	5	0
計			14	0	計	21	0

(8) 登録販売者試験及び登録販売者の状況

ア 登録販売者試験の状況

- ①試験期日 令和7(2025)年8月28日(木)
 ②試験場所 宇都宮大学峰キャンパス
 ③実施状況

願書受付数	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率(B)/(A)
1,110 名	1,002 名	480 名	47.9%

イ 登録販売者の状況

R6(2024)年度販売従事登録者数	販売従事登録者総数
240 名	4,045 名

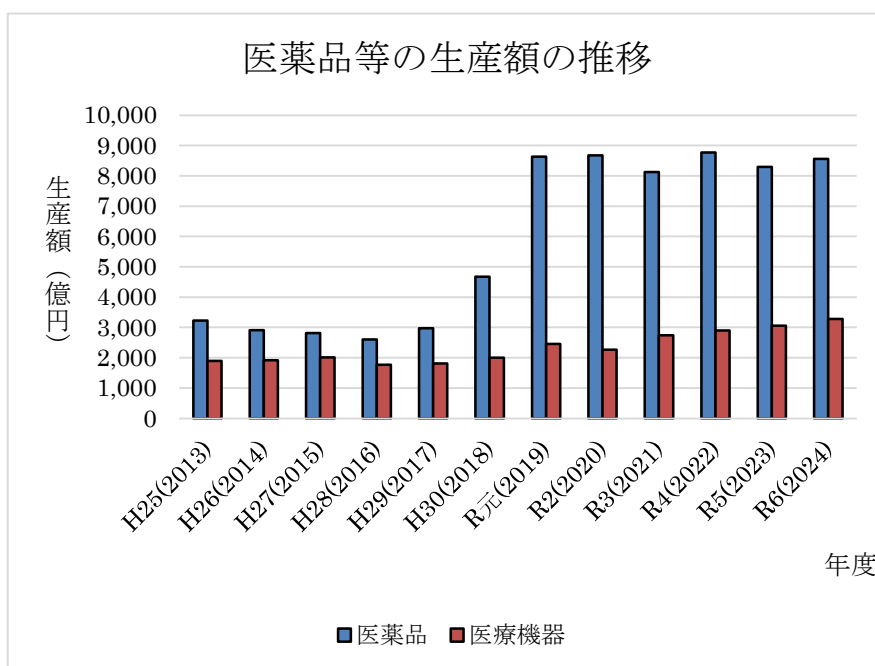
(9) 医薬品等の生産額の推移（県内製造所の額）

（単位：百万円）

年度	医薬品	医療機器	計
H25(2013)年	322,884	189,486	512,370
H26(2014)年	291,258	191,871	483,129
H27(2015)年	281,624	201,278	482,902
H28(2016)年	260,491	176,660	437,151
H29(2017)年	297,072	180,693	477,765
H30(2018)年	467,350	200,084	667,434
R元(2019)年	863,802	245,689	1,109,491
R 2 (2020)年	867,479	226,555	1,094,034
R 3 (2021)年	812,701	274,413	1,087,114
R 4 (2022)年	876,768	289,447	1,166,215
R 5 (2023)年	829,693	305,748	1,135,441
R 6 (2024)年	855,968	328,400	1,184,368

厚生労働省 HP から

「薬事工生産動態統計調査：結果の概要」



(10) 災害用医薬品等の備蓄対策等

災害が発生した際、救護に必要な医療用医薬品及び医療機器類を迅速かつ的確に供給するために、県医薬品卸協会に委託し、県内の医薬品卸売業者の各営業所をサプライ基地（供給拠点）及びバックアップ事業所を指定して医薬品等を備蓄するとともに、一部の医療機器類については、県医療機器販売業協会の会員事業所に委託し備蓄を行った。

さらに、県薬事工業会との協定により、避難所での生活に必要な一般用医薬品等の備蓄も行った。県医療機器販売業協会と災害時における医療機器等の調達に関する協定を締結した。

また、災害時に、県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、県が設置する保健医療福祉調整本部等において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う災害薬事コーディネーターを設置すると共に、救護所、避難所等において医療救護活動を行う災害支援薬剤師を養成するための研修会等を開催し、災害薬事に係る体制整備を図った。

ア 医療用医薬品及び医療機器類の備蓄

栃木県地域防災計画に基づき、災害負傷者想定数を 32,000 人とし、要治療者数をその 2 割の 6,400 人と想定した。その上で、県内を 4 サプライ基地（県北 1 箇所・県央 2 箇所・県南 1 箇所）に分け、1 つのサプライ基地が機能できなくなった場合にも残り 3 サプライ基地がカバーして医薬品等の供給を行えるよう、災害発生初期対応として 8,400 人分の医療用医薬品及び医療機器類の備蓄を行った。

- ①備蓄品目 医薬品 115 品目(R6 度品目見直し)、医療機器類（衛生材料含む）80 品目
- ②備蓄場所 県内医薬品卸業者 5 社の 19 営業所（全営業所）
（サプライ基地 4 ケ所、バックアップ事業所 15 ケ所）
県内医療機器販売業者 1 営業所
- ③備蓄方法 医薬品：流通備蓄方式、医療機器類（衛生材料含む）：在庫備蓄方式（一部流通備蓄方式）

イ 避難所配置用医薬品等の備蓄

栃木県薬事工業会と協定を締結し、避難所生活のための一般用医薬品等 500 人分の備蓄を行った。

- ①備蓄状況 一般用医薬品など 19 品目
- ②備蓄先 県内 9 ケ所の医薬品製造所等で備蓄

ウ その他病院による備蓄医薬品

県内 2 カ所の病院に依頼し、200 人 3 日分の医薬品を確保した。

- 備蓄状況
- ① 県立がんセンター 25 薬効 53 品目（救急医療セット）
 - ② 済生会宇都宮病院 21 薬効 47 品目（救急医療セット）

エ 医療機器の調達

県医療機器販売業協会と協定を締結し、県の要請により医療機器を供給する体制を構築した。

オ 災害薬事コーディネーターの設置

（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会から推薦のあった薬剤師 2 名を災害薬事コーディネーターに任命した。

カ 災害支援薬剤師養成研修会の開催

実施年月日：令和 7 (2025) 年 9 月 14 日（日）

参加者：36 名（（一社）栃木県薬剤師会及び（一社）栃木県病院薬剤師会から推薦された薬剤師、栃木県医薬品卸協会会員企業の災害対応担当者、行政職員）

キ 医薬品卸勤務薬剤師向け研修会の実施

日本医薬品卸勤務薬剤師会栃木県支部研修会において、本県の災害薬事体制及び災害備蓄医薬品等の状況に関する講義及び意見交換を行った。

実施年月日：令和 8 (2026) 年 2 月 19 日 (木)、Teams 開催

参加者：17 名 (日本医薬品卸勤務薬剤師会栃木県支部所属の薬剤師等)

(11) 医薬分業の推進

医薬分業については、平成 7 年度に分業率が 10%を超えてからは、緩やかに上昇を続け平成 25 年度に始めて 60%を超えたものの、令和 6 (2024) 年度は 77.9%と全国平均 82.1%を下回っている。

また、高齢社会を迎えて、慢性疾患患者も増え、医薬品を使用する機会が多くなることから、医療機関の複数受診、長期服用医薬品の増加、服用医薬品間の相互作用などによる副作用を防止するためにも、身近に相談できる「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進、認定薬局及び健康サポート薬局の普及啓発が必要であり、さらなる医薬分業の進展を図る必要がある。

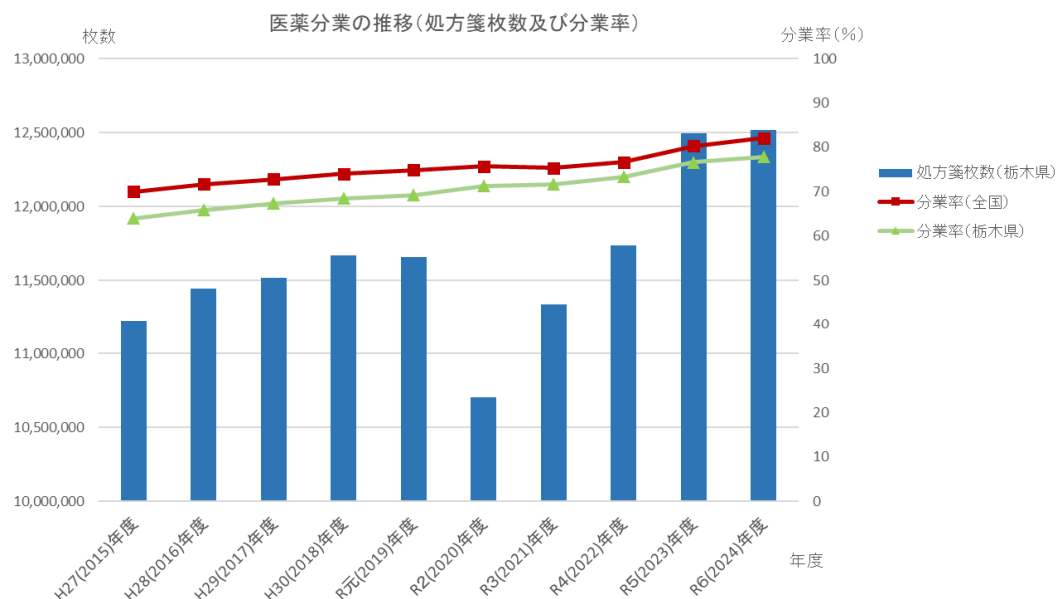
県では、関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）との連携を図り、薬局における処方箋受け入れ体制の整備や県民への普及啓発を行うことにより医薬分業の更なる推進に努めた。

ア 医薬分業の推移

年度	処方箋枚数			処方箋受取率（分業率）		
	全 国 (枚)	栃木県 (枚)	対前年度 (%)	全 国 (%)	栃木県 (%)	全国順位 (位)
H27(2015)年度	788,183,750	11,224,976	101.6	70.0	64.0	33
H28(2016)年度	799,291,669	11,442,287	101.9	71.7	65.9	33
H29(2017)年度	803,855,877	11,519,989	100.7	72.8	67.4	33
H30(2018)年度	812,288,671	11,669,734	101.0	74.0	68.5	32
R 元(2019)年度	818,026,214	11,655,553	99.9	74.9	69.3	33
R 2 (2020)年度	731,155,641	10,701,900	91.8	75.7	71.3	33
R 3 (2021)年度	771,433,382	11,335,867	105.9	75.3	71.7	31
R 4 (2022)年度	799,873,743	11,738,604	103.6	76.6	73.4	31
R 5 (2023)年度	856,295,427	12,495,895	106.5	80.3	76.6	30
R 6 (2024)年度	864,258,722	12,518,775	100.2	82.1	77.9	31

公益社団法人日本薬剤師会 HP から

「処方箋の受取率の推計「全保険（社保＋国保＋後期高齢者）」



イ かかりつけ薬剤師・薬局の推進

平成 27 年に国が策定した「患者のための薬局ビジョン」において、薬局に求められる機能として、かかりつけ薬剤師・薬局における機能、健康サポート機能及び高度薬学管理機能の3つの機能が示されている。

このうち、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」制度が、平成 28 年度から創設された。

さらに、令和 3 年 8 月からは、3つの機能のうち、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に対応する「地域連携薬局」及び高度管理薬学機能に対応する「専門医療機関連携薬局」について、知事が認定する制度が施行された。

そこで制度の推進に向けて、一般社団法人栃木県薬剤師会に委託し認定薬局推進事業を実施した。

- ① 啓発事業： 県民および医療関係者に対するかかりつけ薬剤師・薬局の啓発
- ② 患者症例検討事業： 基幹病院と周辺の薬局の症例検討会（薬薬連携）（宇都宮）
基幹病院と周辺の薬局等の症例検討会（多職種連携）（鹿沼）
- ③ 薬局機能の強化事業： 医薬品在庫状況共有システムの構築
- ④ 研修会等開催事業： 研修会の開催 延べ 289 名参加

	健康サポート薬局数 (R8. 3. 31)	地域連携薬局数 (R8. 3. 31)	専門医療機関連携薬局数 (R8. 3. 31)
県	59	64	4
全 国	3,265*	4,388*	240**

*R7. 9. 30 時点

** R8. 2. 28 時点

ウ 薬局及び病院薬剤師の確保対策

本県の薬剤師の従事先には業態偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の不足が喫緊の課題となっている。そのため、栃木県保健医療計画（8 期計画）に基づき、栃木県薬剤師会等の関係団体と連携して、地域の実情に応じた薬剤師の確保策を実施した。

（ア） 高校生を対象とした PR 活動の実施

高校生を対象として、薬局や病院における薬剤師業務の内容やその魅力への理解を深めてもらうため薬剤師業務体験「知って！トライ！薬剤師」を開催した。

実施年月日：令和 7 (2025) 年 8 月 24 日（日）

参加者：県内高校生 50 名

(イ) 薬学生等を対象としたマッチング事業の実施

本県の薬局や病院（26 事業者）を一堂に集め本県業者の魅力を薬学生に伝え、UIJ ターンを促すことを目的に薬局・病院の魅力を探るオープンカンパニーを実施した。

実施年月日：令和 7 (2025) 年 8 月 17 日（日）

参加者：栃木県近隣薬学系大学の 3，4 年生薬学生 29 名

(ウ) 病院薬剤師の人材育成の実施

病院薬剤師の離職を減らすため、病院薬剤師として自らのキャリアプランや、やりがいを感じられる業務を実現するためのセミナーを開催した。

(12) 在宅医療に係る医薬品供給・応需体制整備対策

在宅医療において、患者の副作用の防止等を含めた患者の服薬について総合的に管理・指導する訪問薬剤管理指導の質を向上させるために必要な知識や技術を身につけることを目的とした研修の開催を補助した。さらに、関係専門職種への在宅薬剤師業務 P R 活動及び地域の医療・衛生材料等供給拠点の整備を補助した。

なお、当該研修事業は、（一社）栃木県薬剤師会の実施する事業に対して、地域医療介護総合確保基金を活用し実施した。

ア 薬剤師の在宅業務推進事業の実施

- ・関係職種への在宅業務 P R 活動
- ・薬局薬剤師の在宅医療対応力向上研修会 25 名参加
- ・地域の医療・衛生材料等供給拠点の整備（鹿沼市、日光市、小山市）

イ 在宅医療における多職種連携によるオーラルフレイル予防推進事業の実施

- ・特別用途食品等の選択に関する研修会 83 名参加
- ・簡易懸濁法実技研修会 27 名参加

(13) 薬と健康の週間

医薬品の正しい知識や薬剤師の役割を知ってもらうため、毎年 10 月 17 日から 10 月 23 日までの 1 週間を「薬と健康の週間」とし、各種啓発事業を行った。

県では薬業関係団体と共催し、身近に相談できる「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進し、薬歴管理や服薬指導を通して薬の正しい理解の促進を図るため、啓発事業を行った。

ア 薬と健康の週間イベントの実施

(ア) ショッピングモール ベルモール（宇都宮市）における普及啓発活動

日 時：令和 7 (2025) 年 10 月 18 日（土）～19 日（日）

内 容：薬と健康に係る啓発資材配布、お薬相談・健康サポートに関する相談、ちびっこ調剤体験・実験コーナー、健康チェックコーナー

参加者：約 1000 名

イ 県 SNS 配信及び県広報媒体を活用した広報

ウ 機関誌等を活用した広報

(14) 薬局機能情報の提供

医薬品医療機器等法第8条の2の規定に基づき、すべての薬局から薬局機能情報の報告を受け、医療情報ネット（ナビイ）において下記薬局機能情報等を公表し、医療を受ける者による薬局の適切な選択の支援を行った。

ア 管理、運営、サービス等に関する事項

- ①基本情報（薬局の名称・開設者・管理者・所在地・電話番号及びファクシミリ番号、営業日、開店時間、開店時間外で相談できる時間、地域連携薬局の認定の有無、専門医療機関連携薬局の認定の有無（有の場合は傷病の区分も含む））
- ②薬局へのアクセス
- ③薬局サービス等
- ④費用負担

イ 提供サービスや地域連携体制に関する事項

- ①業務内容、提供サービス
- ②実績、結果等に関する事項
- ③地域連携薬局等に関する事項

(15) 各種研修会の開催状況

薬事関係法令等の理解を深め知識の向上を図るため、医薬品等製造業者、薬局、医薬品販売業者等を対象とした各種研修会を開催（共催）した。

また、関係団体主催の研修会等において、薬事に関する研修を行った。

ア 医薬・生活衛生課主催又は共催の研修会等

研修会名	対象者	実施年月日	受講者数
令和7年度第1回栃木県薬剤師会生涯学習研修会	栃木県薬剤師会 会員	令和7(2025)年 7月13日	99名
令和7年度第2回栃木県薬剤師会生涯学習研修会	栃木県薬剤師会 会員	令和7(2025)年 11月9日	90名
令和7年度資質向上薬事研修会	配置従事者	令和7(2025)年 3月22日	38名
令和7年度栃木県GMP・QMS等研修会	製販・製造業者 他	令和7(2025)年 11月25日	338名
第31回GMP・QMS等事例報告会	製販・製造業者 他	令和8(2026)年 1月29日	350名

イ 関係団体主催の研修会

研修会名	対象者	実施年月日	受講者数
令和7(2025)年度栃木県農薬管理指導士等養成研修会	農業管理指導士 等	令和7(2025)年 11月13日	60名
薬剤師の災害活動研修会	栃木県薬剤師会 会員他	令和7(2025)年 10月29日	約300名
第7回栃木PhDLS標準コース	薬局薬剤師、病 院薬剤師他	令和8(2026)年 2月15日	24名

(16) 家庭用品の安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品の安全性を確保するため、規制対象品目（ベビー用肌着等）を試買し検査を行った。

対象製品	検査項目	検体数	不適合数	検査機関
繊維製品（肌着等）	ホルムアルデヒド	30	0	保健環境センター

(17) 後発医薬品安心使用促進事業

国は、患者負担の軽減と医療保険財政の改善という観点から、後発医薬品の使用促進を進めており、国の委託事業として、後発医薬品安心使用促進事業を行った。

ア 劇場広告の実施

内容等：県内映画館にて、後発医薬品安心使用促進啓発用に係る動画の劇場広告を放映した。

上映期間：令和 7（2025）年 8 月 1 日～令和 7（2025）年 8 月 21 日

令和 7（2025）年 12 月 19 日～令和 8（2026）年 1 月 8 日

上映場所：MOVIX 宇都宮・全スクリーン上映

TOHO シネマズ宇都宮・全スクリーン上映

イ 栃木県医療費適正化計画協議会への参加

目的：栃木県医療費適正化計画（3 期計画）の達成状況及び同計画（4 期計画）の取組状況について、資料作成や内容の確認等を行った。また、栃木県医療費適正化計画協議会に参加し各委員から後発品安心使用促進のための意見を伺った。

開催状況：栃木県医療費適正化計画協議会（令和 7（2025）年 12 月 17 日開催）

委員：17 名（保健医療関係団体代表、医療保険者代表、学識経験者、行政機関（市町））

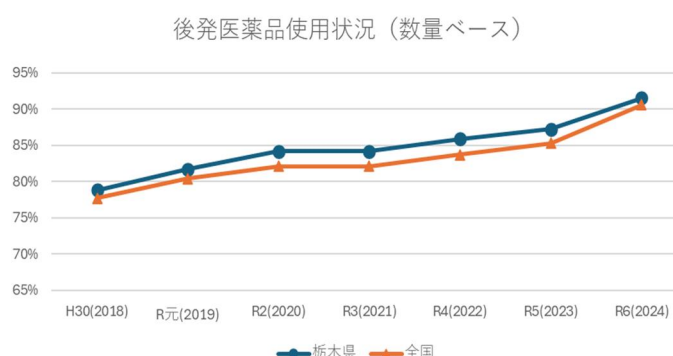
ウ イベント、情報誌等での普及啓発

県民の日、薬と健康の週間のイベントや情報誌、メディア等において普及啓発を行った。

エ 後発医薬品の使用状況（数量ベース）

（3 月末時点）

年 度	栃木県	全 国
H30(2018)	78.8%	77.7%
R 元(2019)	81.7%	80.4%
R2(2020)	84.2%	82.1%
R3(2021)	84.2%	82.1%
R4(2022)	85.9%	83.7%
R5(2023)	87.2%	85.3%
R6(2024)	91.5%	90.6%



○後発医薬品の数量シェア

（新指標）＝（後発医薬品の数量）／（後発医薬品のある先発医薬品の数量）＋（後発医薬品の数量）

出典「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）

(18) 薬剤師の状況

ア 薬剤師免許申請の状況

薬剤師法に基づく、薬剤師免許申請事務を行い、国へ進達した。

単位：件

年 度	免許申請	名簿訂正	書換え交付	再交付	消 除	計
H28(2016)年度	157	82	82	11	3	335
H29(2017)年度	135	70	65	2	3	275
H30(2018)年度	140	62	60	6	5	273
R 元(2019)年度	151	76	69	10	2	308
R2(2020)年度	127	83	83	4	4	301
R3(2021)年度	165	74	70	5		314
R4(2022)年度	122	72	65	7	3	269
R5(2023)年度	143	71	64	2	6	286
R6(2024)年度	102	71	69	5	6	253
R7(2025)年度	91	75	75	5	2	248

イ 県内の市町別薬剤師数

単位：人

市 町 別	R2年 (2020)	R4年 (2022)	R6年 (2024)
栃 木 県	4,350	4,376	4,370
県西健康福祉センター	306	315	303
鹿 沼 市	158	159	152
日 光 市	148	156	151
県東健康福祉センター	249	235	232
真 岡 市	184	175	177
益 子 町	14	12	12
茂 木 町	5	4	4
市 貝 町	28	25	27
芳 賀 町	18	19	12
県南健康福祉センター	1,318	1,334	1,338
栃 木 市	275	277	282
小 山 市	333	352	351
下 野 市	325	329	338
上 三 川 町	53	44	46
壬 生 町	181	193	193
野 木 町	151	139	128

市 町 別	R2年 (2020)	R4年 (2022)	R6年 (2024)
県北健康福祉センター	622	632	599
大 田 原 市	204	229	211
矢 板 市	65	59	59
那 須 塩 原 市	207	194	187
さ く ら 市	58	58	54
那 須 烏 山 市	27	25	27
塩 谷 町	4	3	3
高 根 沢 町	31	31	29
那 須 町	8	15	12
那 珂 川 町	18	18	17
安足健康福祉センター	559	582	579
足 利 市	327	340	344
佐 野 市	232	242	235
宇 都 宮 市 保 健 所	1,296	1,278	1,319
宇 都 宮 市	1,296	1,278	1,319

* 薬剤師数は、従業地による集計、ただし、無職の者については住所地による集計である。調査は隔年実施される。

(19) 電子処方箋の活用・普及の促進事業

電子処方箋の活用・普及促進のため、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋導入に係る補助金の交付を受けた保険医療機関・保険薬局に対し、上乗せ補助を実施した。

財源として総事業費の3分の2については、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助事業費を活用した。

申請区分	県補助金	大規模病院 病床数 200 床以上	病院 病床数 200 床未満	診療所（医 科）	診療所（歯 科）	薬局
初期導入	導入費用(上限額)(千円)	4,866	3,259	388	388	388
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4	1/4
	補助上限額(千円)	811	543	97	97	97
	補助実績(施設数)	1	0	5	0	47
	補助実績(千円)	709	0	359	0	4,255
新機能追加導入	導入費用(上限額)(千円)	1,356	1,002	245	245	256
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4	1/4
	補助上限額(千円)	226	167	61	61	64
	補助実績(施設数)	0	0	1	0	22
	補助実績(千円)	0	0	61	0	1,212
初期・新機能同時導入	導入費用(上限額)(千円)	6,022	4,059	542	542	553
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4	1/4
	補助上限額(千円)	1,003	676	135	135	138
	補助実績(施設数)	3	0	5	1	23
	補助実績(千円)	2,894	0	627	135	2,523
合計	補助実績(施設数)	4	0	11	1	92
	補助実績(千円)	3,603	0	1,047	135	7,990

(20) 保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援事業費補助金

原油価格やエネルギー価格の高騰の影響を受けている県内保険薬局の光熱費及び在宅薬学総合体制加算1又は2届出薬局の車両燃料費の一部を支援するため、補助事業を実施した。本事業は、県薬剤師会が行う支援金交付事業への間接補助とし、薬局への補助は県薬剤師会から薬局開設者に交付することとした。補助額は、物価高騰率を勘案し、医療施設、介護施設等と整合を図った。

① 令和7(2025)年12月補正予算

財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

	対象期間	補助対象	対象薬局	補助額	実績	補助額
光熱費	令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日	保険薬局	941薬局	30千円/施設	897薬局	26,910,000円
車両燃料費		在宅薬学総合体制加算1又は同2届出薬局	382薬局	8千円/台 (上限1台/薬局)	288薬局	2,304,000円
事務費等						4,626,436円

2 毒物劇物登録等事業

(1) 概況	82
(2) 毒物劇物営業者等の登録状況	82
(3) 毒物劇物営業者等の申請状況	83
(4) 毒物劇物営業者等の監視状況	84
(5) 毒物劇物取扱者試験の実施状況	84

2 毒物劇物登録等事業

(1) 概 況

毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対し計画的な監視を通じ、毒物劇物の保管管理、譲渡手続きの徹底を指導することにより、毒物劇物による保健衛生上の危害発生防止を図った。

また、毒物劇物取扱者試験を実施した。

(2) 毒物劇物営業者等の登録状況（令和8(2026)年3月31日現在）

管 轄	販売業者				製造業 輸入業	業務上取扱者					特定 毒物 研究者	計
	一 般	農業用 品目	特 定 品 目	小 計		電気め っき業	金属熱 処理業	しろあ り防除 業	毒物劇 物 運送業	小 計		
医薬・生活 衛生課					35						23	58
県 西	52	14	5	71		4				4		75
県 東	25	28	2	55		2			1	3		58
県 南	133	53	9	195		6				6		201
県 北	87	60	4	151		5				5		156
安 足	77	18	3	98		4				4		102
宇都宮市 保 健 所	192	32	14	238		6			1	7		245
計	566	205	37	808	35	27			2	29	23	895
R6(2024) 年度計	571 (199)	210 (33)	37 (14)	818 (246)	34	27 (6)			1 (1)	28 (7)	25	905 (253)

*（ ）内は宇都宮市保健所分（内数）

(3) 毒物劇物営業者等の申請状況（令和7(2025)年度）

	業 種	前年度 繰越件数	本年度 受付件数	計	処理件数			未処理 件 数
					許可	不許可	取下	
1	毒物又は劇物の販売業の登録の申請		19	19	19			
2	毒物又は劇物販売業の登録の更新の申請		46	46	46			
3	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え		4	4	4			
4	毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付							
5	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請		1	1	1			
6	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請		8	8	8			
7	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請		4	4	4			
8	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え		0	0	0			
9	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付		0	0	0			
10	特定毒物研究者の許可の申請		1	1	1			
11	特定毒物研究者許可証の書換え		0	0	0			
12	特定毒物研究者許可証の再交付		0	0	0			
13	毒物劇物取扱者試験受験料		324	324	324			
14	毒物劇物取扱者試験合格証明書交付申請		8	8	8			
合 計			415	415	415			

(4) 毒物劇物営業者等の監視状況（令和7(2025)年度）

業 種	登録・届出・許可施設数 (年度末現在)	立入検査 施行施設数	違反発見 施設数	処分件数			告発件数
				登録・許可取消／業務停止	設備改善命令	その他	
製造業	31	8					
輸入業	4	3					
一般販売業	566 (192)	113 (51)	1 (0)			1 (0)	
農業用品目販売業	205 (32)	24 (10)					
特定品目販売業	37 (14)	9 (5)					
電気めっき業	27 (6)	23 (6)					
金属熱処理業							
毒物劇物運送事業	2 (1)	1 (1)					
しろあり防除事業							
法第22条第5項の者		12 (0)					
特定毒物研究者	23	2					
計	895 (245)	195 (73)	1 (0)			1 (0)	
令和6(2024)年度計	905 (253)	247 (80)	1 (0)			1 (0)	

* () 内は宇都宮市保健所分(内数)である。

(5) 毒物劇物取扱者試験の実施状況

毒物及び劇物取締法に基づく、毒物劇物取扱責任者の資格試験を実施した。

- ① 試験期日 令和7(2025)年8月26日(火)
- ② 試験場所 宇都宮大学峰キャンパス
- ③ 実施状況

試験区分	願書受付数	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A)
一 般	282	255	121	47.5%
農業用品目	39	38	9	23.7%
特定品目	3	3	1	33.3%
計	324	296	131	44.3%
令和6(2024)年度計	338	307	140	45.6%

3 血液対策事業

(1) 概況	85
(2) 血液需給と献血率	85
(3) 献血の状況	85
(4) 献血会登録状況.....	89
(5) 栃木県献血推進協議会の開催.....	89
(6) 栃木県合同輸血療法委員会の開催.....	89
(7) 献血功労者表彰式の開催	90

3 血液対策事業

(1) 概況

平成15年7月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血思想の普及、献血受入体制の整備、「献血功労者表彰式」の開催など、県及び健康福祉センター地区献血推進協議会並びに関係機関と緊密な連携を保ち、県民の医療用血液を確保するため積極的に施策を進めた結果、令和8年3月31日までに献血者は延べ、5,270,504人に達した。令和7年度の献血者数は前年度より273人減ではあったが、95,010人と高い水準を維持しており、年間の目標献血者数90,301人を上回った。

また、血液製剤供給数は、令和7年度については、前年度より10,123単位増の282,901単位が、県内の医療機関へ供給された。

(2) 血液需給と献血率（栃木県）

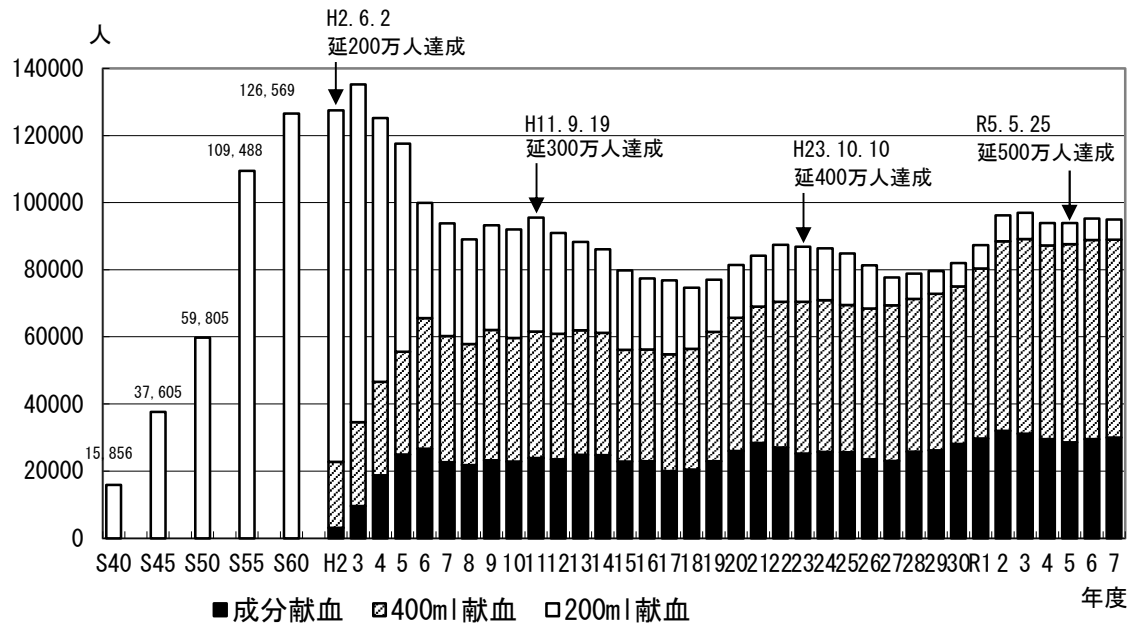
区 分		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
献血受付者数（人）		104,161	100,602	100,426	101,270	101,555
献血者数（人）		96,975	93,925	93,913	95,283	95,010
献血比率（％）		93.1	93.4	93.5	94.1	93.6
県内医療機関への供給数(単位)		273,767	259,764	267,666	272,778	282,901
対人口※1	栃木県（％）	5.0	4.8	4.9	5.0	5.0
献血率	全国（％）	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

「令和8年度血液事業の現状」、医薬・生活衛生課調べ

※1 対人口献血率＝「住民基本台帳人口要覧」の総人口数値（総数）で算出した値

(3) 献血の状況（栃木県）

ア 献血者数の推移



イ 献血種類別献血の状況

項 目	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
献血者数（人）	96,975	93,925	93,913	95,283	95,010
成 分	31,158 (32.1)	29,539 (31.4)	28,584 (30.4)	29,472 (30.9)	30,005 (31.6)
400mL	57,947 (59.8)	57,662 (61.4)	59,012 (62.8)	59,358 (62.3)	58,914 (62.0)
200mL	7,870 (8.1)	6,724 (7.2)	6,317 (6.7)	6,453 (6.8)	6,091 (6.4)
対前年比（％）	100.8	96.9	100.0	101.5	99.7
献血量（L）	41,374	41,183	41,304	42,287	39,989
対前年比（％）	98.8	99.5	100.3	102.4	94.6

（ ）内は構成比（％）

「令和8年度血液事業の現状」から

ウ 管轄別献血の状況

管 轄	R4年度 (2022)		R5年度 (2023)		R6年度 (2024)		R7年度 (2025)	
	献血者数 (人)	構成比 (％)	献血者数 (人)	構成比 (％)	献血者数 (人)	構成比 (％)	献血者数 (人)	構成比 (％)
宇都宮市	53,725	57.2	53,331	56.8	54,013	56.7	54,545	57.4
県 西	3,768	4.0	3,914	4.2	4,009	4.2	3,525	3.7
県 東	5,196	5.5	5,301	5.6	5,501	5.8	5,810	6.1
県 南	10,826	11.5	11,605	12.3	11,683	12.3	11,849	12.5
県 北	11,678	12.5	11,627	12.4	12,148	12.7	11,796	12.4
安 足	8,732	9.3	8,135	8.7	7,929	8.3	7,485	7.9
計	93,925	100.0	93,913	100.0	95,283	100.0	95,010	100.0

「令和8年度血液事業の現状」から

エ 職業別献血の状況

職 業	R4年度 (2022)		R5年度 (2023)		R6年度 (2024)		R7年度 (2025)	
	献血者数 (人)	構成比 (％)	献血者数 (人)	構成比 (％)	献血者数 (人)	構成比 (％)	献血者数 (人)	構成比 (％)
会社員	56,675	60.3	57,753	61.5	58,582	61.5	58,459	61.5
公務員	11,319	12.1	11,090	11.8	11,315	11.9	11,458	12.1
高校生	6,555	7.0	6,105	6.5	6,445	6.8	6,097	6.4
学 生	3,971	4.2	3,826	4.1	3,646	3.8	3,696	3.9
その他	15,405	16.4	15,139	16.1	15,295	16.1	15,300	16.1
計	93,925	100.0	93,913	100.0	95,283	100.0	95,010	100.0

「令和8年度血液事業の現状」から

才 高校生献血率

項 目		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
高校生献血者数(人)		7,921	6,555	6,105	6,445	6,097
高校生 献血率	栃木県(%)	(1) 15.95	(1) 13.53	(1) 12.88	(1) 13.94	13.42
	全国平均(%)	3.42	3.43	3.42	3.59	—

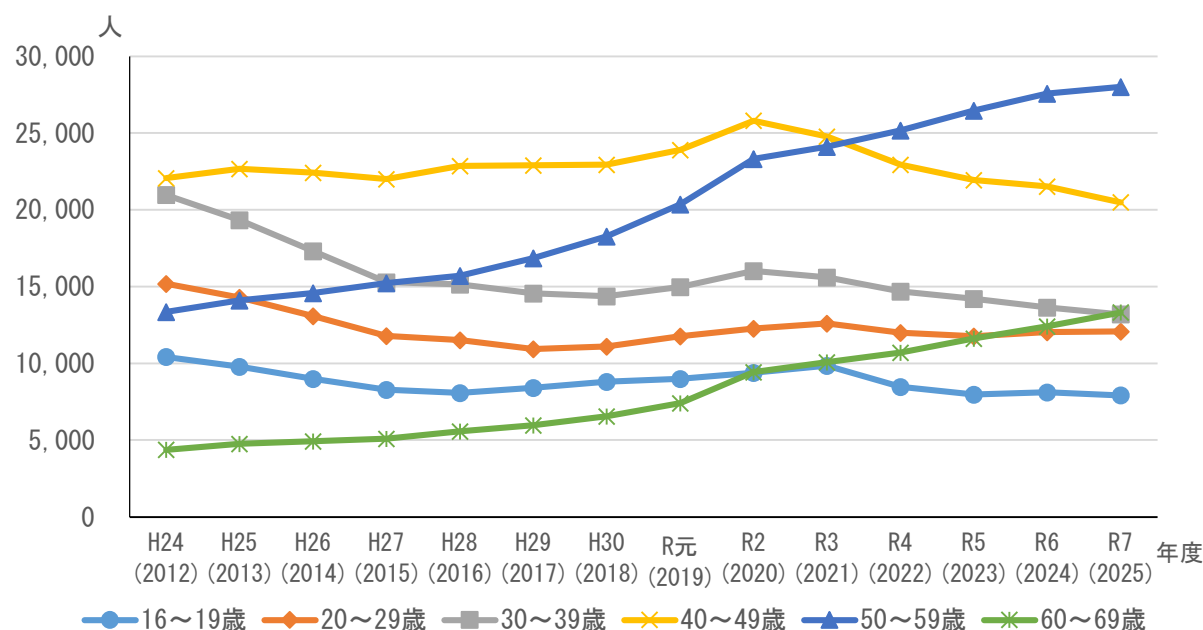
()内は全国順位

※高校生献血率…(高校生献血者数／高校在学者数)

力 年齢別献血数の状況

年 齢	R4年度 (2022)		R5年度 (2023)		R6年度 (2024)		R7年度 (2025)	
	献血者数 (人)	構成比 (%)	献血者数 (人)	構成比 (%)	献血者数 (人)	構成比 (%)	献血者数 (人)	構成比 (%)
16～19歳	9,846	10.2	7,964	8.5	8,124	8.5	7,916	8.3
20～29歳	12,598	13.0	11,756	12.5	12,038	12.6	12,075	12.7
30～39歳	15,594	16.1	14,193	15.1	13,630	14.3	13,194	13.9
40～49歳	24,763	25.5	21,931	23.3	21,520	22.6	20,495	21.6
50～59歳	24,096	24.8	26,457	28.2	27,573	28.9	28,006	29.5
60～69歳	10,078	10.4	11,612	12.4	12,398	13.0	13,324	14.0
計	96,975	100.0	93,913	100.0	95,283	100.0	95,010	100.0

「令和8年度血液事業の現状」から



キ 受入施設別献血の状況

		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)
血液センター	献血者数（人）	22,298	21,683	21,438	21,796	21,556
	稼働数（日）	363	363	364	363	363
	一稼働当たりの献血者数（人）	61.4	59.7	58.9	60.0	59.4
移動採血車	献血者数（人）	50,273	48,233	48,787	49,984	49,229
	稼働数（台）	900	919	942	968	977
	一稼働当たりの献血者数（人）	55.9	52.5	51.8	51.6	50.4
献血ルーム	献血者数（人）	20,962	20,444	20,018	20,019	20,642
	稼働数（日）	363	363	364	363	363
	一稼働当たりの献血者数（人）	57.7	56.3	55.0	55.1	56.9
出張採血*	献血者数（人）	3,442	3,565	3,670	3,484	3,583
	稼働数（台）	49	53	52	48	49
	一稼働当たりの献血者数（人）	70.2	67.3	70.6	72.6	73.1

医薬・生活衛生課調べ

献血受入施設	受付日・時間	200mL 献血	400mL 献血	成分 献血	所在地
栃木県赤十字 血液センター	毎日（年末年始の特定日を除く） ○成分献血 9:00～11:00 13:00～15:30 ○全血献血 9:00～12:00 13:00～16:30	○	○	○	宇都宮市今宮4-6-33 028-659-0111
うつのみや 大通り 献血ルーム	毎日（年末年始の特定日を除く） ○成分献血 9:30～11:30 13:30～16:00 ○全血献血 9:30～12:30 13:30～17:00	○	○	○	宇都宮大通り2-1-5 明治安田生命ビル1F 028-632-1131
移動採血車	毎週日～土 巡回*	○	○		県内一円
出張採血	毎週日～土 巡回*	○	○		県内一円

* 計画的に運行

(4) 献血会登録状況

(令和8(2026)年3月31日現在)

管 轄	区 分	団 体	地 域	職 域	学 校	計
医業・生活衛生課 (宇都宮市)	組織数	10	0	19	10	39
	人 員	659	0	6,723	5,844	13,226
県 西	組織数	5	1	18	4	28
	人 員	356	65	7,044	2,078	9,543
県 東	組織数	1	2	32	6	41
	人 員	100	125	3,799	4,518	8,542
県 南	組織数	9	1	25	8	43
	人 員	708	1,339	10,790	3,253	16,090
県 北	組織数	4	1	34	14	53
	人 員	450	14	6,968	6,543	13,975
安 足	組織数	10	4	28	9	51
	人 員	293	310	3,876	5,047	9,526
計	組織数	39	9	156	51	255
	人 員	2,566	1,853	39,200	27,283	70,902

「令和8年度血液事業の現状」から

(5) 栃木県献血推進協議会の開催

県内における輸血用血液の確保対策及び血液事業の推進を図るため、医療関係者、学識経験者等で構成される協議会を開催した。

開催日 令和8(2026)年3月5日

場 所 県庁本館9階 会議室

構成員 医療関係者、学識経験者、団体等の代表者等

議 題 ・令和7(2025)年度の血液事業の概要について

・令和8(2026)年度栃木県献血推進計画(案)について

(6) 栃木県合同輸血療法委員会の開催

県内における血液製剤の安全かつ適正な使用を目指し、輸血療法の向上を図るため、次のとおり委員会を開催した。

開催日 令和7(2025)年12月12日

構成員 医療関係者、血液事業の関係者等

議 題 ・栃木県における災害時の輸血療法マニュアル(案)について

・本県の献血及び血液製剤の供給・使用状況について

・他自治体における適正使用の取組について

(7) 献血功労者表彰式の開催

献血に功績のあった個人又は団体の表彰を行った。

開催日 令和7(2025)年7月28日

場 所 栃木県庁東館4階講堂

➤ 表彰状及び感謝状贈呈

厚生労働大臣表彰状伝達 1団体、厚生労働大臣感謝状伝達 1団体

栃木県献血推進協議会長感謝状贈呈 団体 15団体、個人 571名

4 骨 髄 バ ン ク 事 業

(1) 概況	91
(2) ドナー登録者数の推移	91
(3) 県主催による骨髄バンクドナー登録啓発活動の実施	92
(4) 骨髄バンク助成事業の状況	92
(5) 骨髄バンク事業推進連絡協議会の開催	92
(6) 骨髄バンク事業功労者表彰式の開催.....	92
(7) 参考 県内骨髄等移植・採取認定病院	92

4 骨髄バンク事業

(1) 概 況

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病や重症再生不良性貧血等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であることから、骨髄等の移植に関する普及啓発及び骨髄バンクへの登録者増加が重要である。

平成3年12月に骨髄移植推進財団（現：日本骨髄バンク）が設立され、栃木県においても栃木県骨髄バンク事業推進連絡協議会を設置し、骨髄バンク事業の普及啓発に努めるとともに、各広域健康福祉センター（5か所）で骨髄バンクへの登録受付業務を実施している。平成12年から献血開催時における登録受付や、休日における集団登録会の実施、平成16年からうつのみや大通り献血ルームでも、骨髄バンクへの登録が可能になり、さらに平成29年度からは、骨髄バンクドナー登録説明員（ボランティア）による骨髄バンク登録事業を実施するとともに、説明員ボランティアの募集・養成を行っている。

また、骨髄バンク事業の推進を図るため、功労者に対する栃木県骨髄バンク事業推進連絡協議会長感謝状、栃木県知事感謝状の贈呈を実施している。

なお、令和8年3月時点で、全国のドナー登録者数は56万人に達しており、栃木県のドナー登録者数は約1万6千人に達している。しかしながら移植希望者への移植率は5割程度と未だ低いものとなっていることから、平成29年度から市町が実施する助成事業に対し、県がその費用の一部を助成する制度を創設し、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境づくりを推進している。

(2) ドナー登録者数の推移

ア 全国における登録者数（＊平成4年1月から登録開始）

登 録 状 況	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
登 録 者 数 (人)	47,655	27,218	32,371	34,507	37,112	35,823	30,439
抹 消 者 数 (人)	26,953	26,230	25,504	28,022	37,294	27,494	28,736
実登録者数(人)	529,965	530,953	537,820	544,305	554,123	562,452	564,155

日本骨髄バンク HP から「骨髄バンク事業の現状」

イ 栃木県における登録者数（＊平成4年1月から登録開始）

登 録 状 況	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
登 録 者 数 (人)	634	261	283	356	341	424	360
抹 消 者 数 (人)	925	832	749	760	806	734	826
実登録者数(人)	19,169	18,598	18,132	17,728	17,263	16,953	16,487

日本骨髄バンク HP から「【提供希望者】都道府県別登録者数」

ウ 栃木県における登録者数の内訳（令和7年度）

区 分	人数(人)	実 施 場 所
固 定 施 設	80	広域健康福祉センター、赤十字血液センター うつのみや大通り献血ルーム
献血開催時	280	県の機関・市町・その他
計	360	

(3) 県主催による骨髄バンクドナー登録啓発活動の実施

県内の大学の学校祭等で啓発を行った。

(4) 骨髄バンク助成事業の状況

骨髄等の提供者及び勤務事業所への助成を行う市町に対し、以下のとおり補助を行った。

補助対象 本人、事業所

補助率 1 / 2

補助基準額 本人 20,000 円 / 日 (7 日上限)、事業所 10,000 円 / 日 (7 日上限)

事業状況		R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)
助成制度導入市町数		25	25	25	25	25	25
実績	本人	16	24	31	17	24	18
	事業所	4	9	7	3	5	2

(5) 骨髄バンク事業推進連絡協議会の開催

県内における骨髄バンク事業の普及啓発と骨髄等提供希望者の確保対策等を検討するため、医療関係者、団体等の代表者で構成される協議会を開催した。

開催日 令和 7 (2025) 年 7 月 4 日

構成員 医療関係者、骨髄バンク事業の関係者等

議 題

- ・令和 6 年度事業実績について
- ・令和 7 年度事業計画 (案) について
- ・骨髄バンク事業の推進について

(6) 骨髄バンク事業功労者表彰式の開催

骨髄バンク事業の推進に積極的に協力し、広く県民の模範となるべき功労のあった個人及び団体に対して表彰を行った。

なお、骨髄バンク事業功労者をより盛大に表彰するとともに、骨髄バンク事業をより多くの方に周知することを目的として、令和元年から献血功労者表彰式と合同開催としている。

開催日 令和 7 (2025) 年 7 月 28 日

場 所 栃木県庁東館 4 階講堂

➤ 感謝状の贈呈

栃木県知事感謝状贈呈 1 団体

栃木県骨髄バンク事業推進連絡協議会長感謝状贈呈 1 名

(7) 参考

県内骨髄等移植・採取認定病院 (令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在)

- ・自治医科大学附属病院 無菌治療部
- ・獨協医科大学病院 血液・腫瘍内科、小児科

5 麻薬・大麻・けし・覚醒剤取締事業

(1) 概況	93
(2) 薬物乱用防止対策	95
(3) 薬物依存症対策	96
(4) 麻薬等取締指導	98
(5) 国有ワクチン・抗毒素の供給状況	106

5 麻薬・大麻・けし・覚醒剤取締事業

(1) 概 況

「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく基本計画である「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（２期計画）」により、栃木県薬物乱用対策推進本部を中心として関係機関と緊密な連携を図り、薬物乱用防止に関する施策を総合的に実施した。

ア 薬物乱用防止対策

薬物乱用の危害に対する県民意識の高揚を図るため、「栃木県薬物乱用防止指導員」145名を委嘱し、地域に根ざしたきめ細かな啓発活動を展開し、覚醒剤等の乱用を許さない社会環境づくりを積極的に推進した。また、ポスター、リーフレット、テレビ等による啓発活動や中学生を対象にした薬物乱用防止啓発演劇を県内の中学校で上演し、若年層を主な対象とした薬物乱用防止啓発活動を実施した。

イ 薬物依存症対策

薬物事犯は、乱用薬物の依存性という特徴から覚醒剤事犯による再犯者率が約70%と高水準であり、再乱用を防止することが第3次覚醒剤乱用期を終息させる重要な施策となることから、次の5事業からなる薬物依存症対策事業を実施した。

(ア) 薬物再乱用防止教育事業

薬物乱用者に、薬物に依存しない生活習慣を習得させるための薬物再乱用防止教育事業を実施した。

(イ) 薬物相談窓口事業

薬物相談窓口を医薬・生活衛生課、広域健康福祉センター、精神保健福祉センター及び宇都宮市保健所に設置し広く相談の機会を設け、乱用者やその家族が抱える乱用等の問題について、必要な助言等を行った。

(ウ) 家族会事業

薬物依存症者の家族や関係者が、薬物依存症についての正しい知識を持ち、回復に繋がる対応を学ぶことにより、依存症者自身の回復や自立を促していけるようにするため、精神保健福祉センター等において定期的に家族会を開催した。

(エ) 経過観察指導事業

教育プログラムを修了した者に対し、定期的な経過観察指導を行うことにより、再び不正薬物等に依存することなく社会生活を営み続けられるように指導等を実施した。

(オ) 社会復帰支援事業

住居、就労、生活福祉等の支援が必要な者に対して、関係機関の紹介等社会への復帰を支援した。

ウ 麻薬等取締指導

麻薬取扱者、向精神薬取扱者、大麻草栽培者等の免許申請に対して審査・免許証等の交付を行うとともに、麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律及び覚醒剤取締法に基づく法定取扱者に対する監視指導及び不正薬物事犯の取締を実施し、麻薬等に起因する危害防止を図った。

エ 国有ワクチン・抗毒素供給

国有ワクチン・抗毒素である乾燥ジフテリアウマ抗毒素を常時備蓄し、緊急必要時の適正供給に備えた。

薬物乱用防止対策推進体系（令和7（2025）年度）

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年6月30日栃木県条例第31号）

とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）：2021～2025

基本目標：「薬物乱用のない社会」の実現 ～健康でいきいきと暮らし、安全・安心を実感できる「とちぎ」づくり～

栃木県薬物乱用対策推進本部	
（本部長） 知事 （副本部長） 副知事、保健福祉部長 （本部員） 県関係職員	・総合政策部長 ・経営管理部長 ・県民生活部長 ・保健福祉部次長 （保健医療監） ・教育長 ・警察本部長
国の出先機関の職員	・宇都宮地方検察庁次席検事 ・宇都宮保護観察所長 ・喜連川少年院長 ・宇都宮少年鑑別所長 ・横浜税関宇都宮出張所長 ・東京出入国在留管理局宇都宮出張所長
その他	・栃木県市長会長 ・栃木県町村会長
幹事会 （関係部局、機関職員21名）	
具体的活動内容 〔趣旨〕 関係行政機関相互の事務の密接な連絡を図り、総合的かつ効果的な薬物乱用対策を推進する。 〔業務〕 ・薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導にすること。 ・薬物事犯の取締りの強化にすること。 ・その他薬物乱用対策についての必要な事項	

本課の取組

(1) 薬物乱用防止の教育及び学習の推進

① 栃木県薬物乱用防止指導員

145名委嘱（内訳）薬剤師45名、保護司51名、登録販売者3名、補導員13名、麻薬協会4名、保健所推薦29名

〔活動内容〕・薬物乱用防止教室等における講師 ・関係行政機関等との連携による啓発活動
・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動での啓発 ・「健康まつり」等での啓発活動
・指導員相互の連絡調整及び研修会の実施

② 薬物乱用防止啓発演劇の上演（県内53中学校）

③ 薬物乱用防止運動・月間 ・不正大麻・けし撲滅運動（5～7月） ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月）
・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月）

〔活動内容〕・リーフレット、啓発資料の作成・配布 ・SNS等広報媒体を活用した啓発活動
・街頭キャンペーンの実施

(2) 薬物に関する相談体制等の充実

① 薬物相談窓口の設置（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所、精神保健福祉センター、医薬・生活衛生課：計8か所）

② 精神保健福祉センターによる専門医師や相談家族アドバイザーによる専門的な相談の受付

③ 相談窓口担当者職員のための研修会や事例検討会の開催

(3) 監視指導及び取締りの充実

① 麻薬、向精神薬、覚醒剤、覚醒剤原料、大麻等取扱施設等の立入検査

② 不正大麻、けしの取締指導

③ 麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法、医薬品医療機器等法（指定薬物）、栃木県薬物濫用の防止に関する条例違反事件の捜査・送致

(4) 薬物依存症治療等の充実

① 薬物再乱用防止教育事業 初犯者等に対して再乱用防止プログラム（60回）を実施

② 家族会事業 広域健康福祉センターにおいて 定期的実施（県南：隔月・県北：年2回程度）
精神保健福祉センター及び宇都宮市東市民活動センターにおいて 月1回実施

③ 経過観察指導事業 再乱用防止プログラム修了者を対象に3年間経過を観察・指導

④ 社会復帰支援事業 住居、就労、生活福祉等の支援

(2) 薬物乱用防止対策

ア 栃木県薬物乱用防止指導員活動状況

集会・講習会での活動	回 数	134 回
	参加人数	22,069 人
ポスターの掲示		50 回

イ 薬物乱用防止啓発演劇の実施

青少年の薬物乱用対策として、県内の中学生徒に対し、演劇を利用して薬物乱用の恐ろしさを視覚的に訴え、薬物に対する正しい知識を啓発した。

委託先 劇団三十六計

実施回数 53 校

ウ 薬物乱用防止巡回パトロールの実施

薬物乱用を許さない環境整備のため、県内の繁華街等において、巡回パトロールを実施した。

委託先 特定非営利活動法人栃木 DARC

実施回数 60 回（啓発資材配布数：12,000 部）

エ 啓発活動の資材作成・配布

種 別	配布対象数	配布枚数
小学 5・6 年生向け	352 校	34,560 枚
中学生向け	178 校	49,950 枚
高校生向け	76 校	49,390 枚
合 計	606 校	133,900 枚

(3) 薬物依存症対策

栃木県薬物依存症対策推進委員会を中心に薬物再乱用防止教育事業、家族会事業、相談事業及び経過観察指導事業を実施した。

ア 栃木県薬物依存症対策推進委員会

薬物依存症対策事業の実施に当たり、事業計画の策定、効果の検証等を行うため、栃木県薬物依存症対策推進委員会（平成21年8月18日設置）を開催した。

＜委員会＞ 開催方法：対面開催

出席委員：6名

議 題：・令和7（2025）年度事業実績について

・令和8（2026）年度事業計画（案）について

・とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）案について

イ 薬物再乱用防止教育事業

断薬を目指す薬物依存症者を対象に薬物再乱用防止教育を精神保健福祉センター及び医薬・生活衛生課が主体となり実施した。

・開催回数 23回（県央12回、県南11回）

・申込者数 167名（うち、令和7年度申込者 5名）

（新規申込者内訳）

検挙者（麻薬取締員）	1名
相談窓口（保健所、医薬・生活衛生課）	3名
保護観察期間満了者（保護観察所）	1名
計	5名

・薬物尿検査実施状況（実施機関：精神保健福祉センター及び各広域健康福祉センター）

延べ受検者数 （うち健康福祉センター実施分）	46名 （16名）
---------------------------	--------------

ウ 家族会事業

乱用者を抱える家族等に対し、薬物依存症の知識や乱用者本人への支援方法について習得させるため、精神保健福祉センター、県南健康福祉センター、県北健康福祉センター及び宇都宮市東市民活動センターにおいて家族会を開催した。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者総数	27 (27)	22 (17)	24 (21)	26 (20)	23 (20)	28 (22)	30 (25)	31 (28)	22 (19)	21 (18)	25 (20)	34 (29)	313 (266)

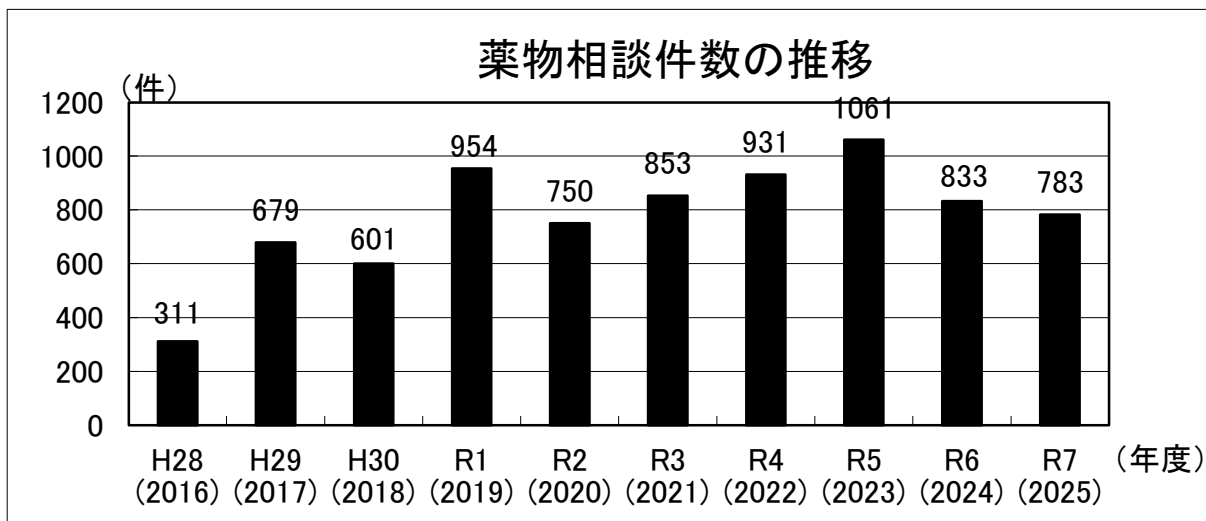
* （ ）は、県南健康福祉センター、県北健康福祉センター及び東市民活動センター実施分内数

エ 薬物相談窓口事業

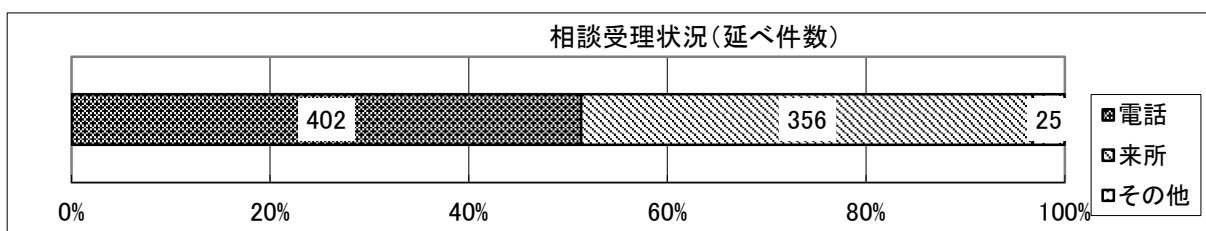
医薬・生活衛生課及び広域健康福祉センター等に設置する薬物相談窓口において、乱用者やその家族が抱える乱用等の問題について、必要な助言等を行った。

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
件数	311	679	601	954	750	853	931	1,061	833	783

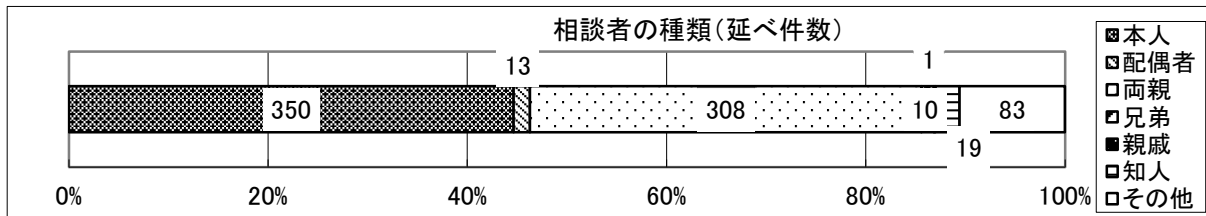
(ア) 薬物相談件数の推移



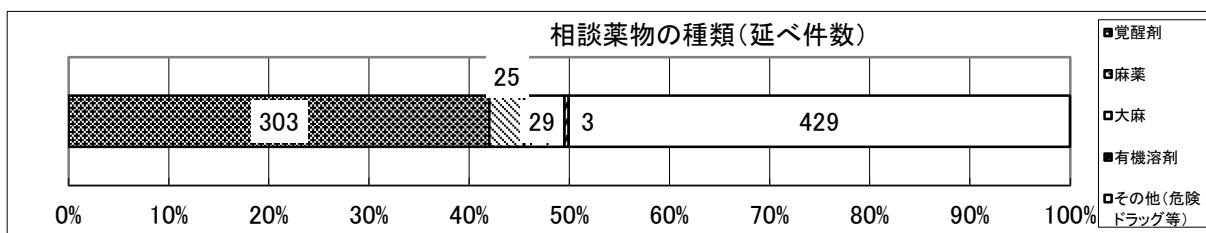
(イ) 相談受理状況 (令和 7 (2025) 年度 延べ件数)



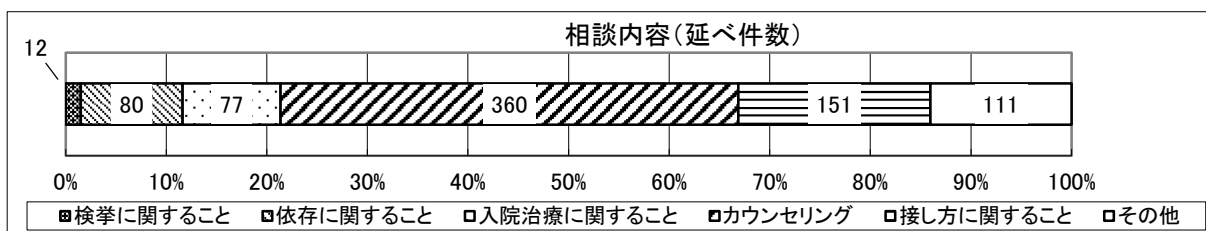
(ウ) 相談者の種類 (令和 7 (2025) 年度 延べ件数)



(エ) 相談薬物の種類 (令和 7 (2025) 年度 延べ件数)



(オ) 相談内容 (令和 7 (2025) 年度 延べ件数)



オ 経過観察指導事業

薬物再乱用防止教育事業修了者に対し、定期的に面談又は電話により指導等を実施した。

- ・経過観察指導事業対象者 7名
- ・実施回数 18回

(4) 麻薬等取締指導

ア 麻薬等免許申請処理状況（令和7(2025)年度）

種 別	前年度 繰越件数	本年度 受付件数	計	処理件数			
				許 可	不許可	取 下	未処理
麻薬卸売業者免許申請		8	8	8			
麻薬小売業者免許申請		341	341	341			
麻薬施用者免許申請		1,879	1,879	1,879			
麻薬管理者免許申請		145	145	144		1	
麻薬研究者免許申請		18	18	18			
麻薬取扱者免許証再交付申請		5	5	5			
麻薬小売業者間譲渡許可申請		27	27	27			
向精神薬卸売業者免許申請							
向精神薬小売業者免許申請							
向精神薬試験研究施設登録申請		4	4	4			
向精神薬取扱者免許証再交付申請		1	1	1			
第一種大麻草採取栽培者免許申請	1	1	2	2			
第一種大麻草採取栽培者登録変更		1	1	1			
第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請							
覚醒剤施用機関指定申請		1	1	1			
覚醒剤研究者指定申請		8	8	8			
覚醒剤原料取扱者指定申請		2	2	2			
覚醒剤原料研究者指定申請		7	7	7			
指定証再交付申請							
合 計	1	2,448	2,449	2,448		1	

イ 麻薬に関する届出件数（令和 7（2025）年度）

種 別 \ 管 轄	県西	県東	県南	県北	安足	医薬・生活衛生課 （宇都宮市分）	計
麻薬取扱者免許証記載事項変更届	29	30	568	64	45	116	852
麻薬取扱者免許証返納届	133	85	694	251	207	424	1,794
麻薬取扱者業務廃止届	17	7	128	59	33	101	345
所有麻薬届	9	8	29	11	9	34	100
免許失効による麻薬譲渡届	2	4	13		1	10	30
麻薬廃棄届	30	37	146	65	77	154	509
調剤済麻薬廃棄届	61	37	285	168	100	203	854
麻薬事故届	4	3	34	7	5	39	92
麻薬年間届	129	106	433	251	227	474	1,620
麻薬譲渡許可申請書							
麻薬卸・小売業者変更届	6	12	59	15	14	61	167
麻薬等原料営業者業務の届出							
麻薬等原料営業者業務変更の届出						1	1
麻薬等原料営業者業務廃止の届出							
麻薬等原料営業者事故届							
麻薬等原料営業者疑わしい取引届							
計	420	329	2,389	891	718	1,617	6,364

ウ 麻薬診療施設及び麻薬取扱者数（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

業 種		管 轄		県 西	県 東	県 南	県 北	安 足	医薬・生活衛生課 (宇都宮市分)	計
麻薬診療施設	病院		8	6	27	18	12		32	103
	診療所	一般診療所	44	39	145	88	85		165	566
		歯科診療所			1	2			2	5
		家畜診療所	12	11	18	29	14		39	123
		小計	56	50	164	119	99		206	694
	計		64	56	191	137	111		238	797
麻薬取扱者	管理者		22	20	73	53	32		69	269
	施用者		196	150	1,931	471	395		846	3,989
	研究者		1	1	20	2			14	38
	卸売業者				2	1	3		6	12
	小売業者		66	51	230	117	119		224	807
	計		285	222	2,256	644	549		1,159	5,115

エ 麻薬廃棄立会件数（令和7（2025）年度）

廃棄届出をした者の種類	県西	県東	県南	県北	安足	医薬・生活衛生課 （宇都宮市分）	計
麻薬卸売業者			5	2		7	14
麻薬小売業者	20	24	111	40	58	118	372
麻薬施用者	2	3	3	1	4	3	16
麻薬管理者	8	8	27	19	15	26	107
麻薬研究者		1		1			2
その他		1		2			3
計	30	37	146	65	77	154	514

オ 麻薬関係立入検査状況（令和7（2025）年度）

事 項 業 種		対象業務所数	立入検査回数				違反業務所数	違反内容数																		処 置						
			麻薬取締官	麻薬取締員	その他の職員	計		麻向法第十二条	輸入・輸出・製造・調剤小分	譲渡・譲受	処方箋の交付・施用	不正所持	廃棄	証紙・容器及び被包の記載	譲渡証・譲受証	保管・管理	帳簿	施用記録	その他	届 出			保 存			計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書・誓約書	その他口頭説明等	計
																				事故	年間報告等	中毒	譲受証譲渡証	帳簿	施用記録（処方箋）							
麻薬卸売業者		12		5	6	11																										
麻薬小売業者		807		101	305	406	6			4					2	1									7					7	7	
小 計		819		106	311	417	6			4					2	1								7					7	7		
麻薬診療施設	病 院	103		15	114	129	1										1							1					1	1		
	一般診療所	566		8	31	39	4							2	1	1								4					4	4		
	歯科診療所	5																														
	飼育動物診療施設	123		2	5	7	1										1							1				1	1			
	小 計	797		25	150	175	6								2	1	3							6					6	6		
麻薬研究者		38			2	2																										
麻薬等原料輸入業者																																
麻薬等原料輸出業者																																
小 計		38			2	2																										
けし耕作者																																
けし耕作者研究者																																
大麻草採取栽培者		13			16	16																										
第一種大麻草採取栽培者		3			3	3																										
小 計		16			19	19																										
合 計		1,670		131	482	613	12			4					4	2	3							13					13	13		

カ 向精神薬関係立入検査状況（令和7（2025）年度）

事 項 業 種		対象業務所数	立入検査回数				違反業務所数	違反内容数														措 置									
			麻薬取締官	麻薬取締員	その他の職員	計		輸 入	輸 出	製造等	譲渡し等	広 告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	記 録	年間届	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	その他口頭説明等	計	
向精神薬卸売業者		1																													
免許みなし卸売販売業		163		1	5	6																									
免許みなし薬局		966		35	260	295																									
向精神薬小売業者																															
小 計		1,130		36	265	301																									
病院等	病 院	105		5	98	103	2				2									2								2	2		
	一般診療所	1,495		3	28	31																									
	歯科診療所	930																													
	飼育動物診療施設	321		1	2	3																									
	小 計	2,851		9	128	137	2				2									2								2	2		
向精神薬試験研究施設		37																													
合 計		4,018		45	393	438	2				2									2								2	2		

キ 大麻栽培状況(令和7(2025)年)

(7) 地区別

管轄	栽培者数 (人)	市町名	栽培面積(アール)		計 (アール)
			繊維	種子	
県西	11	鹿沼市	798.5	462.82	1261.32
県北	3	那須町	20	5	25
		大田原市	10	5	15
医薬・生活衛生課 (宇都宮市分)	1	宇都宮市	0	0	0
計	15		828.5	472.82	1301.32

(イ) 大麻収去検査(定性)

年	検体数	結果
H28(2016)	854	交雑なし
H29(2017)	500	交雑なし
H30(2018)	540	交雑なし
R元(2019)	845	交雑なし
R2(2020)	440	交雑なし
R3(2021)	440	交雑なし
R4(2022)	379	交雑なし
R5(2023)	770	交雑なし
R6(2024)	420	交雑なし
R7(2025)	500	交雑なし

(ウ) 年次別推移

年	栽培者数 (人)	栽培面積(アール)		計 (アール)
		繊維	種子	
H28(2016)	19	602	120	722
H29(2017)	16	790	136	926
H30(2018)	17	853	147	1,000
R元(2019)	17	599	159	758
R2(2020)	14	450	115	565
R3(2021)	12	469	102	571
R4(2022)	11	469	98	567
R5(2023)	12	578	109	687
R6(2024)	12	647	169	816
R7(2025)	15	828.5	472.82	1301.32

ク 不正「大麻」「けし」の発見処理（年度）

		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
大麻	発見件数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	処理本数	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
けし	発見件数	144	141	80	57	94	63	50	88	66	96
	処理本数	7,180	6,693	2,167	7,185	11,415	3,028	2,955	9,626	3,153	3,214

ケ 覚醒剤及び覚醒剤原料取扱者指定数（令和 8（2026）年 3 月 31 日現在）

管 轄	覚醒剤			覚醒剤原料			計
	施用機関	研究者	小 計	取扱者	研究者	小 計	
県 西							
今 市				1		1	1
県 東				1	1	2	2
県 南		2	2	2		2	4
栃 木		1	1	1		1	2
県 北		1	1	4	1	5	6
矢 板				1		1	1
烏 山							
安 足				5		5	5
医薬・生活衛生課 (宇都宮市分)	2	8	10	7	9	16	26
計	2	12	14	22	11	33	47

コ 覚醒剤及び覚醒剤原料廃棄届出件数（令和 7（2025）年度）

廃棄届出をした者の種類	覚醒剤	覚醒剤原料
覚醒剤施用機関		
覚醒剤研究者		
覚醒剤原料取扱者		
覚醒剤原料研究者		
病院開設者		1
診療所開設者		
薬局開設者		39
飼育動物診療施設開設者		
合計		40

サ 覚醒剤関係立入検査状況(令和 7 (2025) 年度)

業 種 \ 事 項		対象業務所数	立入検査回数				違反業務所数	違反内容数														処置						
			覚醒剤監視員			計		製造・輸入・輸出	譲渡・譲受	施用・使用・施用のための交付	廃棄	証紙	譲渡証・譲受証	管理・保管	帳簿	事故届	報告	保 存		その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書・誓約書	その他口頭説明	計	
			麻薬取締官	麻薬取締員	その他の職員													譲受証譲渡証	帳簿									
覚醒剤	覚醒剤製造業者																											
	施用機関	大臣の指定する施用機関																										
		知事の指定する施用機関	2																									
	覚醒剤研究者		12																									
	小 計		14																									
覚醒剤原料	覚醒剤原料輸入業者																											
	覚醒剤原料輸出業者																											
	覚醒剤原料製造業者																											
	覚醒剤原料取扱者		22			3	3																					
	覚醒剤原料研究者		11																									
	薬 局		966		56	263	319	5							5						5					5	5	
	病院・診療所		2,530		10	126	136																					
	飼育動物診療施設		321		1	2	3																					
	小 計		3,850		67	394	461	5							5						5					5	5	
合 計		3,864		67	394	461	5							5						5					5	5		

シ 知事指定薬物の指定

県内に流通の可能性があり、乱用のおそれのある未規制物質の情報がなかったため、栃木県薬物指定審査会は開催しなかった。

ス 栃木県薬物事犯検挙人員（麻薬取締員及び県警）（年）

法 令	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
覚醒剤取締法	196	195 (4)	218	175 (1)	162	124	103	107	106	100
大麻取締法	11	18	14 (1)	36	28	22	46 (2)	41	48	37
あへん法										1
麻薬及び 向精神薬取締法	4 (1)	3 (1)	4	2	3	12	2		2 (1)	4
麻薬特例法	1	2			3	4		4	2	8
医薬品医療機器等法 (指定薬物関係のみ)	11	7	5							0
合 計	223 (1)	225 (5)	241 (1)	213 (1)	196	162	151 (2)	152	158 (1)	150

* () 内は麻薬取締員による検挙人員の内数

(5) 国有ワクチン・抗毒素の供給状況（年度）

種 類	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
乾燥ガスエソ ウマ抗毒素										
乾燥ジフテリア ウマ抗毒素										
乾燥ボツリヌス ウマ抗毒素										
乾燥組織培養不活 化狂犬病ワクチン										

* 県備蓄状況…乾燥ジフテリアウマ抗毒素 1本

6 温泉対策事業

(1) 概況	107
(2) 源泉の状況	107
(3) 利用の状況	111
(4) 環境審議会温泉部会の開催と掘削等の許可	112
(5) 各種調査等の実施	113
(6) 温泉の採取許可関係	115
(7) 温泉の利用許可関係	116
(8) 普及啓発事業	117
(9) その他	117

6 温泉対策事業

(1) 概 況

本県は全国有数の温泉県であり、日光国立公園に位置する県北西部の山岳地帯には多くの温泉が湧出し、近年は平野部においても新しい温泉が開発されている。これらの温泉は県内外の多くの人に利用され、保養、療養等に極めて重要な役割を果たしている。

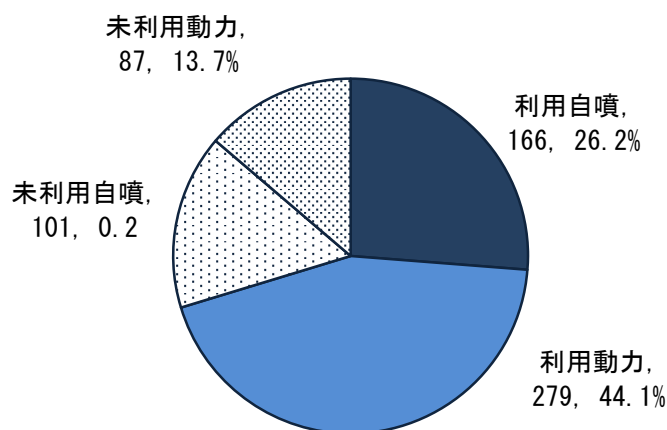
令和6年度（令和7年3月31日現在）の県内における温泉受給の現況は、源泉総数 633 孔、総湧出量 61,243 L／分となっている。また、温泉を利用する宿泊施設数は 414 軒、その利用者は年間延べ 4,296,081 人を数える。

今後も、高齢化社会の進展、余暇時間の増大等、社会情勢の変化に伴い、自然とのふれあいや健康への関心が高まり、温泉の果たす役割はますます重要なものとなってくると思われる。

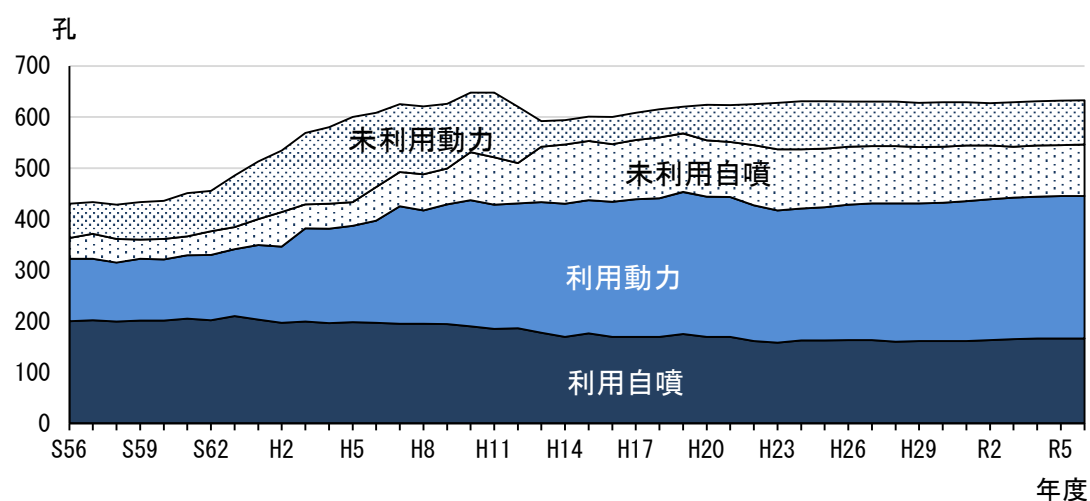
このような状況の中で、「温泉の保護」と「適正利用の確保」を推進するために事業を実施した。

(2) 源泉の状況

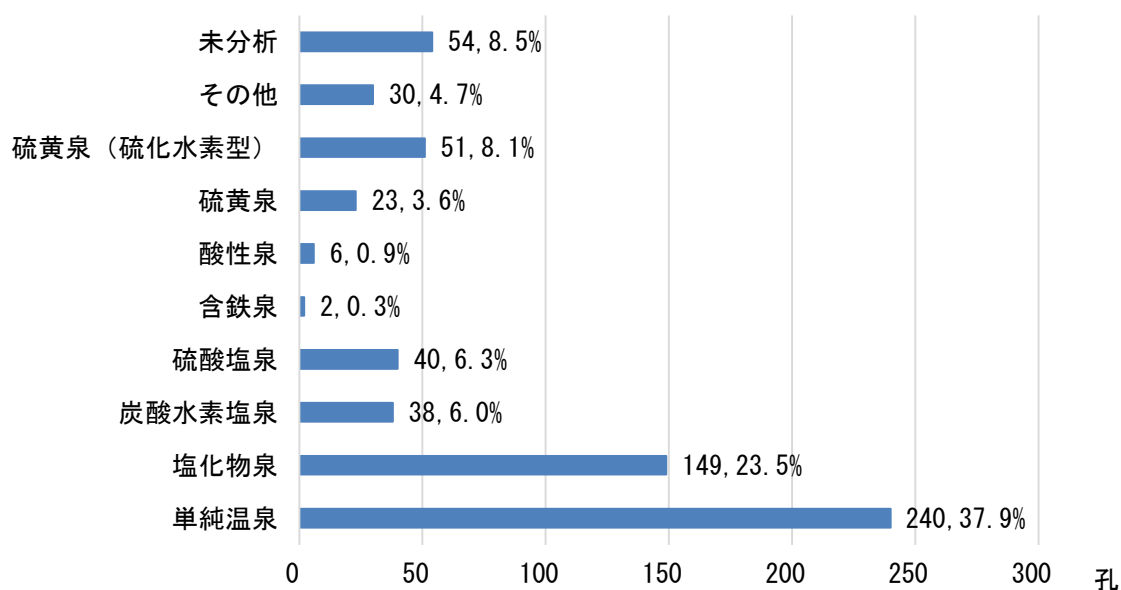
ア 総源泉数 633 孔（R7.3.31 現在）



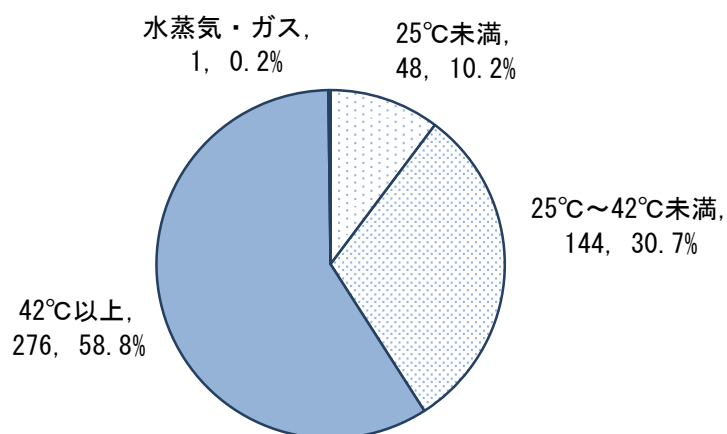
イ 年度別源泉数の推移



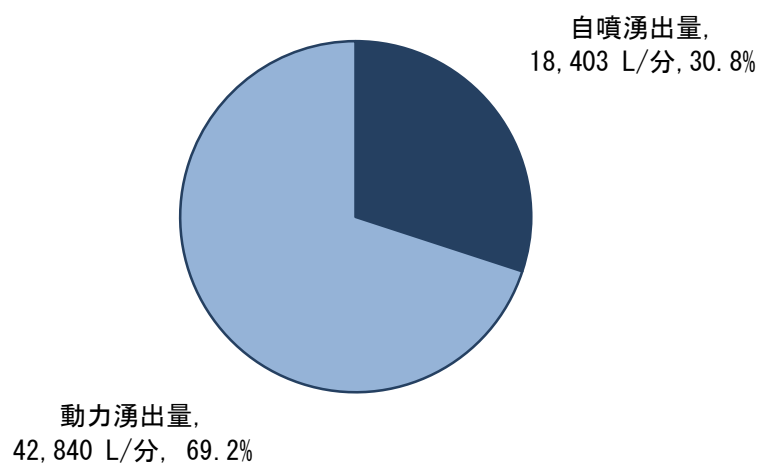
ウ 泉質別源泉数 633 孔 (R7. 3. 31 現在)



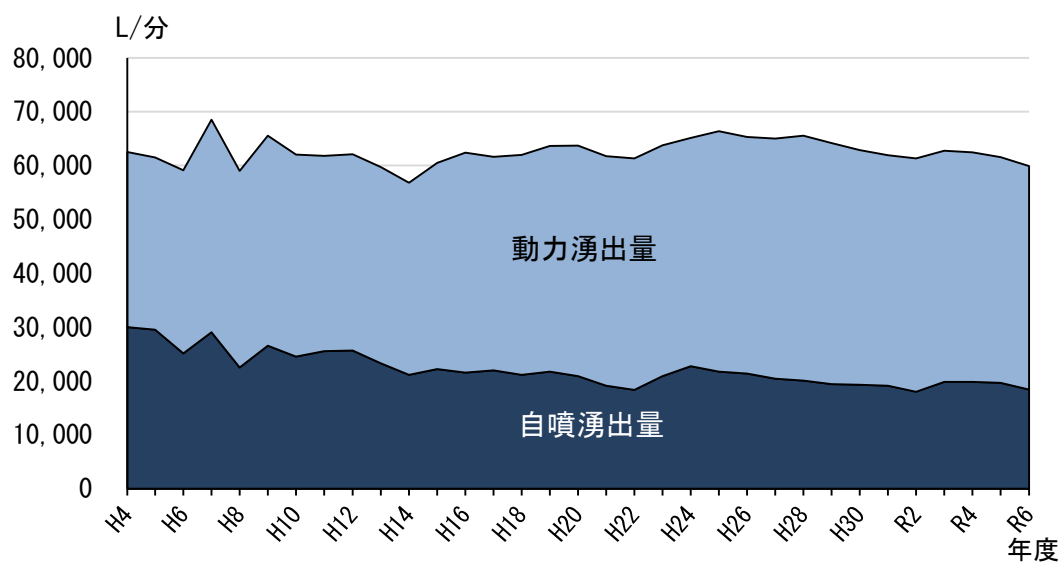
エ 温度別源泉数 測定可能源泉数 469 孔 (R7. 3. 31 現在)



オ R6 年度総湧出量 61,243 L/分

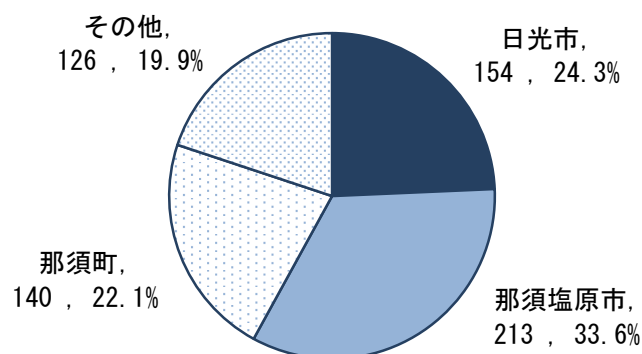


カ 年度別湧出量の推移

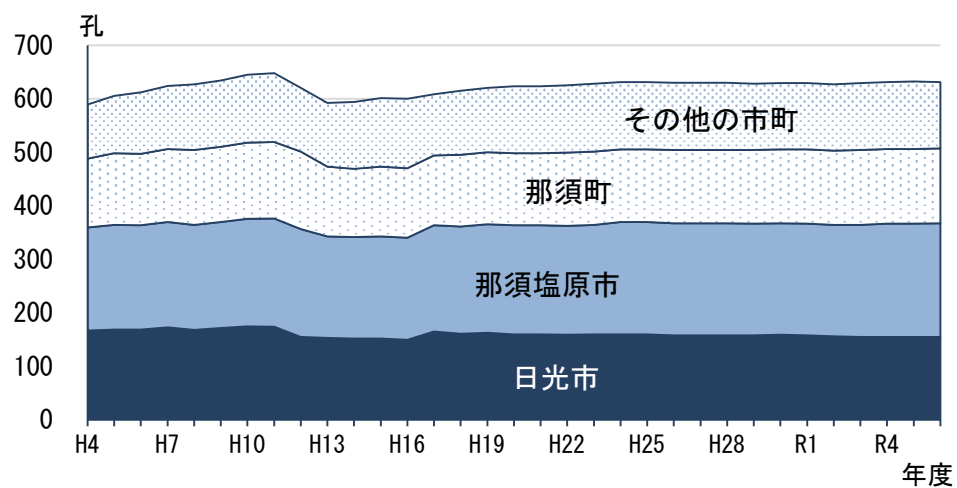


キ 市町の状況

(ア) 市町別源泉数 633 孔 (R7. 3. 31 現在)



(イ) 市町別源泉数の推移



(ウ) 市町別の主たる泉質 (R7. 3. 31 現在)

市 町 村 名	温 泉 地 名	単純 温泉	塩化 物泉	炭酸水 素塩泉	硫酸 塩泉	含鉄泉	酸性泉	硫黄泉	硫黄泉 (硫化水 素型)	その他	未分析	源泉数
鹿 沼 市	鹿 沼 野	2		2				1		1		5
日 光 市	日 光 湯 元							1	20		2	23
	日 光 七 里	1										1
	小 来 川									1		1
	清 滝	2										2
	中 宮 祠										1	1
	霧 降	2	1									3
	足 尾	1										1
	湯 西 川	18								3		21
	川 俣 沢	4	3					1	2		5	15
	湯 奥 鬼 怒	8	7					4	7		3	3
	日 川 俣 向	1						1			1	27
	川 俣 湖	1										2
	日 上 栗 山	1										1
	西 鬼 怒 川	1						1				1
	川 治	21	2					1		6	1	31
真 岡 市	三 鷄 今	4										4
	三 鷄 今	1			1					1		3
	三 鷄 今	11					1					11
	真 岡 市		3									3
	益 子 町	3			2					1		6
	茂 木 町				1							1
	市 貝 町		2									2
	芳 賀 町		3									3
	栃 木 市			1			1					2
	小 山 市	1	1									1
	下 野 市		1									2
	壬 生 町											1
	大 田 原 市	5	3									8
	大 田 原 市	4	1									5
	大 田 原 市	3						1				4
矢 板 市	赤 小 寺						1					1
	矢 板 市									1		1
	矢 板 市	1	2		2							1
	西 那 須 野	4	2									5
	東 那 須 野		1					1				2
	板 斗 小 屋	13	2		4						1	20
	黒 油 井	3									2	5
	黒 油 井		1									1
	鷗 内 木	1		1								1
	青 掛 網		1									1
	鍋 大 網	2			5						1	3
	福 塩 釜	3	10	1							4	5
	塩 釜 湯	1	6	1								18
	塩 釜 湯	2	10									8
那 須 塩 原 市	畑 下	2	6	1							1	10
	門 前 町		15	1								16
	古 塩 原	5	12	7							4	28
	中 上 塩 原	8	2	1						1		12
	須 卷	4	7	1								12
	須 卷	1		4							1	6
	袖 が 沢 湯	2		2					1		8	13
	亀 山		1									1
	新 元 湯	1						1	2	1		5
	関 谷			1				1	7			9
	木 綿 畑	10	1	2	4							17
	木 綿 畑		1									1

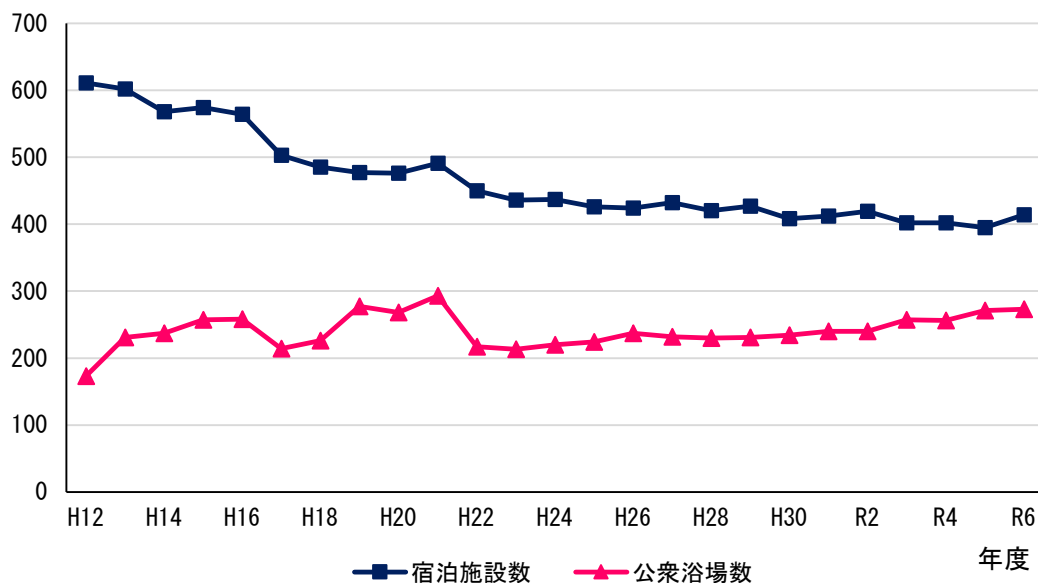
市町村名	温泉地名	単純温泉	塩化物泉	炭酸塩水泉	硫酸塩泉	含鉄泉	酸性泉	硫黄泉	硫黄泉 (硫化水素型)	その他	未分析	源泉数
さくら市	喜連川	2	7					5		1		15
	氏南	1										1
那須烏山市	那須		4									4
	烏山	1	1							1		3
塩谷町	塩谷	4			3							7
高根沢町	高根沢		4									4
那須町	大井	20			3				1		3	27
	丸天	6									5	11
	北旭	5										5
		1										1
	八幡							4			5	9
	高湯								5	4		9
	御宝	2							6			8
	大深			2			3					3
	新那	3		4	1	1						5
	漆塚	2	7							1		16
	寺野		1							1		2
	芦久	2			1							3
	高豊	3										3
	大島	9	11	3	4					2	1	24
那珂川町	伊王	1										9
	大寄									1		1
	伊富	2										2
	富岡	1										1
足利市	小馬		2		1							3
佐野市	馬頭	7			3					1		11
	足利	2								1		3
	佐野			1								1
	田沼	1										1
宇都宮市	宇都宮	2	4	1	4					1	2	14
	上河内	1	1								2	4
	河内	1			1							2
計		240	149	38	40	2	6	23	51	30	54	633

(3) 利用の状況

ア 温泉利用の宿泊施設数及び公衆浴場数の推移

R6年度宿泊施設数 414 軒

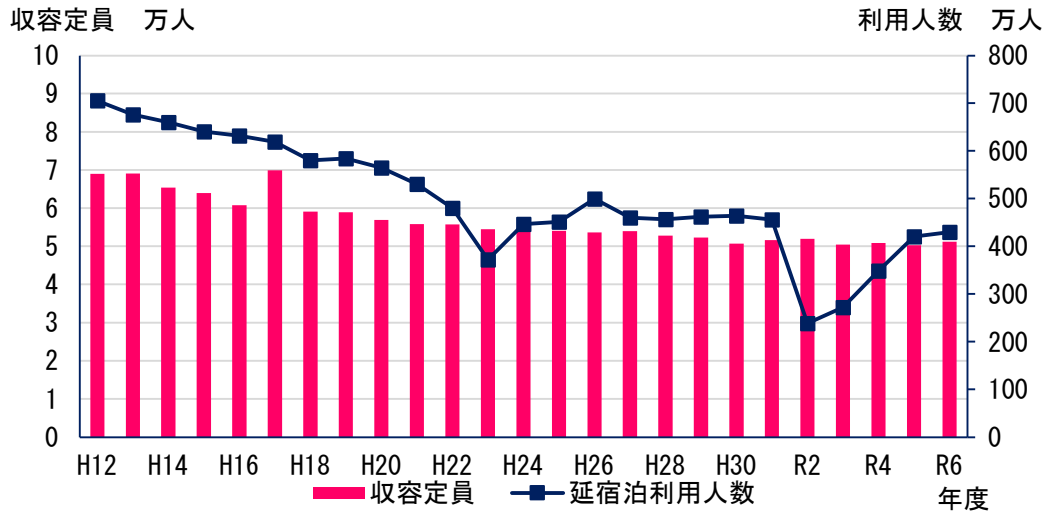
R6年度公衆浴場数 273 軒



イ 温泉利用宿泊施設の収容定員及び宿泊利用者数の推移

R6年度収容定員 51,235人

R6年度延宿泊利用人数 4,296,081人



(4) 環境審議会温泉部会の開催と掘削等の許可

温泉法第32条の規定により、知事が、温泉の掘削、増掘、動力の装置の許可申請に対する処分を行うにあたり、栃木県環境審議会温泉部会の意見を聴いた。

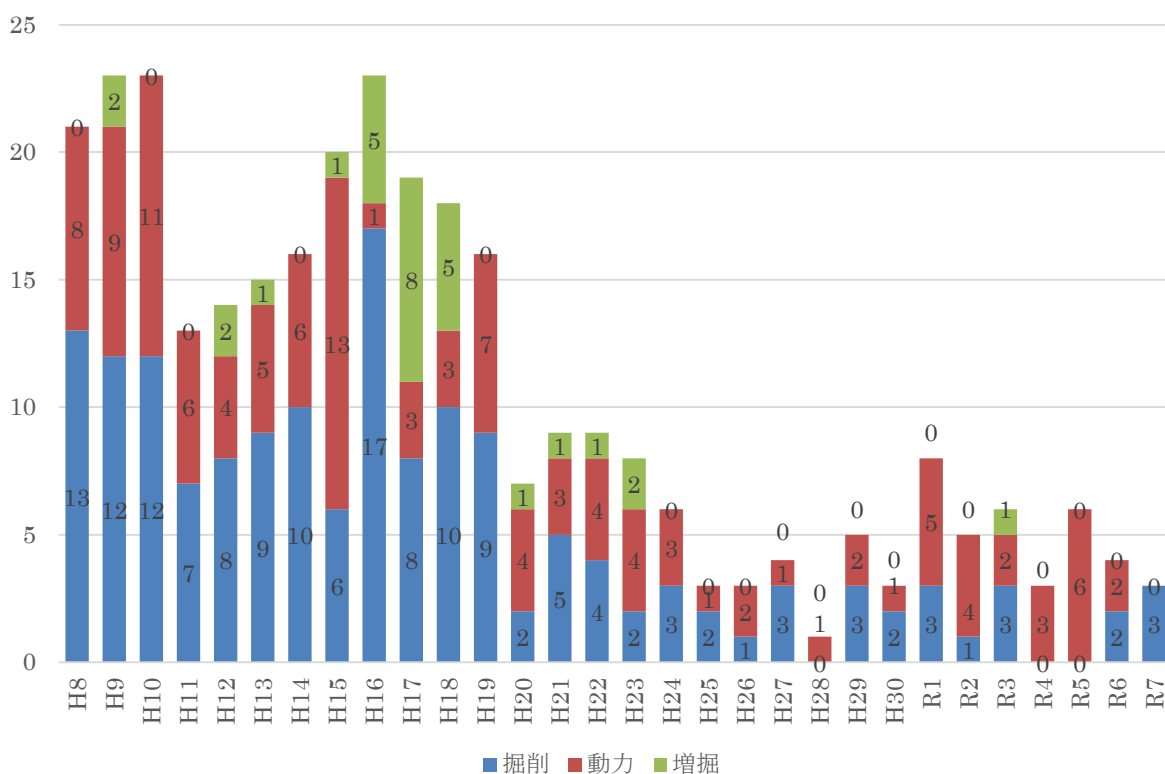
ア 審議会の開催状況

回	年 月 日	審議件数				答申件数		参 加 委員数	委員数
		掘削	増掘	動力	計	許可	不許可		
1	2025. 6. 19	3			3	3		7	7
計		3			3	3			

イ 掘削等許可状況

管 轄	市町村名	掘削		増掘		動力装置		計	
		申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可
県 西	日 光 市	1	1					1	1
県 北	那須塩原市	2	2					2	2
計		3	3					3	3

ウ 温泉掘削等許可件数の年度別推移



(5) 各種調査等の実施

近年、大深度掘削による温泉の開発、大型動力装置による揚湯量の増加など、温泉を取り巻く環境が変化している。これらが温泉源へ及ぼす影響について解明することは非常に困難ではあるが、次のような調査等を実施して科学的なデータを蓄積し、環境審議会温泉部会の審議における判断材料とするほか、温泉行政における重要な資料として活用している。

ア 温泉実態調査

県内の全源泉について、温度及び湧出量の測定を行った。(令和6年度 測定源泉数 125)

(ア) 浴用・飲用

管 轄	源 泉 総 数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (ℓ/分)	
		自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25℃～ 42℃	42℃ 以上	水蒸気 ガス	自噴	動力
医業・生 活衛生課	20		13	1	6	3	5	6			2,034
県 西	160	47	67	26	20	14	34	73		4,079	10,223
県 東	14		8	1	5	2	3	3			1,318
県 南	7	1	3	1	2	1	1	2			783
県 北	425	118	183	71	53	26	98	192	1	14,324	26,510
安 足	5		4	1		2	2				622
計	631	166	278	101	86	48	143	276	1	18,403	41,490

(イ) その他の利用 (多目的利用)

管 轄	源 泉 総 数 (A+B)	利用源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (ℓ/分)	
		自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25℃～ 42℃	42℃ 以上	水蒸気 ガス	自噴	動力
医業・生 活衛生課											
県 西											
県 東	1				1						
県 南											
県 北	1		1				1				1,350
安 足											
計	2		1		1		1				1,350

* 令和7年3月末温泉実態調査終了時の源泉数である。

イ 源泉監視 (令和7年度)

アの温泉実態調査とあわせて、温泉の湧出口において可燃性ガスの安全対策等について、監視を実施した。

管 轄	源泉数	監視数	指導件数
医業・生活衛生課	20	3	0
県 西	160	63	0
県 東	15	5	0
県 南	7	3	0
県 北	428	75	4
安 足	5	5	0
計	635	154	4

ウ 温泉動向調査 (令和7年度)

県内の水位計設置源泉 14 孔について、年 1 回採水し、温泉に含まれる化学成分の分析を行うとともに、源泉管理者により毎週又は毎月 1 回水位等の測定を実施し、その動向を調査した。(平成 24 年度から実施)

(ア) 対象源泉 【()内：調査対象源泉数】

宇都宮市(2) 鹿沼市(1) 日光市(2) 真岡市(1) 大田原市(2) 矢板市(1)
那須塩原市(1) 芳賀町(2) 高根沢町(1) 那珂川町(1)

(イ) 調査項目 (21 項目)

水位・ゆう出量・泉温・pH・蒸発残渣・遊離二酸化炭素・総硫化水素
ナトリウムイオン・カリウムイオン・カルシウムイオン・マグネシウムイオン
フッ素イオン・塩化物イオン・硫酸イオン・炭酸水素イオン・炭酸イオン
総ホウ素・総ヒ素・導電率・総陽イオン・総陰イオン

(ウ) 調査結果及び方針

令和7年度の水位、ゆう出量、泉温については、年間を通して目立った変化は観測されなかった。なお、令和4年度に過去10年間分（平成24年～令和3年度）の化学成分や水位等のデータから動向の解析を行った。泉温や湧出量の減少などがみられる源泉もあり、引き続き調査を行い経過観察していくこととしたい。

(6) 温泉の採取許可関係（令和7年度）

温泉の採取を業として行うためには、温泉に含まれる可燃性天然ガス（メタン）の濃度が環境省の定める値を超える場合は、可燃性天然ガスの安全対策を実施した上で温泉採取許可を受けること、可燃性天然ガス（メタン）の濃度が環境省の定める値を超えない場合は、可燃性天然ガス濃度確認を受けることにより、温泉のくみ上げが可能となる。

ア 温泉採取許可等の状況

管 轄	温泉採取許可		可燃性天然ガス濃度確認		計	
	申 請	許 可	申 請	確 認	申 請	許可・確認
医薬・生活衛生課						
県 西						
県 東						
県 南						
県 北			1	1	1	1
安 足						
計			1	1	1	1

イ 温泉採取許可等の取消

該当なし

ウ 温泉採取状況

管 轄	温泉採取許可等を受けた源泉数		計
	温泉採取許可	可燃性天然ガス濃度確認	
医薬・生活衛生課	2	12	14
県 西	5	130	135
県 東	6	5	11
県 南	0	4	4
県 北	35	286	321
安 足	1	3	4
計	49	440	489

(7) 温泉の利用許可関係（令和7年度）

温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合は、温泉法の規定により知事の許可が必要であるが、本県では許可事務を保健所長に委任している。また、平成8年度より宇都宮市が中核市へ移行したことに伴い、宇都宮市内での利用許可については、宇都宮市長の権限となった。

ア 温泉利用許可状況

管 轄	浴 用		飲 用		計	
	申 請	許 可	申 請	許 可	申 請	許 可
県 西	202	202			202	202
県 東						
県 南	2	2			2	2
県 北	82	82	1	1	83	83
安 足	1	1			1	1
計	287	287	1	1	288	288

イ 温泉利用許可等の取消

該当なし

ウ 栃木県温泉利用審査会

温泉の禁忌症、適応症及び利用上の注意事項については、環境省の通知で、医師の意見を聴くこととされている。

栃木県では、保健所長が温泉の禁忌症等を決定することとしているが、飲用の場合など判断が難しいケースについては、温泉療法医等の専門家からなる「栃木県温泉利用審査会」の意見を聴いて、温泉の禁忌症等を決定している。

なお、直近では、平成29年度に1回開催し、硫黄泉利用許可者に対する処分基準、温泉の利用の許可に係る審査基準について審査を行った。

エ 温泉利用施設の監視

温泉には多くの成分が含まれており、その利用法を誤ったり、あるいは温泉の利用施設等の管理が適切でないと、人体に思わぬ害を与える場合があるため、温泉監視員による立入検査を実施した。

特に、硫化水素を含有する温泉を利用している施設や、飲用許可施設を重点的に監視した。

管 轄	利用許可 件 数	許可の内容		監視数	指導件数
		浴 用	飲 用		
県 西	1,391	1,389	2	341	8
県 東	81	81		28	
県 南	26	26		13	
県 北	2,070	2,050	20	294	13
安 足	17	17		13	3
計	3,585	3,563	22	689	24

オ 温泉利用状況（R7.3.31 現在）

管 轄	宿泊施設数	収 容 人 員	年 間 延 べ 宿泊利用人員	温泉利用の 公衆浴場施設	国民保養温泉地 延べ利用人員
県 西	192	30,179	2,162,181	92	146,964
県 東	3	541	82,555	5	
県 南	4	181	12,624	6	
県 北	208	19,721	1,972,192	156	23,433
安 足	2	106	4,771	2	
宇都宮市	5	507	61,758	12	
計	414	51,235	4,296,081	273	170,397

(8) 普及啓発事業

温泉の保護と適正利用に関する普及啓発活動として、次のような事業を実施した。

第 60 回栃木県温泉講習会の開催（栃木県温泉保護開発協会連合会との合同開催）

日 時 令和 8（2026）年 1 月 14 日（水）

場 所 栃木県庁 東館 4 階 講堂

内 容 温泉の保護と適正利用並びに「新・湯治」に対する指針

講 師 株式会社ネクスパ 代表取締役／那須町温泉保護開発協会 会長 稲川 裕之氏

参加者 温泉管理者・利用施設経営者・行政担当者・その他関係者

(9) その他

ア 全国から見た栃木県の現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

項 目	源泉数	湧出量 （ℓ/分）	温泉を利用した 宿泊施設数	左の施設における年 間延べ宿泊利用人員	温泉を利用した 公衆浴場施設数
全国順位	10 位	13 位	9 位	8 位	7 位

環境省 HP から

「温泉に関するデータ 令和 6 年度温泉利用状況」

イ 国民保養温泉地

令和 4 年 10 月現在、環境省において、全国で 79 ヶ所指定を受けている。

温泉地名	指定地域	指定年月日	主たる泉質
奥日光湯元温泉	日光市の一部	昭和 29 年 10 月 11 日	単純硫黄泉（硫化水素型）
板室温泉*	那須塩原市の一部	昭和 46 年 3 月 23 日	アルカリ性単純温泉

*奥日光湯元温泉は、青森県の酸ヶ湯温泉、群馬県の四万温泉とともに第一号指定温泉地。

*板室温泉は、「ふれあい・やすらぎ温泉地」の指定も受けている。

平成 24 年 7 月に国民保養温泉地選定標準が改正され、既に指定されている温泉地は、再度、国民保養温泉地として指定を受けるために、国民保養温泉地計画案の提出が必要となった。

計画は 5 年ごとに見直しを行う。奥日光湯元温泉は令和 5 年度、板室温泉は令和 6 年度に改訂。

第2 参 考 資 料

1 主な条例・規則等	118
2 医薬・生活衛生課関係団体	120
(1) 生活衛生関係団体	
(2) 動物関係団体	
(3) 食品安全推進班関係団体	
(4) 薬務関係団体	
(5) 温泉関係団体	
3 附属機関等構成員名簿	123
(1) とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿	
(2) 栃木県地方薬事審議会委員名簿	

1 主な条例・規則等

生活衛生
栃木県生活衛生適正化審議会条例(平成 12 年条例第 7 号)
栃木県公衆浴場審議会規則(昭和 36 年規則第 71 号)
栃木県公衆浴場施設整備資金融資規則(昭和 40 年規則第 26 号)
栃木県動物管理業務等従事職員被服貸与規程(昭和 56 年訓令第 10 号)
旅館業法施行条例(昭和 33 年条例第 43 号)
旅館業法施行細則(昭和 34 年規則第 2 号)
旅館業法施行条例第 6 条第 1 項第 3 号の規定による施設の指定(昭和 61 年告示第 846 号)
興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準及び入場者の衛生に必要な措置基準等に関する条例(昭和 59 年条例第 23 号)
興行場法施行細則(昭和 59 年規則第 67 号)
公衆浴場法施行条例(昭和 24 年条例第 3 号)
公衆浴場法施行細則(昭和 61 年規則第 41 号)
公衆浴場入浴料金の統制額の指定(令和 5 年告示第 40 号)
クリーニング所において講ずべき必要な措置を定める条例(平成 14 年条例第 60 号)
クリーニング業法施行細則(昭和 33 年規則第 78 号)
理容師法施行条例(平成 12 年条例第 5 号)
理容師法施行細則(昭和 38 年規則第 7 号)
美容師法施行条例(平成 12 年条例第 6 号)
美容師法施行細則(昭和 38 年規則第 8 号)
調理師法施行細則(昭和 34 年規則第 35 号)
県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例 (平成 24 年条例第 52 号)
県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則 (平成 25 年規則第 12 号)
栃木県小規模水道条例(昭和 38 年条例第 30 号)
栃木県小規模水道条例施行規則(昭和 38 年規則第 91 号)
墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 23 年規則第 34 号)
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和 56 年規則第 43 号)
食品衛生法施行条例(令和 3 年条例第 4 号)
食品衛生法施行細則(昭和 32 年規則第 39 号)
とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例(平成 18 年条例第 39 号)
とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例施行規則(平成 18 年規則第 70 号)
とちぎ食の安全・安心推進会議規則(平成 18 年規則第 71 号)
製菓衛生師法施行細則(昭和 42 年規則第 50 号)
一般と畜場の構造設備の基準を定める条例(平成 15 年条例第 3 号)
と畜場法施行細則(昭和 29 年規則第 21 号)
と畜場番号を定める告示(昭和 54 年告示第 343 号)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成 3 年規則第 21 号)
化製場等の構造設備の基準等に関する条例(昭和 59 年条例第 22 号)
化製場等に関する法律施行細則(昭和 59 年規則第 68 号)
化製場等に関する法律第 9 条第 1 項の規定による区域の指定(平成 8 年告示第 248 号)
狂犬病予防法施行細則(平成 7 年規則第 34 号)
栃木県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和 54 年条例第 28 号)
栃木県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和 54 年規則第 70 号)
薬 務
栃木県地方薬事審議会条例(昭和 38 年条例第 3 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (平成 16 年規則第 61 号)
栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成 27 年条例第 31 号)
栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成 27 年規則第 37 号)
麻薬取締員証規程(平成 15 年訓令第 7 号)
栃木県麻薬中毒審査会条例(平成26年条例第9号)
温泉法施行細則(昭和 62 年規則第 72 号)

2 医薬・生活衛生課関係団体

(1) 生活衛生関係団体（令和8(2026)年3月31日現在）

団体名	住所等	概 要
(公財) 栃 木 県 生活衛生営業指導センター	宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル内 028(625)2660	設 立 昭和57.4.1 法人化 理事長 柳 健
栃 木 県 生活衛生同業組合協議会	宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル内 028(625)2660	設 立 昭和36.6.20 会 長 柳 健 支 部 11 組合員 2,879名(R5.10.1現在)
栃 木 県 理 容 生活衛生同業組合	宇都宮市塙田4-4-10 028(622)3517	設 立 昭和32.12.28 理事長 山本 賢司 支 部 14 組合員 641名(R7.12.31現在)
栃 木 県 美 容 業 生活衛生同業組合	宇都宮市宿郷2-10-11 028(651)5225	設 立 昭和33.1.13 理事長 渡辺 稔 支 部 11 組合員 368名(R7.12.31現在)
栃木県クリーニング業 生活衛生同業組合	宇都宮市昭和1-3-10 県庁舎西別館4階 028(622)7527	設 立 昭和32.12.28 理事長 長尾 清敏 支 部 7 組合員 59名(R5.10.1現在)
栃 木 県 興 行 合 生活衛生同業組合	宇都宮市江野町7-13 プラザヒカリ内 028(634)3769	設 立 昭和33.1.10 理事長 柳 健 支 部 2 組合員 11名(R7.12.31現在)
栃 木 県 公 衆 浴 場 業 生活衛生同業組合	宇都宮市若草1-9-5 宝湯内 028(624)8049	設 立 昭和33.3.31 理事長 稲垣 佐一 支 部 4 組合員 3名(R5.10.1現在)
栃 木 県 旅 館 ホ テ ル 合 生活衛生同業組合	宇都宮市一番町3-17 福田ビジネスビル1F 028(636)7246	設 立 昭和33.9.27 理事長 福田 治雄 支 部 20 組合員 285名(R7.12.31現在)
栃 木 県 食 肉 合 生活衛生同業組合	宇都宮市川田町211-3 028(656)4092	設 立 昭和33.9.24 理事長 鈴木 宏幸 支 部 10 組合員 125名(R7.12.31現在)
栃 木 県 め ん 類 業 合 生活衛生同業組合	宇都宮市駒生1-2-17 028(680)5346	設 立 昭和34.10.20 理事長 高久 光男 支 部 8 組合員 80名(R7.12.31現在)
栃 木 県 寿 司 商 合 生活衛生同業組合	宇都宮市戸祭町3027-1 (株) 奴寿司本部内 028(627)3900	設 立 昭和35.6.8 理事長 藤咲 幸生 支 部 5 組合員 37名(R7.12.31現在)
栃 木 県 料 理 業 合 生活衛生同業組合	宇都宮市上戸祭町63-1 かが田内 028(621)5182	設 立 昭和36.4.17 理事長 加賀田 修一 支 部 3 組合員 20名(R7.12.31現在)
栃 木 県 中 華 料 理 合 生活衛生同業組合	宇都宮市弥生2-1-4 028(637)4507	設 立 昭和41.3.19 理事長 亀井 實 支 部 4 組合員 101名(R7.12.31現在)
栃 木 県 社 交 飲 食 業 合 生活衛生同業組合	小山市雨ヶ谷741-1 (株) 小山中央観光バス事務所内 0285(31)1313	設 立 昭和53.6.26 会 長 中島 一男 支 部 4 組合員 120名(R7.12.31現在)

栃 木 県 飲 食 業 会 生 活 衛 生 同 業 組 合	宇都宮市戸祭町2183-1 栃木県電機商業組合事務所2階 028(625)5003	設 立 昭和53.11.20 理 事 長 渡辺 三夫 支 部 18 組 合 員 530名(R7.12.31現在)
栃 木 県 食 鳥 肉 販 売 業 会 生 活 衛 生 同 業 組 合	宇都宮市本町6-10 (有)金田昇商店内 028(622)2053	設 立 昭和56.12.11 理 事 長 金田 曄 支 部 3 組 合 員 13名(R7.12.31現在)
(公社)栃 木 県 会 ビルメンテナンス協会	栃木県宇都宮市岩曽町1377 第1KSKビル4階 028(689)4021	設 立 昭和54.11 法 人 化 昭和64.1.5 会 長 鈴木 秀明 会 員 41社(R6.4.1現在)
栃 木 県 会 貯 水 槽 衛 生 管 理 協 会	栃木県宇都宮平出工業団地 44番28号 宇都宮市管工事会館2階 028(683)6372	設 立 昭和52.4.5 会 長 小牧 伸敏 会 員 59社(R6.4.1現在)
栃木県ペストコントロール協会	宇都宮市若草3-13-22 028(625)0606	設 立 昭和51.4.1 会 長 高崎 博司 会 員 12(R8.4.1現在)

(2) 動物関係団体 (令和8(2026)年3月31日現在)

団体名	住所等	概 要
(公 社) 栃 木 県 獣 医 師 会	宇都宮市昭和1-1-23 028(622)7793	設 立 昭和2年ごろ 法 人 化 昭和23.9.27 会 長 大住 敬 支 部 4 会 員 459名(R6.5.7現在)

(3) 食品安全推進班関係団体 (令和8(2026)年3月31日現在)

団体名	住所等	概 要
(公社)栃 木 県 会 食 品 衛 生 協 会	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館内 028(622)5953	設 立 昭和24.8.1 法 人 化 昭和39.8.5 会 長 菊地 正幸 支 部 11 会 員 12,457名(R7.12.31現在)
栃 木 県 調 理 師 連 合 会	宇都宮市平出町3580-5 IFC栄養専門学校内 028-663-4511	設 立 昭和39.7 会 長 堀内 英夫 会 員 200名
栃 木 県 牛 乳 協 会	宇都宮市平出工業団地5-3 栃木明治牛乳株式会社内 028(661)4433	設 立 4/23、5/8tel確認中 会 長 尾野田 聡 会 員 10社(R6.5.9現在)
とちぎ弁当連絡協議会	宇都宮市下岡本町4105 028(673)7247	設 立 平成25.9.13 会 長 橋本 正行 会 員 50社(R5.2.17現在)

(4) 薬務関係団体 (令和8(2026)年3月31日現在)

団体名	住所等	概 要
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑5-1-5 028(658)9877	設 立 明治38 法 人 化 昭和48.3.19 会 長 梅野 和邦 支 部 14 会 員 1,099名(R8.3.11現在)
(一社)栃木県病院薬剤師会	宇都宮市緑5-1-5 栃木県薬剤師会館内 0282(87)2267	設 立 昭和26.6.9 法 人 化 平成24.3.24 会 長 臼井 悟 会 員 718名(R6.8.31現在)

(一社)栃木県医薬品登録 販売者協会	真岡市八木岡441-3 (有) 薬師泰漢堂内 080(2359)9112	設 立 昭和30. 11. 18 法人化 昭和57. 11. 17 会 長 横倉純夫 支 部 9 会 員 37名(R5. 3. 31現在)
栃木県配置薬協議会	栃木市大森町50-3 0282(24)2247	設 立 平成24. 11 会 長 松川 栄信(R5. 4. 22現在) 支 部 3 会 員 98名(R4. 12. 1現在)
栃木県医薬品卸協会	宇都宮市泉が丘5-7-20 ナカノ薬品(株)内 028(683)2011	設 立 昭和35. 10 会 長 滑田 賢治 会 員 5社(R8. 4. 1現在)
栃木県麻薬協会	宇都宮市泉が丘5-7-20 ナカノ薬品(株)内 028(683)2011	設 立 昭和36. 8 会 長 滑田 賢治 会 員 12事業所(R8. 4. 1現在)
栃木県薬事工業会	宇都宮市塙田1-1-20 県医薬・生活衛生課内 028(650)6163	設 立 昭和49. 5 会 長 富永英夫 正会 員 48社 准会 員 17社(R8. 4. 1現在)

(5) 温泉関係団体 (令和8(2026)年5月31日現在)

団体名等	概 要
栃木県温泉保護開発協会連合会	設 立 昭和39. 3. 28 会 長 渡辺美知太郎 会 員 数 7 団体 (222名) 賛助会 員 39 名
○日光地区温泉保護開発協会	設 立 昭和39. 4 会 長 小川幸男 会 員 33 名
○栗山地区温泉保護開発協会	設 立 昭和39. 4 会 長 八木澤昌夫 会 員 24 名
○藤原地区温泉保護開発協会	設 立 昭和40. 8 会 長 星 收 会 員 39 名
○那須塩原市黒磯地区温泉保護開発協会	設 立 昭和39. 3 会 長 渡辺美知太郎 会 員 18名
○那須塩原市塩原地区温泉保護開発協会	設 立 昭和39. 1 会 長 君島久雄 会 員 58 名
○馬頭温泉保護開発協会	設 立 昭和51. 8 会 長 塚田翔伍 会 員 7 名
○那須町温泉保護開発協会	設 立 昭和39. 3 会 長 稲川裕之 会 員 43名

3 附属機関等構成員名簿

(1) とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成18年栃木県条例第39号）

令和8（2026）年3月31日現在

任期：令和10（2028）年3月31日まで

16名

氏 名	役職名
荒牧 欣子	公募委員
石井 晴夫	東洋大学 名誉教授
今村 光代	公募委員
菊地 正幸	（公社）栃木県食品衛生協会 会長
小菅 哲男	栃木県議会議員
塚原 政雄	栃木県生活協同組合連合会 副会長理事
中村 好一	自治医科大学（公衆衛生学） 名誉教授
野澤 克子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長
服部 貴子	（公社）栃木県栄養士会 副会長
藤波 一博	（一社）栃木県食品産業協会 会長
堀口 逸子	慶應義塾大学医学部 非常勤講師
前田 勇	宇都宮大学農学部教授（応用微生物学）
松本 富男	栃木県農業士会 副会長
室井 真佐美	栃木県女性農業士会 会長
茂木 信幸	（株）下野新聞社 論説委員 部長
和久井 要子	栃木県農業協同組合中央会 農業対策部 部長

(2) 栃木県地方薬事審議会委員名簿

栃木県地方薬事審議会条例（昭和38年栃木県条例第3号）

令和7（2025）年7月1日現在

任期：令和10（2028）年6月30日まで

14名

氏 名	役職名
竹村 克己	（一社）栃木県医師会 常任理事
小池 亮史	弁護士
吉田 真貴子	学校法人国際医療福祉大学薬学部 講師
加藤 雄次	栃木県議会議員
猪瀬 昌子	（一社）栃木県薬剤師会 理事
臼井 悟	（一社）栃木県病院薬剤師会 会長
佐久間 豊子	栃木県女性薬剤師会 会計責任者
車田 由美子	（一社）栃木県医薬品登録販売者協会 外部研修会 研修副委員長
田村 貴彦	栃木県薬事工業会 理事
松川 栄信	栃木県配置薬協議会 会長
岡田 明	栃木県医薬品卸協会 会長
柳田 和子	栃木県地域婦人連絡協議会 副会長
浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会 副会長
石原島 晶子	公募委員